

環境配慮推進状況評価表（事業種類別）

部局名：農林部

事業種名：8 農業農村の整備 ①用排水施設整備事業

1 取組の概要

本事業は、農業の用排水に係る施設を整備するものである。用排水施設は、動植物の生息の場として貴重な水辺空間であることから、事業の実施にあたっては埼玉県環境配慮方針に基づき、農村の環境保全や生態系への配慮など、環境への負荷を軽減する取り組みを行っている。

2 主な成果

水路底にはコンクリートを打設せず 2 面護岸とし、魚類や水棲生物の生息環境に配慮したほか、法面を土羽処理とし、自然植生の導入を図った。

3 今後の方針

農業の用排水に係る施設は、用水・排水機能のみならず、生活用水機能、景観保全機能、防災用水機能などを兼ね備えている。この水辺空間は、地域住民や都市住民にとっても憩いと安らぎの場となっている。平成 28 度からは、地域住民と一体となり水辺空間の整備を行う「川の国埼玉はつらつプロジェクト」を実施しており、農家だけではなく、地域住民等の積極的な参加を促し、地域一体となった整備を進めていく。

4 課題

環境配慮の取り組みは、事業の実施だけではなく施設の維持管理においても費用や労力が必要となる。農業農村整備事業では、原則として事業費の地元負担があるほか、施設の維持管理も地元で行っている。そのため、取り組みにあたり地元農家や施設管理者の理解と協力が不可欠であるほか、地域住民等の参加による施設維持管理の仕組みを構築する必要がある。

5 事業一覧

（様式第 1 号により個別評価を行った事業を列挙する。）

別表－2 のとおり

別表－2
個別評価事業一覧

事業年度：令和元年度

部局名：農林部

事業種名：8 農業農村の整備 ①用排水施設整備事業

番号	事業名	配慮事項・段階	該当チェック数	実施チェック数	環境配慮実施率	総合評価
1	川の国埼玉はつらつプロジェクト（古川排水路）	施工段階	24	22	91.7	5
2	川の国埼玉はつらつプロジェクト（文覚川）	施工段階	33	31	93.9	5
3	農業用ため池緊急対策事業（鎌北湖）	施工段階	28	26	92.9	5
4	かんがい排水事業（小鹿野用水）	施工段階	14	14	100.0	5
5	農業用ため池緊急対策事業（姿）	施工段階	20	20	100.0	5
6	かんがい排水事業（豊里東部排水機場）	施工段階	11	10	90.9	5
7	かんがい排水事業（明戸北部）	施工段階	13	12	92.3	5
8	農業用ため池緊急耐震対策事業（円良田湖）	施工段階	10	9	90.0	5
9	かんがい排水事業（荒川中部左幹線）	施工段階	8	7	87.5	4
10	かんがい排水事業（荒川中部右幹線）	施工段階	9	8	88.9	4
11	川の国埼玉はつらつプロジェクト（酒巻導水路）	施工段階	11	11	100.0	5
12	かんがい排水事業（新郷交換用水路）	施工段階	8	6	75.0	3
13	かんがい排水事業（渡内糠田排水機場）	施工段階	5	4	80.0	3
14	かんがい排水事業（酒巻導水路）	施工段階	9	9	100.0	5
15	川の国埼玉はつらつプロジェクト（会の川）	施工段階	11	9	81.8	4
16	農地防災事業（島中領）	施工段階	14	12	85.7	4
17	農地防災事業（稲荷木落3期）	施工段階	10	8	80.0	3
18	かんがい排水事業（幸手領・権現堂）	施工段階	12	12	100.0	5
19	かんがい排水事業（葛西中流）	施工段階	11	11	100.0	5
20	農地防災事業（権現堂3期）	施工段階	11	11	100.0	5
21	農地防災事業（神扇3期）	施工段階	11	11	100.0	5
22	川の国埼玉はつらつプロジェクト（出羽堀）	施工段階	13	13	100.0	5
23	かんがい排水事業（埼玉4期）	施工段階	4	3	75.0	3
	合計		300	279		

環境配慮推進状況評価表（事業別）

部局名 農林部 課・所・室名 東松山農林振興センター

事業の種類	8 農業農村の整備 ①用排水施設整備事業	事業名	川の国埼玉はつらつプロジェクト（農業用水）（古川排水路地区）
事業の規模	環境護岸 L=2.7km	実施場所	川越市大字石田本郷地内ほか
計画期間	平成29年度～令和2年度	段階	施工段階
事業の概要： 古川排水路は川越市北東部の水田地帯を通る重要な農業排水路である。下流部は川のまると再生プロジェクトで良好な水辺空間に整備されており、これを上流へ拡大する整備をすることで、川越市が整備する散策路（農村のさんぽ道）と合わせて、周辺の伊佐沼や川越運動公園等のネットワークを確立し、ジョギング等の健康づくりを行う人々を水辺へ誘導するなど、安らぎと賑わいの空間を創出するものである。			

※別表1を添付する。

総合評価	5
------	---

【記入方法】

評価基準に基づき評価を行った総合評価を記入する。

特に配慮した事項

- ・ 構造物の基礎には再生材を使用した。
- ・ 排水路の護岸は、コンクリート3面張りではなく、水路底が部分的に土となる2面護岸を採用し、生態系へ配慮した。
- ・ 景観配慮として、排水路の法面については土羽処理とし、自然植生の導入を図った。

配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項

【記入方法】

- 1 「特に配慮した事項」欄は、事業実施に当たって、特に配慮した事項とその内容について記入する。
なお、総合評価が4以上の事業にあっては、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。
- 2 「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項」欄は、事業実施に当たって、特に配慮できなかった事項及びその理由や配慮すべき事項について記入する。
なお、総合評価が2以下の事業にあっては、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。
総合評価が3以上の事業についても、今後の事業にあたっての配慮すべき事項について、記入する。

別表 1 8 農業農村の整備に関する環境配慮方針

事業名	川の国埼玉はつらつプロジェクト（農業用水）（古川排水路地区）
-----	--------------------------------

各種計画との整合等	配慮時期		チェック		備考 従前の配慮事項 （個別事項）と の対応状況
	調査・計画段階	設計・施工段階	該当	実施	
① 国土利用計画や都市計画などの土地利用関連諸計画との整合を図るなどにより、周辺地域の自然や景観さらには安全性を損なうことのないよう配慮する。	○		✓	✓	
② 周辺地域の他の計画や事業の情報を収集する。	○		✓	✓	
③ 地域住民や県民に対し、環境に配慮した整備・維持管理の重要性についての情報提供を図る。	○	○	✓	✓	3-1①②

基本方向 1		配慮時期		チェック		備考 従前の配慮事項 （個別事項）と の対応状況
新たなエネルギーが普及した自立分散型の低炭素社会づくり		調査・計画段階	設計・施工段階	該当	実施	
基本的配慮事項 1 新たなエネルギー社会の構築						
個別事項	① 再生可能エネルギーの活用を図る。	○	○	-	-	
	② 蓄電池等の導入を図る。	○	○	-	-	
	③ コージェネレーションの導入を図る。	○	○	-	-	
基本的配慮事項 2 地球温暖化対策の総合的推進						
個別事項	① エネルギーの効率的利用を図る。	○	○	-	-	
	② 工事用車両の運行時間、台数等を工夫するとともに、工事の計画的な執行に努める。	○	○	✓	✓	
	③ 交通流の整序化を図る。	○	○	-	-	
	④ TDM（交通需要マネジメント）を促進する。	○	○	-	-	
	後掲（森林の整備と保全）					

基本的配慮事項 3 ヒートアイランド対策の推進					
個別事項	① 駐車場、壁面や屋上の緑化を図る。	○	○	-	-
	② 照明・電気設備の高効率化や太陽光の調節による熱負荷の低減に配慮する。	○	○	-	-
	③ 空調設備の高効率化や通風による熱負荷の低減に配慮する。	○	○	-	-

基本方向 2		配慮時期		チェック		備考 従前の配慮事項 (個別事項)との 対応状況
限りある資源を大切に する循環型社会づくり		調査・ 計画 段階	設計・ 施工 段階	該当	実施	

基本的配慮事項 1 廃棄物の減量化・循環利用の推進						
個別事項	① 建設廃棄物の発生の抑制、再資源化を推進する。		○	✓	✓	1-3②③
	② 建設発生土の発生を抑えるとともに、発生した建設発生土は地区内利用及び公共工事間での流用を検討する。	○	○	✓	✓	1-2①②
	③ 資材等の選定に当たっては、耐久性が高く、再資源化しやすいもの、環境負荷の少ないもの、再生品を優先的に使用するよう努める。		○	✓	✓	1-3①
	④ 建築物や工作物の解体が伴う場合、PCB含有機器の有無について事前調査し、適正に処理する。		○	-	-	
	⑤ 建築物や工作物の解体が伴う場合、石綿含有建材の有無について事前調査し、適正に処理する。		○	-	-	

基本的配慮事項 2 水循環の健全化と地盤環境の保全						
個別事項	① 雨水の流出抑制・貯留・浸透・循環利用を促進する。	○	○	✓	✓	
	② 排水再利用（中水利用）システムの導入を図る。	○	○	-	-	
	③ 透水性舗装、浸透柵・浸透トレンチの採用に努める。	○	○	-	-	
	④ 芝生化などにより、舗装部分を最小限に抑えるよう努める。		○	-	-	
	⑤ 地盤沈下対策を適切に実施する。		○	-	-	1-1①
	⑥ 周辺の地下水に影響を与えないようにする。		○	✓	✓	1-1①

基本方向 3		配慮時期		チェック		備考 従前の配慮事項 (個別事項)と の対応状況
恵み豊かなみどりや川に彩られ、生物の多様性に富んだ自然共生社会づくり		調査・計画段階	設計・施工段階	該当	実施	
基本的配慮事項 1 川の保全と再生						
個別事項	① 周辺の公共水域の水質の維持など良好な環境の維持に努める。	○	○	✓	✓	1-2③
	② 農業集落排水等の導入を図る。		○	-	-	
	③ 親水護岸や多自然型護岸を採用するなど、多様な水際線の維持、形成に努める。		○	✓	✓	
	④ ため池等の保全を図り、多面的な有効利用を推進する。	○	○	-	-	2-1⑤
基本的配慮事項 2 みどりの保全と再生						
個別事項	① 良好な樹林地、緑地、水辺等については、あらかじめ公園に取り込むなど保全について検討する。	○	○	-	-	2-2①
	② 地域の環境改善のための多様な緑の創造に努める。	○	○	-	-	2-2②④
基本的配慮事項 3 森林の整備と保全						
個別事項	① 良好な樹林地、緑地の保全と創造を推進する。	○	○	-	-	2-2①
	② 県産木材の積極的活用を図る。		○	✓		2-2③
基本的配慮事項 4 生物多様性の保全						
個別事項	① 在来植生に配慮し、敷地の緑化を推進する。	○	○	✓	✓	2-1②④
	② 表土の保全に努める。	○	○	-	-	1-2①
	③ 野生生物の生息空間に配慮した施設整備に努める。	○	○	-	-	2-1②③④
	④ さいたまレッドデータブック等に基づき希少野生生物の生息・生育状況を把握する。	○	○	-	-	2-1①
	⑤ 希少野生生物の生息・生育空間の確保に努める。	○	○	-	-	2-1①

基本方向 4		配慮時期		チェック		備考 従前の配慮事項 (個別事項)と の対応状況
		調査・ 計画 段階	設計・ 施工 段階	該 当	実 施	
安心・安全な環境保全型社会づくり						
基本的配慮事項 1 大気環境の保全						
個別 事項	① 工事施工中の粉じん対策を図る。		○	✓	✓	1-1①
	再掲（環境に配慮した交通の実現）					
基本的配慮事項 2 公共用水域・地下水及び土壌の汚染防止						
個別 事項	① 水質等の保全を図る。		○	✓	✓	1-1①
	② 地下水汚染防止対策に努める。		○	✓	✓	1-1①
基本的配慮事項 3 身近な生活環境の保全						
個別 事項	① 騒音・振動対策を適切に実施する。		○	✓	✓	1-1①
	② 工事中の資材搬出入車両の走行速度の設定を図る。		○	✓	✓	1-1①
	③ 環境対策型建設機械の採用を図る。		○	✓	✓	1-1②
基本的配慮事項 4 環境分野の災害への備えの推進						
個別 事項	① 防災機能の強化と災害時に活用可能な再生可能エネルギー等によるインフラの整備を図る。	○	○	-	-	

基本方向 5		配慮時期		チェック		備考 従前の配慮事項 (個別事項)と の対応状況
環境の保全・創造に向けて各主体が取り組む協働社会づくり		調査・ 計画 段階	設計・ 施工 段階	該当	実施	
基本的配慮事項 1 環境と共生する地域づくりの推進						
個別 事項	① 文化財指定区域については保存に努めるとともに、埋蔵文化財包蔵地においては保存の検討や記録の保存に努める。	○	○	-	-	
	② 貴重な歴史的環境については、公園に取り込むなどして保全に努める。	○	○	-	-	2-2②
	③ 周辺の景観に調和する施設整備に努める。	○	○	✓	✓	1-2③, 2-2④
	④ 木材や石材など地場産の自然素材の利用に努める。		○	✓	✓	2-2③
	⑤ 都市と農村の交流やうるおいの場を創出する。	○	○	✓	✓	2-3①
基本的配慮事項 2 環境を守り育てる人材育成						
個別 事項	① 児童や県民等への学習の場を創出する。	○	○	✓		2-3②
	② 環境保全及び管理に取り組む県民等のボランティア活動等を支援する。		○	✓	✓	
		実施率		合計		
		b / a (%)		(a)	(b)	
		92%		24	22	
		総合評価		5		

【実施率の算出方法】

- 1) 該当欄は、該当する項目に✓印をつけ、✓の合計数を記入(a)する。
- 2) 実施欄は、実施した(実施を決定した)事項に✓印をつけ、✓の合計数を記入(b)する。
- 3) 実施率は、次の式で算出する。 実施率 (%) = $b \div a \times 100$

【総合評価の評価基準】

- 5 : 実施率が90%以上で、かつ、技術・社会動向からみて最大限の措置を講じている。
- 4 : 実施率が80%以上で、かつ、基準5には及ばないが一定レベルの措置を講じている。
- 3 : 実施率が、70%以上である。
- 2 : 実施率が、50%以上70%未満である。
- 1 : 実施率が、50%未満である。

※ 総合評価が4以上の事業にあっては、様式第1号の「特に配慮した事項」欄に、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。

なお、総合評価が2以下の事業にあっては、様式第1号の「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項」欄に、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。総合評価が3以上の事業についても、同欄に、今後の事業にあたっての配慮すべき事項について、記入する。

環境配慮推進状況評価表（事業別）

部局名 農林部 課・所・室名 東松山農林振興センター

事業の種類	8 農業農村の整備 ①用排水施設整備事業	事業名	川の国埼玉はつらつプロジェクト (文覚川地区)
事業の規模	文覚川整備 L=1130m	実施場所	比企郡吉見町地内
計画期間	平成29年度～令和2年度	段階	施工段階

事業の概要：農業を基幹産業とする吉見町は、東に荒川、西南に市野川が流れ、農業用に取水をしているが大雨時には氾濫や増水による水害に悩まされてきた歴史がある。主要な農業用水路でもある文覚川沿いのさくら堤公園内に遊歩道と環境護岸を整備することで、「水と共に暮らす町」を知る情報発信拠点とし、町の用水や治水に関する施設や農業の多面的機能に対する、町民、観光客、サイクリニストの理解を深める。

※別表1を添付する。

総合評価	5
------	---

【記入方法】

評価基準に基づき評価を行った総合評価を記入する。

特に配慮した事項

文覚川沿いの堤防であるさくら堤は、春は桜と菜の花、秋は彼岸花が咲き誇り、開花期には散策を楽しむ町民や観光客、サイクリニストらが多く訪れる。花や緑と遊歩道の色が調和するよう、舗装色には落ち着いたアースカラーを採用し、雨水が地面に染みこむように透水性の舗装とすると共に、路盤材には再生砕石や再生砂を使用した。

また、散策者が水辺に近づき文覚川の水に親しめるよう、菜の花が咲く岸辺の法面勾配を緩くして転落防止柵の設置を極力廃し、安全管理上、やむを得ず柵を設置する場合には、景観になじむ茶系の塗装とした。

あわせて、環境護岸の構造を階段上にすることで、散策者が水辺に降りられる場所を確保すると共に、腰をかけて安らげる空間を創出した。

配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項

安全管理と環境配慮の両立の追求。

【記入方法】

- 「特に配慮した事項」欄は、事業実施にあたって、特に配慮した事項とその内容について記入する。
なお、総合評価が4以上の事業にあつては、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。
- 「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項」欄は、事業実施にあたって、特に配慮できなかった事項及びその理由や配慮すべき事項について記入する。
なお、総合評価が2以下の事業にあつては、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。
総合評価が3以上の事業についても、今後の事業にあたっての配慮すべき事項について、記入する。

別表 1 8 農業農村の整備に関する環境配慮方針

事業名		川の国埼玉はつらつプロジェクト（文覚川地区）				
各種計画との整合等		配慮時期		チェック		備考 従前の配慮事項（個別事項）との対応状況
		調査・計画段階	設計・施工段階	該当	実施	
個別事項	① 国土利用計画や都市計画などの土地利用関連諸計画との整合を図るなどにより、周辺地域の自然や景観さらには安全性を損なうことのないよう配慮する。	○				
	② 周辺地域の他の計画や事業の情報を収集する。	○				
	③ 地域住民や県民に対し、環境に配慮した整備・維持管理の重要性についての情報提供を図る。	○	○	✓	✓	3-1①②
基本方向 1		配慮時期		チェック		備考 従前の配慮事項（個別事項）との対応状況
新たなエネルギーが普及した自立分散型の低炭素社会づくり		調査・計画段階	設計・施工段階	該当	実施	
基本的配慮事項 1 新たなエネルギー社会の構築						
個別事項	① 再生可能エネルギーの活用を図る。	○	○			
	② 蓄電池等の導入を図る。	○	○			
	③ コージェネレーションの導入を図る。	○	○			
基本的配慮事項 2 地球温暖化対策の総合的推進						
個別事項	① エネルギーの効率的利用を図る。	○	○			
	② 工事用車両の運行時間、台数等を工夫するとともに、工事の計画的な執行に努める。	○	○	✓	✓	
	③ 交通流の整序化を図る。	○	○			
	④ TDM（交通需要マネジメント）を促進する。	○	○			
	後掲（森林の整備と保全）					

基本的配慮事項 3 ヒートアイランド対策の推進					
個別事項	① 駐車場、壁面や屋上の緑化を図る。	○	○		
	② 照明・電気設備の高効率化や太陽光の調節による熱負荷の低減に配慮する。	○	○		
	③ 空調設備の高効率化や通風による熱負荷の低減に配慮する。	○	○		

基本方向 2		配慮時期		チェック		備考 従前の配慮事項 (個別事項)との 対応状況
限りある資源を大切に する循環型社会づくり		調査・ 計画 段階	設計・ 施工 段階	該当	実施	

基本的配慮事項 1 廃棄物の減量化・循環利用の推進						
個別事項	① 建設廃棄物の発生の抑制、再資源化を推進する。		○	✓	✓	1-3②③
	② 建設発生土の発生を抑えるとともに、発生した建設発生土は地区内利用及び公共工事間での流用を検討する。	○	○	✓	✓	1-2①②
	③ 資材等の選定に当たっては、耐久性が高く、再資源化しやすいもの、環境負荷の少ないもの、再生品を優先的に使用するよう努める。		○	✓	✓	1-3①
	④ 建築物や工作物の解体が伴う場合、PCB含有機器の有無について事前調査し、適正に処理する。		○	✓	✓	
	⑤ 建築物や工作物の解体が伴う場合、石綿含有建材の有無について事前調査し、適正に処理する。		○	✓	✓	

基本的配慮事項 2 水循環の健全化と地盤環境の保全						
個別事項	① 雨水の流出抑制・貯留・浸透・循環利用を促進する。	○	○			
	② 排水再利用（中水利用）システムの導入を図る。	○	○			
	③ 透水性舗装、浸透柵・浸透トレンチの採用に努める。	○	○	✓	✓	
	④ 芝生化などにより、舗装部分を最小限に抑えるよう努める。		○	✓	✓	
	⑤ 地盤沈下対策を適切に実施する。		○			1-1①
	⑥ 周辺の地下水に影響を与えないようにする。		○	✓	✓	1-1①

基本方向 3		配慮時期		チェック		備考 従前の配慮事項 (個別事項)と の対応状況
恵み豊かなみどりや川に彩られ、生物の多様性に富んだ自然 共生社会づくり		調査・ 計画 段階	設計・ 施工 段階	該 当	実 施	
基本的配慮事項 1 川の保全と再生						
個別 事項	① 周辺の公共水域の水質の維持など良好な環境の維持に努める。	○	○	✓	✓	1-2③
	② 農業集落排水等の導入を図る。		○			
	③ 親水護岸や多自然型護岸を採用するなど、多様な水際線の維持、 形成に努める。		○	✓	✓	
	④ ため池等の保全を図り、多面的な有効利用を推進する。	○	○	✓	✓	2-1⑤
基本的配慮事項 2 みどりの保全と再生						
個別 事項	① 良好な樹林地、緑地、水辺等については、あらかじめ公園に取り 込むなど保全について検討する。	○	○	✓	✓	2-2①
	② 地域の環境改善のための多様な緑の創造に努める。	○	○	✓	✓	2-2②④
基本的配慮事項 3 森林の整備と保全						
個別 事項	① 良好な樹林地、緑地の保全と創造を推進する。	○	○	✓	✓	2-2①
	② 県産木材の積極的活用を図る。		○	✓		2-2③
基本的配慮事項 4 生物多様性の保全						
個別 事項	① 在来植生に配慮し、敷地の緑化を推進する。	○	○	✓	✓	2-1②④
	② 表土の保全に努める。	○	○	✓	✓	1-2①
	③ 野生生物の生息空間に配慮した施設整備に努める。	○	○	✓	✓	2-1②③④
	④ さいたまレッドデータブック等に基づき希少野生生物の生息・生 育状況を把握する。	○	○	✓	✓	2-1①
	⑤ 希少野生生物の生息・生育空間の確保に努める。	○	○	✓	✓	2-1①

基本方向 4		配慮時期		チェック		備考 従前の配慮事項 (個別事項)と の対応状況
		調査・ 計画 段階	設計・ 施工 段階	該 当	実 施	
安心・安全な環境保全型社会づくり						
基本的配慮事項 1 大気環境の保全						
個別 事項	① 工事施工中の粉じん対策を図る。		○	✓	✓	1-1①
	再掲（環境に配慮した交通の実現）					
基本的配慮事項 2 公共用水域・地下水及び土壌の汚染防止						
個別 事項	① 水質等の保全を図る。		○	✓	✓	1-1①
	② 地下水汚染防止対策に努める。		○	✓	✓	1-1①
基本的配慮事項 3 身近な生活環境の保全						
個別 事項	① 騒音・振動対策を適切に実施する。		○	✓	✓	1-1①
	② 工事中の資材搬出入車両の走行速度の設定を図る。		○	✓	✓	1-1①
	③ 環境対策型建設機械の採用を図る。		○	✓	✓	1-1②
基本的配慮事項 4 環境分野の災害への備えの推進						
個別 事項	① 防災機能の強化と災害時に活用可能な再生可能エネルギー等によるインフラの整備を図る。	○	○			

基本方向 5		配慮時期		チェック		備考 従前の配慮事項 (個別事項)と の対応状況
環境の保全・創造に向けて各主体が取り組む協働社会づくり		調査・ 計画 段階	設計・ 施工 段階	該当	実施	
基本的配慮事項 1 環境と共生する地域づくりの推進						
個別 事項	① 文化財指定区域については保存に努めるとともに、埋蔵文化財包蔵地においては保存の検討や記録の保存に努める。	○	○			
	② 貴重な歴史的環境については、公園に取り込むなどして保全に努める。	○	○			2-2②
	③ 周辺の景観に調和する施設整備に努める。	○	○	✓	✓	1-2③, 2-2④
	④ 木材や石材など地場産の自然素材の利用に努める。		○	✓	✓	2-2③
	⑤ 都市と農村の交流やうるおいの場を創出する。	○	○	✓	✓	2-3①
基本的配慮事項 2 環境を守り育てる人材育成						
個別 事項	① 児童や県民等への学習の場を創出する。	○	○	✓	✓	2-3②
	② 環境保全及び管理に取り組む県民等のボランティア活動等を支援する。		○	✓		
		実施率		合計		
		b / a (%)		(a)	(b)	
		94		33	31	
		総合評価		5		

【実施率の算出方法】

- 1) 該当欄は、該当する項目に✓印をつけ、✓の合計数を記入(a)する。
- 2) 実施欄は、実施した(実施を決定した)事項に✓印をつけ、✓の合計数を記入(b)する。
- 3) 実施率は、次の式で算出する。 実施率 (%) = $b \div a \times 100$

【総合評価の評価基準】

- 5 : 実施率が90%以上で、かつ、技術・社会動向からみて最大限の措置を講じている。
- 4 : 実施率が80%以上で、かつ、基準5には及ばないが一定レベルの措置を講じている。
- 3 : 実施率が、70%以上である。
- 2 : 実施率が、50%以上70%未満である。
- 1 : 実施率が、50%未満である。

※ 総合評価が4以上の事業にあっては、様式第1号の「特に配慮した事項」欄に、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。

なお、総合評価が2以下の事業にあっては、様式第1号の「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項」欄に、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。総合評価が3以上の事業についても、同欄に、今後の事業にあたっての配慮すべき事項について、記入する。

環境配慮推進状況評価表（事業別）

部局名 農林部 課・所・室名 東松山農林振興センター

事業の種類	8 農業農村の整備 ①用排水施設整備事業	事業名	農業用ため池緊急耐震化対策事業 (鎌北湖地区)
事業の規模	堤体耐震補強 一式	実施場所	入間郡毛呂山町地内
計画期間	平成29年度～令和3年度	段階	施工段階
事業の概要：鎌北湖は、耐震性が低く堤体が決壊した場合に甚大な被害が想定される。よって緊急的に耐震化対策を実施し、農業生産の維持、農業経営の安定及び地域住民の暮らしの安全の確保を図るものである。			

※別表1を添付する。

総合評価	5
------	---

【記入方法】

評価基準に基づき評価を行った総合評価を記入する。

特に配慮した事項

鎌北湖は、県立黒山自然公園内に立地する県内有数の観光地であるため、春の桜、秋の紅葉シーズンはもとより、毎日、多くの観光客が訪れている。堤体の耐震化のため、一時的に現在の石張り護岸を撤去するが、工事後に風光明媚な景観が変化することがないように、撤去した石材を再利用して、もとの景観を維持する予定である。

また、工事中、観光客に不快な思いを抱かせないように、環境対策型建設機械を使用すると共に、騒音・振動対策や資材の搬出入にも強い配慮を行っている。

配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項
安全管理と環境配慮の両立の追求。

【記入方法】

- 「特に配慮した事項」欄は、事業実施に当たって、特に配慮した事項とその内容について記入する。
なお、総合評価が4以上の事業にあつては、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。
- 「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項」欄は、事業実施に当たって、特に配慮できなかった事項及びその理由や配慮すべき事項について記入する。
なお、総合評価が2以下の事業にあつては、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。
総合評価が3以上の事業についても、今後の事業にあたっての配慮すべき事項について、記入する。

別表 1 8 農業農村の整備に関する環境配慮方針

事業名		農業用ため池緊急耐震化対策事業（鎌北湖地区）				
各種計画との整合等		配慮時期		チェック		備考 従前の配慮事項 （個別事項）と の対応状況
		調査・ 計画 段階	設計・ 施工 段階	該 当	実 施	
個別 事項	① 国土利用計画や都市計画などの土地利用関連諸計画との整合を図るなどにより、周辺地域の自然や景観さらには安全性を損なうことのないよう配慮する。	○				
	② 周辺地域の他の計画や事業の情報を収集する。	○				
	③ 地域住民や県民に対し、環境に配慮した整備・維持管理の重要性についての情報提供を図る。	○	○	✓	✓	3-1①②
基本方向 1		配慮時期		チェック		備考 従前の配慮事項 （個別事項）と の対応状況
新たなエネルギーが普及した自立分散型の低炭素社会づくり		調査・ 計画 段階	設計・ 施工 段階	該 当	実 施	
基本的配慮事項 1 新たなエネルギー社会の構築						
個別 事項	① 再生可能エネルギーの活用を図る。	○	○			
	② 蓄電池等の導入を図る。	○	○			
	③ コージェネレーションの導入を図る。	○	○			
基本的配慮事項 2 地球温暖化対策の総合的推進						
個別 事項	① エネルギーの効率的利用を図る。	○	○			
	② 工事用車両の運行時間、台数等を工夫するとともに、工事の計画的な執行に努める。	○	○	✓	✓	
	③ 交通流の整序化を図る。	○	○			
	④ TDM（交通需要マネジメント）を促進する。	○	○			
	後掲（森林の整備と保全）					

基本的配慮事項 3 ヒートアイランド対策の推進					
個別事項	① 駐車場、壁面や屋上の緑化を図る。	○	○		
	② 照明・電気設備の高効率化や太陽光の調節による熱負荷の低減に配慮する。	○	○		
	③ 空調設備の高効率化や通風による熱負荷の低減に配慮する。	○	○		

基本方向 2		配慮時期		チェック		備考 従前の配慮事項 (個別事項)との 対応状況
限りある資源を大切に する循環型社会づくり		調査・ 計画 段階	設計・ 施工 段階	該当	実施	

基本的配慮事項 1 廃棄物の減量化・循環利用の推進						
個別事項	① 建設廃棄物の発生の抑制、再資源化を推進する。		○	✓	✓	1-3②③
	② 建設発生土の発生を抑えるとともに、発生した建設発生土は地区内利用及び公共工事間での流用を検討する。	○	○	✓	✓	1-2①②
	③ 資材等の選定に当たっては、耐久性が高く、再資源化しやすいもの、環境負荷の少ないもの、再生品を優先的に使用するよう努める。		○	✓	✓	1-3①
	④ 建築物や工作物の解体が伴う場合、PCB含有機器の有無について事前調査し、適正に処理する。		○	✓	✓	
	⑤ 建築物や工作物の解体が伴う場合、石綿含有建材の有無について事前調査し、適正に処理する。		○	✓	✓	

基本的配慮事項 2 水循環の健全化と地盤環境の保全						
個別事項	① 雨水の流出抑制・貯留・浸透・循環利用を促進する。	○	○			
	② 排水再利用（中水利用）システムの導入を図る。	○	○			
	③ 透水性舗装、浸透柵・浸透トレンチの採用に努める。	○	○			
	④ 芝生化などにより、舗装部分を最小限に抑えるよう努める。		○			
	⑤ 地盤沈下対策を適切に実施する。		○			1-1①
	⑥ 周辺の地下水に影響を与えないようにする。		○	✓	✓	1-1①

基本方向 3		配慮時期		チェック		備考 従前の配慮事項 (個別事項)と の対応状況
恵み豊かなみどりや川に彩られ、生物の多様性に富んだ自然共生社会づくり		調査・計画段階	設計・施工段階	該当	実施	
基本的配慮事項 1 川の保全と再生						
個別事項	① 周辺の公共水域の水質の維持など良好な環境の維持に努める。	○	○	✓	✓	1-2③
	② 農業集落排水等の導入を図る。		○			
	③ 親水護岸や多自然型護岸を採用するなど、多様な水際線の維持、形成に努める。		○	✓	✓	
	④ ため池等の保全を図り、多面的な有効利用を推進する。	○	○	✓	✓	2-1⑤
基本的配慮事項 2 みどりの保全と再生						
個別事項	① 良好な樹林地、緑地、水辺等については、あらかじめ公園に取り込むなど保全について検討する。	○	○	✓	✓	2-2①
	② 地域の環境改善のための多様な緑の創造に努める。	○	○	✓	✓	2-2②④
基本的配慮事項 3 森林の整備と保全						
個別事項	① 良好な樹林地、緑地の保全と創造を推進する。	○	○	✓	✓	2-2①
	② 県産木材の積極的活用を図る。		○			2-2③
基本的配慮事項 4 生物多様性の保全						
個別事項	① 在来植生に配慮し、敷地の緑化を推進する。	○	○			2-1②④
	② 表土の保全に努める。	○	○			1-2①
	③ 野生生物の生息空間に配慮した施設整備に努める。	○	○	✓	✓	2-1②③④
	④ さいたまレッドデータブック等に基づき希少野生生物の生息・生育状況を把握する。	○	○	✓	✓	2-1①
	⑤ 希少野生生物の生息・生育空間の確保に努める。	○	○	✓	✓	2-1①

基本方向 4		配慮時期		チェック		備考 従前の配慮事項 (個別事項)と の対応状況
		調査・ 計画 段階	設計・ 施工 段階	該 当	実 施	
安心・安全な環境保全型社会づくり						
基本的配慮事項 1 大気環境の保全						
個別 事項	① 工事施工中の粉じん対策を図る。		○	✓	✓	1-1①
	再掲（環境に配慮した交通の実現）					
基本的配慮事項 2 公共用水域・地下水及び土壌の汚染防止						
個別 事項	① 水質等の保全を図る。		○	✓	✓	1-1①
	② 地下水汚染防止対策に努める。		○	✓	✓	1-1①
基本的配慮事項 3 身近な生活環境の保全						
個別 事項	① 騒音・振動対策を適切に実施する。		○	✓	✓	1-1①
	② 工事中の資材搬出入車両の走行速度の設定を図る。		○	✓	✓	1-1①
	③ 環境対策型建設機械の採用を図る。		○	✓	✓	1-1②
基本的配慮事項 4 環境分野の災害への備えの推進						
個別 事項	① 防災機能の強化と災害時に活用可能な再生可能エネルギー等によるインフラの整備を図る。	○	○			

基本方向 5		配慮時期		チェック		備考 従前の配慮事項 (個別事項)と の対応状況
環境の保全・創造に向けて各主体が取り組む協働社会づくり		調査・ 計画 段階	設計・ 施工 段階	該当	実施	
基本的配慮事項 1 環境と共生する地域づくりの推進						
個別 事項	① 文化財指定区域については保存に努めるとともに、埋蔵文化財包蔵地においては保存の検討や記録の保存に努める。	○	○			
	② 貴重な歴史的環境については、公園に取り込むなどして保全に努める。	○	○			2-2②
	③ 周辺の景観に調和する施設整備に努める。	○	○	✓	✓	1-2③, 2-2④
	④ 木材や石材など地場産の自然素材の利用に努める。		○	✓	✓	2-2③
	⑤ 都市と農村の交流やうるおいの場を創出する。	○	○	✓	✓	2-3①
基本的配慮事項 2 環境を守り育てる人材育成						
個別 事項	① 児童や県民等への学習の場を創出する。	○	○	✓		2-3②
	② 環境保全及び管理に取り組む県民等のボランティア活動等を支援する。		○	✓		
		実施率		合計		
		b / a (%)		(a)	(b)	
		93		28	26	
		総合評価		5		

【実施率の算出方法】

- 1) 該当欄は、該当する項目に✓印をつけ、✓の合計数を記入(a)する。
- 2) 実施欄は、実施した(実施を決定した)事項に✓印をつけ、✓の合計数を記入(b)する。
- 3) 実施率は、次の式で算出する。 実施率 (%) = $b \div a \times 100$

【総合評価の評価基準】

- 5 : 実施率が90%以上で、かつ、技術・社会動向からみて最大限の措置を講じている。
- 4 : 実施率が80%以上で、かつ、基準5には及ばないが一定レベルの措置を講じている。
- 3 : 実施率が、70%以上である。
- 2 : 実施率が、50%以上70%未満である。
- 1 : 実施率が、50%未満である。

※ 総合評価が4以上の事業にあっては、様式第1号の「特に配慮した事項」欄に、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。

なお、総合評価が2以下の事業にあっては、様式第1号の「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項」欄に、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。総合評価が3以上の事業についても、同欄に、今後の事業にあたっての配慮すべき事項について、記入する。

環境配慮推進状況評価表（事業別）

部局名 農林部 課・所・室名 秩父農林振興センター

事業の種類	8 農業農村の整備 ①用排水施設整備事業	事業名	かんがい排水事業（長寿命化対策）（小鹿野用水地区）
事業の規模	用水路補修 L=3kmほか	実施場所	秩父郡小鹿野町 地内
計画期間	平成26～令和3年度	段階	設計・施工段階

事業の概要：
 小鹿野盆地の135haをかんがいする目的として、県営かんがい排水事業「小鹿野用水地区」にて、昭和31年に造成された頭首工及び用水路について、供用開始から約57年が経過し、老朽化による漏水や操作不能施設があるなど維持管理が困難な状態となっていることから、安定的な営農を維持するため、保全対策工事を実施するものである。

※別表1を添付する。

総合評価	5
------	---

【記入方法】

評価基準に基づき評価を行った総合評価を記入する。

特に配慮した事項
 仮設工（水替え等）は必要最小限とし、水路内で確認された生物について待避させるなど周辺環境や生息生物の生育環境への負担軽減に努めた。なお、河川に設置された頭首工の補修工事完成時には、関係漁協・受注者等と調整し、生息魚種の稚魚放流を行った。

配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項

【記入方法】

- 1 「特に配慮した事項」欄は、事業実施にあたって、特に配慮した事項とその内容について記入する。
 なお、総合評価が4以上の事業にあっては、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。
- 2 「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項」欄は、事業実施にあたって、特に配慮できなかった事項及びその理由や配慮すべき事項について記入する。
 なお、総合評価が2以下の事業にあっては、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。
 総合評価が3以上の事業についても、今後の事業にあたっての配慮すべき事項について、記入する。

別表 1 8 農業農村の整備に関する環境配慮方針

事業名		かんがい排水事業（長寿命化対策）小鹿野用水地区				
各種計画との整合等		配慮時期		チェック		備考 従前の配慮事項 （個別事項）と の対応状況
		調査・ 計画 段階	設計・ 施工 段階	該 当	実 施	
個別 事項	① 国土利用計画や都市計画などの土地利用関連諸計画との整合を図るなどにより、周辺地域の自然や景観さらには安全性を損なうことのないよう配慮する。	○		-	-	
	② 周辺地域の他の計画や事業の情報を収集する。	○		-	-	
	③ 地域住民や県民に対し、環境に配慮した整備・維持管理の重要性についての情報提供を図る。	○	○	✓	✓	3-1①②
基本方向 1		配慮時期		チェック		備考 従前の配慮事項 （個別事項）と の対応状況
新たなエネルギーが普及した自立分散型の低炭素社会づくり		調査・ 計画 段階	設計・ 施工 段階	該 当	実 施	
基本的配慮事項 1 新たなエネルギー社会の構築						
個別 事項	① 再生可能エネルギーの活用を図る。	○	○	-	-	
	② 蓄電池等の導入を図る。	○	○	-	-	
	③ コージェネレーションの導入を図る。	○	○	-	-	
基本的配慮事項 2 地球温暖化対策の総合的推進						
個別 事項	① エネルギーの効率的利用を図る。	○	○	-	-	
	② 工事用車両の運行時間、台数等を工夫するとともに、工事の計画的な執行に努める。	○	○	✓	✓	
	③ 交通流の整序化を図る。	○	○	-	-	
	④ TDM（交通需要マネジメント）を促進する。	○	○	-	-	
	後掲（森林の整備と保全）					

基本的配慮事項 3 ヒートアイランド対策の推進					
個別事項	① 駐車場、壁面や屋上の緑化を図る。	○	○	-	-
	② 照明・電気設備の高効率化や太陽光の調節による熱負荷の低減に配慮する。	○	○	-	-
	③ 空調設備の高効率化や通風による熱負荷の低減に配慮する。	○	○	-	-

基本方向 2		配慮時期		チェック		備考 従前の配慮事項 (個別事項)との対応状況
限りある資源を大切に作る循環型社会づくり		調査・計画段階	設計・施工段階	該当	実施	

基本的配慮事項 1 廃棄物の減量化・循環利用の推進						
個別事項	① 建設廃棄物の発生の抑制、再資源化を推進する。		○	✓	✓	1-3②③
	② 建設発生土の発生を抑えるとともに、発生した建設発生土は地区内利用及び公共工事間での流用を検討する。	○	○	✓	✓	1-2①②
	③ 資材等の選定に当たっては、耐久性が高く、再資源化しやすいもの、環境負荷の少ないもの、再生品を優先的に使用するよう努める。		○	✓	✓	1-3①
	④ 建築物や工作物の解体が伴う場合、PCB含有機器の有無について事前調査し、適正に処理する。		○	-	-	
	⑤ 建築物や工作物の解体が伴う場合、石綿含有建材の有無について事前調査し、適正に処理する。		○	-	-	

基本的配慮事項 2 水循環の健全化と地盤環境の保全						
個別事項	① 雨水の流出抑制・貯留・浸透・循環利用を促進する。	○	○	-	-	
	② 排水再利用（中水利用）システムの導入を図る。	○	○	-	-	
	③ 透水性舗装、浸透柵・浸透トレンチの採用に努める。	○	○	-	-	
	④ 芝生化などにより、舗装部分を最小限に抑えるよう努める。		○	-	-	
	⑤ 地盤沈下対策を適切に実施する。		○	-	-	1-1①
	⑥ 周辺の地下水に影響を与えないようにする。		○	-	-	1-1①

基本方向 3		配慮時期		チェック		備考 従前の配慮事項 (個別事項)と の対応状況
恵み豊かなみどりや川に彩られ、生物の多様性に富んだ自然共生社会づくり		調査・計画段階	設計・施工段階	該当	実施	
基本的配慮事項 1 川の保全と再生						
個別事項	① 周辺の公共水域の水質の維持など良好な環境の維持に努める。	○	○	✓	✓	1-2③
	② 農業集落排水等の導入を図る。		○	-	-	
	③ 親水護岸や多自然型護岸を採用するなど、多様な水際線の維持、形成に努める。		○	-	-	
	④ ため池等の保全を図り、多面的な有効利用を推進する。	○	○	-	-	2-1⑤
基本的配慮事項 2 みどりの保全と再生						
個別事項	① 良好な樹林地、緑地、水辺等については、あらかじめ公園に取り込むなど保全について検討する。	○	○	-	-	2-2①
	② 地域の環境改善のための多様な緑の創造に努める。	○	○	-	-	2-2②④
基本的配慮事項 3 森林の整備と保全						
個別事項	① 良好な樹林地、緑地の保全と創造を推進する。	○	○	-	-	2-2①
	② 県産木材の積極的活用を図る。		○	-	-	2-2③
基本的配慮事項 4 生物多様性の保全						
個別事項	① 在来植生に配慮し、敷地の緑化を推進する。	○	○	-	-	2-1②④
	② 表土の保全に努める。	○	○	-	-	1-2①
	③ 野生生物の生息空間に配慮した施設整備に努める。	○	○	✓	✓	2-1②③④
	④ さいたまレッドデータブック等に基づき希少野生生物の生息・生育状況を把握する。	○	○	-	-	2-1①
	⑤ 希少野生生物の生息・生育空間の確保に努める。	○	○	-	-	2-1①

基本方向 4		配慮時期		チェック		備考 従前の配慮事項 (個別事項)と の対応状況
		調査・ 計画 段階	設計・ 施工 段階	該 当	実 施	
安心・安全な環境保全型社会づくり						
基本的配慮事項 1 大気環境の保全						
個別 事項	① 工事施工中の粉じん対策を図る。		○	✓	✓	1-1①
	再掲（環境に配慮した交通の実現）			-	-	
基本的配慮事項 2 公共用水域・地下水及び土壌の汚染防止						
個別 事項	① 水質等の保全を図る。		○	✓	✓	1-1①
	② 地下水汚染防止対策に努める。		○	-	-	1-1①
基本的配慮事項 3 身近な生活環境の保全						
個別 事項	① 騒音・振動対策を適切に実施する。		○	✓	✓	1-1①
	② 工事中の資材搬出入車両の走行速度の設定を図る。		○	✓	✓	1-1①
	③ 環境対策型建設機械の採用を図る。		○	✓	✓	1-1②
基本的配慮事項 4 環境分野の災害への備えの推進						
個別 事項	① 防災機能の強化と災害時に活用可能な再生可能エネルギー等によるインフラの整備を図る。	○	○	✓	✓	

基本方向 5		配慮時期		チェック		備考 従前の配慮事項 (個別事項)と の対応状況
環境の保全・創造に向けて各主体が取り組む協働社会づくり		調査・ 計画 段階	設計・ 施工 段階	該当	実施	
基本的配慮事項 1 環境と共生する地域づくりの推進						
個別 事項	① 文化財指定区域については保存に努めるとともに、埋蔵文化財包蔵地においては保存の検討や記録の保存に努める。	○	○	-	-	
	② 貴重な歴史的環境については、公園に取り込むなどして保全に努める。	○	○	-	-	2-2②
	③ 周辺の景観に調和する施設整備に努める。	○	○	✓	✓	1-2③, 2-2④
	④ 木材や石材など地場産の自然素材の利用に努める。		○	-	-	2-2③
	⑤ 都市と農村の交流やうるおいの場を創出する。	○	○	-	-	2-3①
基本的配慮事項 2 環境を守り育てる人材育成						
個別 事項	① 児童や県民等への学習の場を創出する。	○	○	-	-	2-3②
	② 環境保全及び管理に取り組む県民等のボランティア活動等を支援する。		○	-	-	
		実施率		合計		
		b / a (%)		(a)	(b)	
		100%		14	14	
		総合評価		5		

【実施率の算出方法】

- 1) 該当欄は、該当する項目に✓印をつけ、✓の合計数を記入(a)する。
- 2) 実施欄は、実施した(実施を決定した)事項に✓印をつけ、✓の合計数を記入(b)する。
- 3) 実施率は、次の式で算出する。 実施率 (%) = $b \div a \times 100$

【総合評価の評価基準】

- 5 : 実施率が90%以上で、かつ、技術・社会動向からみて最大限の措置を講じている。
- 4 : 実施率が80%以上で、かつ、基準5には及ばないが一定レベルの措置を講じている。
- 3 : 実施率が、70%以上である。
- 2 : 実施率が、50%以上70%未満である。
- 1 : 実施率が、50%未満である。

※ 総合評価が4以上の事業にあっては、様式第1号の「特に配慮した事項」欄に、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。

なお、総合評価が2以下の事業にあっては、様式第1号の「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項」欄に、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。総合評価が3以上の事業についても、同欄に、今後の事業にあたっての配慮すべき事項について、記入する。

環境配慮推進状況評価表（事業別）

部局名 農林部 課・所・室名 秩父農林振興センター

事業の種類	8 農業農村の整備 ①用排水施設整備事業	事業名	農業用ため池緊急耐震化対策事業（姿地区）
事業の規模	堤体工1箇所、洪水吐工1箇所、 取水施設工1箇所	実施場所	秩父郡横瀬町 地内
計画期間	平成29～令和元年度	段階	施工段階
事業の概要： 姿の池は、横瀬町大字横瀬地内に位置し、主として稲作に利用される農業用ため池として整備された。詳細は不明だが、大雨により決壊など被災歴があり、その都度、堤防は修復された。近年では昭和56年に国補助事業により改修工事が行われた。 平成25年度横瀬町発注による耐震照査の結果、耐震対策が必要との結果になった。当該ため池の堤体下流側には家屋があり、決壊時には甚大な被害をもたらすことが想定されるため、早急の耐震化を進める必要がある。このため、ため池の耐震化対策を実施することにより、農業生産の維持、農業経営の安定及び地域住民の暮らしの安全の確保を図り、もって災害に強い農村づくりを推進する。			

※別表1を添付する。

総合評価	5
------	---

【記入方法】

評価基準に基づき評価を行った総合評価を記入する。

特に配慮した事項

ため池周辺の景観への影響を軽減することを目的とし、ため池堤体の法面の芝生化を図るとともに、転落防止柵を擬木柵とすることにより、景観への配慮を行った。

配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項

【記入方法】

- 「特に配慮した事項」欄は、事業実施にあたって、特に配慮した事項とその内容について記入する。
なお、総合評価が4以上の事業にあっては、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。
- 「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項」欄は、事業実施にあたって、特に配慮できなかった事項及びその理由や配慮すべき事項について記入する。
なお、総合評価が2以下の事業にあっては、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。
総合評価が3以上の事業についても、今後の事業にあたっての配慮すべき事項について、記入する。

別表 1 8 農業農村の整備に関する環境配慮方針

事業名		農業用ため池緊急耐震化対策事業（姿地区）				
各種計画との整合等		配慮時期		チェック		備考 従前の配慮事項（個別事項）との対応状況
		調査・計画段階	設計・施工段階	該当	実施	
個別事項	① 国土利用計画や都市計画などの土地利用関連諸計画との整合を図るなどにより、周辺地域の自然や景観さらには安全性を損なうことのないよう配慮する。	○		-	-	
	② 周辺地域の他の計画や事業の情報を収集する。	○		-	-	
	③ 地域住民や県民に対し、環境に配慮した整備・維持管理の重要性についての情報提供を図る。	○	○	✓	✓	3-1①②
基本方向 1		配慮時期		チェック		備考 従前の配慮事項（個別事項）との対応状況
新たなエネルギーが普及した自立分散型の低炭素社会づくり		調査・計画段階	設計・施工段階	該当	実施	
基本的配慮事項 1 新たなエネルギー社会の構築						
個別事項	① 再生可能エネルギーの活用を図る。	○	○	-	-	
	② 蓄電池等の導入を図る。	○	○	-	-	
	③ コージェネレーションの導入を図る。	○	○	-	-	
基本的配慮事項 2 地球温暖化対策の総合的推進						
個別事項	① エネルギーの効率的利用を図る。	○	○	-	-	
	② 工事用車両の運行時間、台数等を工夫するとともに、工事の計画的な執行に努める。	○	○	✓	✓	
	③ 交通流の整序化を図る。	○	○	-	-	
	④ TDM（交通需要マネジメント）を促進する。	○	○	-	-	
	後掲（森林の整備と保全）					

基本的配慮事項 3 ヒートアイランド対策の推進					
個別事項	① 駐車場、壁面や屋上の緑化を図る。	○	○	-	-
	② 照明・電気設備の高効率化や太陽光の調節による熱負荷の低減に配慮する。	○	○	-	-
	③ 空調設備の高効率化や通風による熱負荷の低減に配慮する。	○	○	-	-

基本方向 2		配慮時期		チェック		備考 従前の配慮事項 (個別事項)との 対応状況
限りある資源を大切に する循環型社会づくり		調査・ 計画 段階	設計・ 施工 段階	該当	実施	

基本的配慮事項 1 廃棄物の減量化・循環利用の推進						
個別事項	① 建設廃棄物の発生の抑制、再資源化を推進する。		○	✓	✓	1-3②③
	② 建設発生土の発生を抑えるとともに、発生した建設発生土は地区内利用及び公共工事間での流用を検討する。	○	○	✓	✓	1-2①②
	③ 資材等の選定に当たっては、耐久性が高く、再資源化しやすいもの、環境負荷の少ないもの、再生品を優先的に使用するよう努める。		○	✓	✓	1-3①
	④ 建築物や工作物の解体が伴う場合、PCB含有機器の有無について事前調査し、適正に処理する。		○	-	-	
	⑤ 建築物や工作物の解体が伴う場合、石綿含有建材の有無について事前調査し、適正に処理する。		○	-	-	

基本的配慮事項 2 水循環の健全化と地盤環境の保全						
個別事項	① 雨水の流出抑制・貯留・浸透・循環利用を促進する。	○	○	-	-	
	② 排水再利用（中水利用）システムの導入を図る。	○	○	-	-	
	③ 透水性舗装、浸透柵・浸透トレンチの採用に努める。	○	○	-	-	
	④ 芝生化などにより、舗装部分を最小限に抑えるよう努める。		○	✓	✓	
	⑤ 地盤沈下対策を適切に実施する。		○	-	-	1-1①
	⑥ 周辺の地下水に影響を与えないようにする。		○	-	-	1-1①

基本方向 3		配慮時期		チェック		備考 従前の配慮事項 (個別事項)と の対応状況
恵み豊かなみどりや川に彩られ、生物の多様性に富んだ自然共生社会づくり		調査・計画段階	設計・施工段階	該当	実施	
基本的配慮事項 1 川の保全と再生						
個別事項	① 周辺の公共水域の水質の維持など良好な環境の維持に努める。	○	○	✓	✓	1-2③
	② 農業集落排水等の導入を図る。		○	-	-	
	③ 親水護岸や多自然型護岸を採用するなど、多様な水際線の維持、形成に努める。		○	-	-	
	④ ため池等の保全を図り、多面的な有効利用を推進する。	○	○	✓	✓	2-1⑤
基本的配慮事項 2 みどりの保全と再生						
個別事項	① 良好な樹林地、緑地、水辺等については、あらかじめ公園に取り込むなど保全について検討する。	○	○	-	-	2-2①
	② 地域の環境改善のための多様な緑の創造に努める。	○	○	-	-	2-2②④
基本的配慮事項 3 森林の整備と保全						
個別事項	① 良好な樹林地、緑地の保全と創造を推進する。	○	○	-	-	2-2①
	② 県産木材の積極的活用を図る。		○	-	-	2-2③
基本的配慮事項 4 生物多様性の保全						
個別事項	① 在来植生に配慮し、敷地の緑化を推進する。	○	○	✓	✓	2-1②④
	② 表土の保全に努める。	○	○	✓	✓	1-2①
	③ 野生生物の生息空間に配慮した施設整備に努める。	○	○	✓	✓	2-1②③④
	④ さいたまレッドデータブック等に基づき希少野生生物の生息・生育状況を把握する。	○	○	-	-	2-1①
	⑤ 希少野生生物の生息・生育空間の確保に努める。	○	○	-	-	2-1①

基本方向 4		配慮時期		チェック		備考 従前の配慮事項 (個別事項)と の対応状況
		調査・ 計画 段階	設計・ 施工 段階	該 当	実 施	
安心・安全な環境保全型社会づくり						
基本的配慮事項 1 大気環境の保全						
個別 事項	① 工事施工中の粉じん対策を図る。		○	✓	✓	1-1①
	再掲（環境に配慮した交通の実現）					
基本的配慮事項 2 公共用水域・地下水及び土壌の汚染防止						
個別 事項	① 水質等の保全を図る。		○	✓	✓	1-1①
	② 地下水汚染防止対策に努める。		○	-	-	1-1①
基本的配慮事項 3 身近な生活環境の保全						
個別 事項	① 騒音・振動対策を適切に実施する。		○	✓	✓	1-1①
	② 工事中の資材搬出入車両の走行速度の設定を図る。		○	✓	✓	1-1①
	③ 環境対策型建設機械の採用を図る。		○	✓	✓	1-1②
基本的配慮事項 4 環境分野の災害への備えの推進						
個別 事項	① 防災機能の強化と災害時に活用可能な再生可能エネルギー等によるインフラの整備を図る。	○	○	✓	✓	

基本方向 5		配慮時期		チェック		備考 従前の配慮事項 (個別事項)と の対応状況
環境の保全・創造に向けて各主体が取り組む協働社会づくり		調査・ 計画 段階	設計・ 施工 段階	該当	実施	
基本的配慮事項 1 環境と共生する地域づくりの推進						
個別 事項	① 文化財指定区域については保存に努めるとともに、埋蔵文化財包蔵地においては保存の検討や記録の保存に努める。	○	○	-	-	
	② 貴重な歴史的環境については、公園に取り込むなどして保全に努める。	○	○	✓	✓	2-2②
	③ 周辺の景観に調和する施設整備に努める。	○	○	✓	✓	1-2③, 2-2④
	④ 木材や石材など地場産の自然素材の利用に努める。		○	-	-	2-2③
	⑤ 都市と農村の交流やうるおいの場を創出する。	○	○	✓	✓	2-3①
基本的配慮事項 2 環境を守り育てる人材育成						
個別 事項	① 児童や県民等への学習の場を創出する。	○	○	-	-	2-3②
	② 環境保全及び管理に取り組む県民等のボランティア活動等を支援する。		○	-	-	
		実施率		合計		
		b / a (%)		(a)	(b)	
		100%		20	20	
		総合評価		5		

【実施率の算出方法】

- 1) 該当欄は、該当する項目に✓印をつけ、✓の合計数を記入(a)する。
- 2) 実施欄は、実施した(実施を決定した)事項に✓印をつけ、✓の合計数を記入(b)する。
- 3) 実施率は、次の式で算出する。 実施率 (%) = $b \div a \times 100$

【総合評価の評価基準】

- 5 : 実施率が90%以上で、かつ、技術・社会動向からみて最大限の措置を講じている。
- 4 : 実施率が80%以上で、かつ、基準5には及ばないが一定レベルの措置を講じている。
- 3 : 実施率が、70%以上である。
- 2 : 実施率が、50%以上70%未満である。
- 1 : 実施率が、50%未満である。

※ 総合評価が4以上の事業にあっては、様式第1号の「特に配慮した事項」欄に、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。

なお、総合評価が2以下の事業にあっては、様式第1号の「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項」欄に、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。総合評価が3以上の事業についても、同欄に、今後の事業にあたっての配慮すべき事項について、記入する。

環境配慮推進状況評価表（事業別）

部局名 農林部 課・所・室名 大里農林振興センター

事業の種類	8 農業農村の整備 ①用排水施設整備事業	事業名	かんがい排水豊里東部排水機場地区
事業の規模	ポンプ設備等補修 1式	実施場所	深谷市地内
計画期間	平成27年度～令和元年度	段階	施工段階
事業の概要： 県営かんがい排水事業（昭和43年度～昭和47年度）に造成された施設を計画的な保全対策により、施設を長寿命化させ、維持管理費を低減させ、湛水被害を防ぐことで、安定的な畑作農業経営の体質強化を図る。			

※別表1を添付する。

総合評価	5
------	---

【記入方法】

評価基準に基づき評価を行った総合評価を記入する。

特に配慮した事項

- ・ 施工にあたり、低騒音・低振動・排気ガス対策型の施工機械を使用し、環境に配慮した。
- ・ 工事現場からの排水について、水質調査を実施し、河川の水質に影響が出ないよう配慮した。
- ・ 石綿を含む廃材は事前にアスベスト含有の有無を確認し、適切な処分を行なった。
- ・ 工事に使用する資材等の運搬については最小の台数となるよう効率的な配車計画を行なった。
- ・ コンクリートやアスファルトとの取壊しにおいては、再資源化を図ると共に、新たに使用する砕石やアスファルトについては再生品を使用した。
- ・ 変圧器の処分においては、PCBの含有の有無を確認し適正な処分を行なった。
- ・ 工事で使用する土砂は別工事の建設発生土を使用した。また使用後は別工事への流用を行なった。

配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項

現在ある機場の補修を行う工事であるため、新たな環境配慮した設備を施工することができなかった。

【記入方法】

- 1 「特に配慮した事項」欄は、事業実施に当たって、特に配慮した事項とその内容について記入する。
なお、総合評価が4以上の事業にあつては、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。
- 2 「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項」欄は、事業実施に当たって、特に配慮できなかった事項及びその理由や配慮すべき事項について記入する。
なお、総合評価が2以下の事業にあつては、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。
総合評価が3以上の事業についても、今後の事業にあたっての配慮すべき事項について、記入する。

別表 1 8 農業農村の整備に関する環境配慮方針

事業名		かんがい排水事業（豊里東部排水機場地区）				
各種計画との整合等		配慮時期		チェック		備考 従前の配慮事項 （個別事項）と の対応状況
		調査・ 計画 段階	設計・ 施工 段階	該 当	実 施	
個別 事項	① 国土利用計画や都市計画などの土地利用関連諸計画との整合を図るなどにより、周辺地域の自然や景観さらには安全性を損なうことのないよう配慮する。	○				
	② 周辺地域の他の計画や事業の情報を収集する。	○				
	③ 地域住民や県民に対し、環境に配慮した整備・維持管理の重要性についての情報提供を図る。	○	○			3-1①②
基本方向 1		配慮時期		チェック		備考 従前の配慮事項 （個別事項）と の対応状況
新たなエネルギーが普及した自立分散型の低炭素社会づくり		調査・ 計画 段階	設計・ 施工 段階	該 当	実 施	
基本的配慮事項 1 新たなエネルギー社会の構築						
個別 事項	① 再生可能エネルギーの活用を図る。	○	○			
	② 蓄電池等の導入を図る。	○	○			
	③ コージェネレーションの導入を図る。	○	○			
基本的配慮事項 2 地球温暖化対策の総合的推進						
個別 事項	① エネルギーの効率的利用を図る。	○	○			
	② 工事用車両の運行時間、台数等を工夫するとともに、工事の計画的な執行に努める。	○	○	✓	✓	
	③ 交通流の整序化を図る。	○	○			
	④ TDM（交通需要マネジメント）を促進する。	○	○			
	後掲（森林の整備と保全）					

基本的配慮事項 3 ヒートアイランド対策の推進					
個別事項	① 駐車場、壁面や屋上の緑化を図る。	○	○		
	② 照明・電気設備の高効率化や太陽光の調節による熱負荷の低減に配慮する。	○	○		
	③ 空調設備の高効率化や通風による熱負荷の低減に配慮する。	○	○		

基本方向 2		配慮時期		チェック		備考 従前の配慮事項 (個別事項)との 対応状況
限りある資源を大切に する循環型社会づくり		調査・ 計画 段階	設計・ 施工 段階	該当	実施	

基本的配慮事項 1 廃棄物の減量化・循環利用の推進						
個別事項	① 建設廃棄物の発生の抑制、再資源化を推進する。		○	✓	✓	1-3②③
	② 建設発生土の発生を抑えるとともに、発生した建設発生土は地区内利用及び公共工事間での流用を検討する。	○	○	✓	✓	1-2①②
	③ 資材等の選定に当たっては、耐久性が高く、再資源化しやすいもの、環境負荷の少ないもの、再生品を優先的に使用するよう努める。		○	✓	✓	1-3①
	④ 建築物や工作物の解体が伴う場合、PCB含有機器の有無について事前調査し、適正に処理する。		○	✓	✓	
	⑤ 建築物や工作物の解体が伴う場合、石綿含有建材の有無について事前調査し、適正に処理する。		○	✓	✓	

基本的配慮事項 2 水循環の健全化と地盤環境の保全						
個別事項	① 雨水の流出抑制・貯留・浸透・循環利用を促進する。	○	○			
	② 排水再利用（中水利用）システムの導入を図る。	○	○			
	③ 透水性舗装、浸透柵・浸透トレンチの採用に努める。	○	○			
	④ 芝生化などにより、舗装部分を最小限に抑えるよう努める。		○			
	⑤ 地盤沈下対策を適切に実施する。		○			1-1①
	⑥ 周辺の地下水に影響を与えないようにする。		○			1-1①

基本方向 3		配慮時期		チェック		備考 従前の配慮事項 (個別事項)と の対応状況
恵み豊かなみどりや川に彩られ、生物の多様性に富んだ自然共生社会づくり		調査・計画段階	設計・施工段階	該当	実施	
基本的配慮事項 1 川の保全と再生						
個別事項	① 周辺の公共水域の水質の維持など良好な環境の維持に努める。	○	○	✓	✓	1-2③
	② 農業集落排水等の導入を図る。		○			
	③ 親水護岸や多自然型護岸を採用するなど、多様な水際線の維持、形成に努める。		○			
	④ ため池等の保全を図り、多面的な有効利用を推進する。	○	○			2-1⑤
基本的配慮事項 2 みどりの保全と再生						
個別事項	① 良好な樹林地、緑地、水辺等については、あらかじめ公園に取り込むなど保全について検討する。	○	○			2-2①
	② 地域の環境改善のための多様な緑の創造に努める。	○	○			2-2②④
基本的配慮事項 3 森林の整備と保全						
個別事項	① 良好な樹林地、緑地の保全と創造を推進する。	○	○			2-2①
	② 県産木材の積極的活用を図る。		○			2-2③
基本的配慮事項 4 生物多様性の保全						
個別事項	① 在来植生に配慮し、敷地の緑化を推進する。	○	○			2-1②④
	② 表土の保全に努める。	○	○			1-2①
	③ 野生生物の生息空間に配慮した施設整備に努める。	○	○			2-1②③④
	④ さいたまレッドデータブック等に基づき希少野生生物の生息・生育状況を把握する。	○	○			2-1①
	⑤ 希少野生生物の生息・生育空間の確保に努める。	○	○			2-1①

基本方向 4		配慮時期		チェック		備考 従前の配慮事項 (個別事項)と の対応状況
		調査・ 計画 段階	設計・ 施工 段階	該当	実施	
安心・安全な環境保全型社会づくり						
基本的配慮事項 1 大気環境の保全						
個別 事項	① 工事施工中の粉じん対策を図る。		○	✓	✓	1-1①
	再掲（環境に配慮した交通の実現）					
基本的配慮事項 2 公共用水域・地下水及び土壌の汚染防止						
個別 事項	① 水質等の保全を図る。		○			1-1①
	② 地下水汚染防止対策に努める。		○			1-1①
基本的配慮事項 3 身近な生活環境の保全						
個別 事項	① 騒音・振動対策を適切に実施する。		○	✓	✓	1-1①
	② 工事中の資材搬出入車両の走行速度の設定を図る。		○	✓		1-1①
	③ 環境対策型建設機械の採用を図る。		○	✓	✓	1-1②
基本的配慮事項 4 環境分野の災害への備えの推進						
個別 事項	① 防災機能の強化と災害時に活用可能な再生可能エネルギー等によるインフラの整備を図る。	○	○			

基本方向 5		配慮時期		チェック		備考 従前の配慮事項 (個別事項)と の対応状況
環境の保全・創造に向けて各主体が取り組む協働社会づくり		調査・ 計画 段階	設計・ 施工 段階	該当	実施	
基本的配慮事項 1 環境と共生する地域づくりの推進						
個別 事項	① 文化財指定区域については保存に努めるとともに、埋蔵文化財包蔵地においては保存の検討や記録の保存に努める。	○	○			
	② 貴重な歴史的環境については、公園に取り込むなどして保全に努める。	○	○			2-2②
	③ 周辺の景観に調和する施設整備に努める。	○	○			1-2③, 2-2④
	④ 木材や石材など地場産の自然素材の利用に努める。		○			2-2③
	⑤ 都市と農村の交流やうるおいの場を創出する。	○	○			2-3①
基本的配慮事項 2 環境を守り育てる人材育成						
個別 事項	① 児童や県民等への学習の場を創出する。	○	○			2-3②
	② 環境保全及び管理に取り組む県民等のボランティア活動等を支援する。		○			
		実施率		合計		
		b / a (%)		(a)	(b)	
		90.9		11	10	
		総合評価		5		

【実施率の算出方法】

- 1) 該当欄は、該当する項目に✓印をつけ、✓の合計数を記入(a)する。
- 2) 実施欄は、実施した(実施を決定した)事項に✓印をつけ、✓の合計数を記入(b)する。
- 3) 実施率は、次の式で算出する。 実施率 (%) = $b \div a \times 100$

【総合評価の評価基準】

- 5 : 実施率が90%以上で、かつ、技術・社会動向からみて最大限の措置を講じている。
- 4 : 実施率が80%以上で、かつ、基準5には及ばないが一定レベルの措置を講じている。
- 3 : 実施率が、70%以上である。
- 2 : 実施率が、50%以上70%未満である。
- 1 : 実施率が、50%未満である。

※ 総合評価が4以上の事業にあっては、様式第1号の「特に配慮した事項」欄に、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。

なお、総合評価が2以下の事業にあっては、様式第1号の「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項」欄に、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。総合評価が3以上の事業についても、同欄に、今後の事業にあたっての配慮すべき事項について、記入する。

環境配慮推進状況評価表（事業別）

部局名 農林部 課・所・室名 大里農林振興センター

事業の種類	8 農業農村の整備 ①用排水施設整備事業	事業名	かんがい排水明戸北部地区
事業の規模	排水機場整備 1式	実施場所	深谷市地内
計画期間	平成26年度～令和2年度	段階	施工段階

事業の概要：

湛水被害を防ぐことで、安定的な畑作農業経営の体質強化を図る。

※別表1を添付する。

総合評価	5
------	---

【記入方法】

評価基準に基づき評価を行った総合評価を記入する。

特に配慮した事項

- ・ 原動機の採用にあたっては、燃費が良く、騒音、振動が少ない機種を選定した。
- ・ 建屋内の照明はLED照明を採用した。
- ・ 空調設備は効率的な換気が図られるよう機器の選定や配置を行なった。
- ・ 施工にあたり、低騒音・低振動・排気ガス対策型の施工機械を使用した。
- ・ コンクリートやアスファルトとの取壊しにおいては、再資源化を図ると共に、新たに使用する砕石やアスファルトについては再生品を使用した。
- ・ セメント地盤改良において、六価クロムが溶出しないこと確認したのち施工を行なった。
- ・ アスファルト切断の濁水は、全量回収し処理場へ運搬処分を行なった。
- ・ 工事現場からの排水は、水質確認を行なった後、河川へ放流した。
- ・ 建設発生土を極力減らすよう設計を行なった。また、発生した土砂は全量地区内利用とした。

配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項

【記入方法】

- 1 「特に配慮した事項」欄は、事業実施にあたって、特に配慮した事項とその内容について記入する。
なお、総合評価が4以上の事業にあつては、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。
- 2 「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項」欄は、事業実施にあたって、特に配慮できなかった事項及びその理由や配慮すべき事項について記入する。
なお、総合評価が2以下の事業にあつては、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。
総合評価が3以上の事業についても、今後の事業にあたっての配慮すべき事項について、記入する。

別表 1 8 農業農村の整備に関する環境配慮方針

事業名		かんがい排水事業（明戸北部地区）				
各種計画との整合等		配慮時期		チェック		備考 従前の配慮事項（個別事項）との対応状況
		調査・計画段階	設計・施工段階	該当	実施	
個別事項	① 国土利用計画や都市計画などの土地利用関連諸計画との整合を図るなどにより、周辺地域の自然や景観さらには安全性を損なうことのないよう配慮する。	○				
	② 周辺地域の他の計画や事業の情報を収集する。	○				
	③ 地域住民や県民に対し、環境に配慮した整備・維持管理の重要性についての情報提供を図る。	○	○			3-1①②
基本方向 1		配慮時期		チェック		備考 従前の配慮事項（個別事項）との対応状況
新たなエネルギーが普及した自立分散型の低炭素社会づくり		調査・計画段階	設計・施工段階	該当	実施	
基本的配慮事項 1 新たなエネルギー社会の構築						
個別事項	① 再生可能エネルギーの活用を図る。	○	○			
	② 蓄電池等の導入を図る。	○	○			
	③ コージェネレーションの導入を図る。	○	○			
基本的配慮事項 2 地球温暖化対策の総合的推進						
個別事項	① エネルギーの効率的利用を図る。	○	○	✓	✓	
	② 工事用車両の運行時間、台数等を工夫するとともに、工事の計画的な執行に努める。	○	○	✓	✓	
	③ 交通流の整序化を図る。	○	○			
	④ TDM（交通需要マネジメント）を促進する。	○	○			
	後掲（森林の整備と保全）					

基本的配慮事項 3 ヒートアイランド対策の推進					
個別事項	① 駐車場、壁面や屋上の緑化を図る。	○	○		
	② 照明・電気設備の高効率化や太陽光の調節による熱負荷の低減に配慮する。	○	○	✓	✓
	③ 空調設備の高効率化や通風による熱負荷の低減に配慮する。	○	○	✓	✓

基本方向 2		配慮時期		チェック		備考 従前の配慮事項 (個別事項)との対応状況
限りある資源を大切に作る循環型社会づくり		調査・計画段階	設計・施工段階	該当	実施	

基本的配慮事項 1 廃棄物の減量化・循環利用の推進						
個別事項	① 建設廃棄物の発生の抑制、再資源化を推進する。		○	✓	✓	1-3②③
	② 建設発生土の発生を抑えるとともに、発生した建設発生土は区内利用及び公共工事間での流用を検討する。	○	○	✓	✓	1-2①②
	③ 資材等の選定に当たっては、耐久性が高く、再資源化しやすいもの、環境負荷の少ないもの、再生品を優先的に使用するよう努める。		○	✓	✓	1-3①
	④ 建築物や工作物の解体が伴う場合、PCB含有機器の有無について事前調査し、適正に処理する。		○			
	⑤ 建築物や工作物の解体が伴う場合、石綿含有建材の有無について事前調査し、適正に処理する。		○			

基本的配慮事項 2 水循環の健全化と地盤環境の保全						
個別事項	① 雨水の流出抑制・貯留・浸透・循環利用を促進する。	○	○			
	② 排水再利用（中水利用）システムの導入を図る。	○	○			
	③ 透水性舗装、浸透柵・浸透トレンチの採用に努める。	○	○			
	④ 芝生化などにより、舗装部分を最小限に抑えるよう努める。		○			
	⑤ 地盤沈下対策を適切に実施する。		○			1-1①
	⑥ 周辺の地下水に影響を与えないようにする。		○			1-1①

基本方向 3		配慮時期		チェック		備考 従前の配慮事項 (個別事項)と の対応状況
恵み豊かなみどりや川に彩られ、生物の多様性に富んだ自然 共生社会づくり		調査・ 計画 段階	設計・ 施工 段階	該当	実施	
基本的配慮事項 1 川の保全と再生						
個別 事項	① 周辺の公共水域の水質の維持など良好な環境の維持に努める。	○	○	✓	✓	1-2③
	② 農業集落排水等の導入を図る。		○			
	③ 親水護岸や多自然型護岸を採用するなど、多様な水際線の維持、 形成に努める。		○			
	④ ため池等の保全を図り、多面的な有効利用を推進する。	○	○			2-1⑤
基本的配慮事項 2 みどりの保全と再生						
個別 事項	① 良好な樹林地、緑地、水辺等については、あらかじめ公園に取り 込むなど保全について検討する。	○	○			2-2①
	② 地域の環境改善のための多様な緑の創造に努める。	○	○			2-2②④
基本的配慮事項 3 森林の整備と保全						
個別 事項	① 良好な樹林地、緑地の保全と創造を推進する。	○	○			2-2①
	② 県産木材の積極的活用を図る。		○			2-2③
基本的配慮事項 4 生物多様性の保全						
個別 事項	① 在来植生に配慮し、敷地の緑化を推進する。	○	○			2-1②④
	② 表土の保全に努める。	○	○			1-2①
	③ 野生生物の生息空間に配慮した施設整備に努める。	○	○			2-1②③④
	④ さいたまレッドデータブック等に基づき希少野生生物の生息・生 育状況を把握する。	○	○			2-1①
	⑤ 希少野生生物の生息・生育空間の確保に努める。	○	○			2-1①

基本方向 4		配慮時期		チェック		備考 従前の配慮事項 (個別事項)と の対応状況
		調査・ 計画 段階	設計・ 施工 段階	該 当	実 施	
安心・安全な環境保全型社会づくり						
基本的配慮事項 1 大気環境の保全						
個別 事項	① 工事施工中の粉じん対策を図る。		○	✓	✓	1-1①
	再掲（環境に配慮した交通の実現）					
基本的配慮事項 2 公共用水域・地下水及び土壌の汚染防止						
個別 事項	① 水質等の保全を図る。		○	✓	✓	1-1①
	② 地下水汚染防止対策に努める。		○			1-1①
基本的配慮事項 3 身近な生活環境の保全						
個別 事項	① 騒音・振動対策を適切に実施する。		○	✓	✓	1-1①
	② 工事中の資材搬出入車両の走行速度の設定を図る。		○	✓		1-1①
	③ 環境対策型建設機械の採用を図る。		○	✓	✓	1-1②
基本的配慮事項 4 環境分野の災害への備えの推進						
個別 事項	① 防災機能の強化と災害時に活用可能な再生可能エネルギー等によるインフラの整備を図る。	○	○			

基本方向 5		配慮時期		チェック		備考 従前の配慮事項 (個別事項)と の対応状況
環境の保全・創造に向けて各主体が取り組む協働社会づくり		調査・ 計画 段階	設計・ 施工 段階	該当	実施	
基本的配慮事項 1 環境と共生する地域づくりの推進						
個別 事項	① 文化財指定区域については保存に努めるとともに、埋蔵文化財包蔵地においては保存の検討や記録の保存に努める。	○	○			
	② 貴重な歴史的環境については、公園に取り込むなどして保全に努める。	○	○			2-2②
	③ 周辺の景観に調和する施設整備に努める。	○	○			1-2③, 2-2④
	④ 木材や石材など地場産の自然素材の利用に努める。		○			2-2③
	⑤ 都市と農村の交流やうるおいの場を創出する。	○	○			2-3①
基本的配慮事項 2 環境を守り育てる人材育成						
個別 事項	① 児童や県民等への学習の場を創出する。	○	○			2-3②
	② 環境保全及び管理に取り組む県民等のボランティア活動等を支援する。		○			
		実施率		合計		
		b / a (%)		(a)	(b)	
		92.3		13	12	
		総合評価		5		

【実施率の算出方法】

- 1) 該当欄は、該当する項目に✓印をつけ、✓の合計数を記入(a)する。
- 2) 実施欄は、実施した(実施を決定した)事項に✓印をつけ、✓の合計数を記入(b)する。
- 3) 実施率は、次の式で算出する。 実施率 (%) = $b \div a \times 100$

【総合評価の評価基準】

- 5 : 実施率が90%以上で、かつ、技術・社会動向からみて最大限の措置を講じている。
- 4 : 実施率が80%以上で、かつ、基準5には及ばないが一定レベルの措置を講じている。
- 3 : 実施率が、70%以上である。
- 2 : 実施率が、50%以上70%未満である。
- 1 : 実施率が、50%未満である。

※ 総合評価が4以上の事業にあっては、様式第1号の「特に配慮した事項」欄に、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。

なお、総合評価が2以下の事業にあっては、様式第1号の「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項」欄に、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。総合評価が3以上の事業についても、同欄に、今後の事業にあたっての配慮すべき事項について、記入する。

環境配慮推進状況評価表（事業別）

部局名 農林部 課・所・室名 大里農林振興センター

事業の種類	8 農業農村の整備 ①用排水施設整備事業	事業名	農業用ため池緊急耐震対策事業円良田湖地区
事業の規模	ため池耐震対策 1式	実施場所	大里郡寄居町ほか
計画期間	平成29年度～令和3年度	段階	施工段階

事業の概要：

県営かんがい排水事業（昭和17年度～昭和29年度）で造成された農業用ため池であり、防災重点ため池に指定されている。平成25年に実施した点検において安全率が基準値を下回り、早急な対策が必要となったことから、ため池の耐震対策を実施し、地域住民の安全確保を図り、災害に強い農村づくりを推進するものである。

※別表1を添付する。

総合評価	5
------	---

【記入方法】

評価基準に基づき評価を行った総合評価を記入する。

特に配慮した事項

- ・本ため池は魚釣り場としても利用していることから、魚や来場者に配慮し、水を抜かずに施工できる対策工法となるよう設計し、施工を行なった。
- ・通勤時間帯は工事車両の運行を控えた。
- ・低騒音・低振動・排気ガス対策型の施工機械を使用し、環境に配慮した。
- ・コンクリートやアスファルトの取壊し処分においては、再資源化を図ると共に、新たに使用する砕石やアスファルトについては再生品を使用した。
- ・他工事の建設発生土を受け入れて再利用すると共に、本工事の発生土は別工事に流用した。

配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項

- ・盛土用土砂には県産石材を使用する計画であったが、災害復旧工事により資材確保が困難となり、実施できなかった。

【記入方法】

- 1 「特に配慮した事項」欄は、事業実施にあたって、特に配慮した事項とその内容について記入する。
なお、総合評価が4以上の事業にあつては、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。
- 2 「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項」欄は、事業実施にあたって、特に配慮できなかった事項及びその理由や配慮すべき事項について記入する。
なお、総合評価が2以下の事業にあつては、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。
総合評価が3以上の事業についても、今後の事業にあたっての配慮すべき事項について、記入する。

別表 1 8 農業農村の整備に関する環境配慮方針

事業名		農業用ため池緊急耐震対策事業（円良田湖地区）				
各種計画との整合等		配慮時期		チェック		備考 従前の配慮事項（個別事項）との対応状況
		調査・計画段階	設計・施工段階	該当	実施	
個別事項	① 国土利用計画や都市計画などの土地利用関連諸計画との整合を図るなどにより、周辺地域の自然や景観さらには安全性を損なうことのないよう配慮する。	○				
	② 周辺地域の他の計画や事業の情報を収集する。	○				
	③ 地域住民や県民に対し、環境に配慮した整備・維持管理の重要性についての情報提供を図る。	○	○			3-1①②
基本方向 1		配慮時期		チェック		備考 従前の配慮事項（個別事項）との対応状況
新たなエネルギーが普及した自立分散型の低炭素社会づくり		調査・計画段階	設計・施工段階	該当	実施	
基本的配慮事項 1 新たなエネルギー社会の構築						
個別事項	① 再生可能エネルギーの活用を図る。	○	○			
	② 蓄電池等の導入を図る。	○	○			
	③ コージェネレーションの導入を図る。	○	○			
基本的配慮事項 2 地球温暖化対策の総合的推進						
個別事項	① エネルギーの効率的利用を図る。	○	○			
	② 工事用車両の運行時間、台数等を工夫するとともに、工事の計画的な執行に努める。	○	○	✓	✓	
	③ 交通流の整序化を図る。	○	○			
	④ TDM（交通需要マネジメント）を促進する。	○	○			
	後掲（森林の整備と保全）					

基本的配慮事項 3 ヒートアイランド対策の推進					
個別事項	① 駐車場、壁面や屋上の緑化を図る。	○	○		
	② 照明・電気設備の高効率化や太陽光の調節による熱負荷の低減に配慮する。	○	○		
	③ 空調設備の高効率化や通風による熱負荷の低減に配慮する。	○	○		

基本方向 2		配慮時期		チェック		備考 従前の配慮事項 (個別事項)との 対応状況
限りある資源を大切に する循環型社会づくり		調査・ 計画 段階	設計・ 施工 段階	該当	実施	

基本的配慮事項 1 廃棄物の減量化・循環利用の推進						
個別事項	① 建設廃棄物の発生の抑制、再資源化を推進する。		○	✓	✓	1-3②③
	② 建設発生土の発生を抑えるとともに、発生した建設発生土は地区内利用及び公共工事間での流用を検討する。	○	○	✓	✓	1-2①②
	③ 資材等の選定に当たっては、耐久性が高く、再資源化しやすいもの、環境負荷の少ないもの、再生品を優先的に使用するよう努める。		○	✓	✓	1-3①
	④ 建築物や工作物の解体が伴う場合、PCB含有機器の有無について事前調査し、適正に処理する。		○			
	⑤ 建築物や工作物の解体が伴う場合、石綿含有建材の有無について事前調査し、適正に処理する。		○			

基本的配慮事項 2 水循環の健全化と地盤環境の保全						
個別事項	① 雨水の流出抑制・貯留・浸透・循環利用を促進する。	○	○			
	② 排水再利用（中水利用）システムの導入を図る。	○	○			
	③ 透水性舗装、浸透柵・浸透トレンチの採用に努める。	○	○			
	④ 芝生化などにより、舗装部分を最小限に抑えるよう努める。		○			
	⑤ 地盤沈下対策を適切に実施する。		○			1-1①
	⑥ 周辺の地下水に影響を与えないようにする。		○			1-1①

基本方向 3		配慮時期		チェック		備考 従前の配慮事項 (個別事項)と の対応状況
恵み豊かなみどりや川に彩られ、生物の多様性に富んだ自然共生社会づくり		調査・計画段階	設計・施工段階	該当	実施	
基本的配慮事項 1 川の保全と再生						
個別事項	① 周辺の公共水域の水質の維持など良好な環境の維持に努める。	○	○			1-2③
	② 農業集落排水等の導入を図る。		○			
	③ 親水護岸や多自然型護岸を採用するなど、多様な水際線の維持、形成に努める。		○			
	④ ため池等の保全を図り、多面的な有効利用を推進する。	○	○	✓	✓	2-1⑤
基本的配慮事項 2 みどりの保全と再生						
個別事項	① 良好な樹林地、緑地、水辺等については、あらかじめ公園に取り込むなど保全について検討する。	○	○			2-2①
	② 地域の環境改善のための多様な緑の創造に努める。	○	○			2-2②④
基本的配慮事項 3 森林の整備と保全						
個別事項	① 良好な樹林地、緑地の保全と創造を推進する。	○	○			2-2①
	② 県産木材の積極的活用を図る。		○			2-2③
基本的配慮事項 4 生物多様性の保全						
個別事項	① 在来植生に配慮し、敷地の緑化を推進する。	○	○			2-1②④
	② 表土の保全に努める。	○	○			1-2①
	③ 野生生物の生息空間に配慮した施設整備に努める。	○	○			2-1②③④
	④ さいたまレッドデータブック等に基づき希少野生生物の生息・生育状況を把握する。	○	○			2-1①
	⑤ 希少野生生物の生息・生育空間の確保に努める。	○	○			2-1①

基本方向 4		配慮時期		チェック		備考 従前の配慮事項 (個別事項)と の対応状況
		調査・ 計画 段階	設計・ 施工 段階	該 当	実 施	
安心・安全な環境保全型社会づくり						
基本的配慮事項 1 大気環境の保全						
個別 事項	① 工事施工中の粉じん対策を図る。		○			1-1①
	再掲（環境に配慮した交通の実現）					
基本的配慮事項 2 公共用水域・地下水及び土壌の汚染防止						
個別 事項	① 水質等の保全を図る。		○	✓	✓	1-1①
	② 地下水汚染防止対策に努める。		○			1-1①
基本的配慮事項 3 身近な生活環境の保全						
個別 事項	① 騒音・振動対策を適切に実施する。		○	✓	✓	1-1①
	② 工事中の資材搬出入車両の走行速度の設定を図る。		○	✓	✓	1-1①
	③ 環境対策型建設機械の採用を図る。		○	✓	✓	1-1②
基本的配慮事項 4 環境分野の災害への備えの推進						
個別 事項	① 防災機能の強化と災害時に活用可能な再生可能エネルギー等によるインフラの整備を図る。	○	○			

基本方向 5		配慮時期		チェック		備考 従前の配慮事項 (個別事項)と の対応状況
環境の保全・創造に向けて各主体が取り組む協働社会づくり		調査・ 計画 段階	設計・ 施工 段階	該当	実施	
基本的配慮事項 1 環境と共生する地域づくりの推進						
個別 事項	① 文化財指定区域については保存に努めるとともに、埋蔵文化財包蔵地においては保存の検討や記録の保存に努める。	○	○			
	② 貴重な歴史的環境については、公園に取り込むなどして保全に努める。	○	○			2-2②
	③ 周辺の景観に調和する施設整備に努める。	○	○			1-2③, 2-2④
	④ 木材や石材など地場産の自然素材の利用に努める。		○	✓		2-2③
	⑤ 都市と農村の交流やうるおいの場を創出する。	○	○			2-3①
基本的配慮事項 2 環境を守り育てる人材育成						
個別 事項	① 児童や県民等への学習の場を創出する。	○	○			2-3②
	② 環境保全及び管理に取り組む県民等のボランティア活動等を支援する。		○			
		実施率		合計		
		b / a (%)		(a)	(b)	
		90		10	9	
		総合評価		5		

【実施率の算出方法】

- 1) 該当欄は、該当する項目に✓印をつけ、✓の合計数を記入(a)する。
- 2) 実施欄は、実施した(実施を決定した)事項に✓印をつけ、✓の合計数を記入(b)する。
- 3) 実施率は、次の式で算出する。 実施率 (%) = $b \div a \times 100$

【総合評価の評価基準】

- 5 : 実施率が90%以上で、かつ、技術・社会動向からみて最大限の措置を講じている。
- 4 : 実施率が80%以上で、かつ、基準5には及ばないが一定レベルの措置を講じている。
- 3 : 実施率が、70%以上である。
- 2 : 実施率が、50%以上70%未満である。
- 1 : 実施率が、50%未満である。

※ 総合評価が4以上の事業にあっては、様式第1号の「特に配慮した事項」欄に、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。

なお、総合評価が2以下の事業にあっては、様式第1号の「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項」欄に、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。総合評価が3以上の事業についても、同欄に、今後の事業にあたっての配慮すべき事項について、記入する。

環境配慮推進状況評価表（事業別）

部局名 農林部 課・所・室名 大里農林振興センター

事業の種類	8 農業農村の整備 ①用排水施設整備事業	事業名	かんがい排水事業荒川中部左幹線地区
事業の規模	用水路等補修ほか 1式	実施場所	深谷市地内
計画期間	平成26年度～令和4年度	段階	施工段階
事業の概要： 基幹的農業水利施設は、国営荒川中部土地改良事業（昭和34年度～昭和41年度）等により造成されたが、老朽化や劣化による漏水が発生し、農業経営の支障となっている。畑作経営の体質強化等を図るため、農業用施設の改修と新設整備を行う。			

※別表1を添付する。

総合評価	4
------	---

【記入方法】

評価基準に基づき評価を行った総合評価を記入する。

特に配慮した事項

- ・ 施工にあたり、低騒音・低振動・排気ガス対策型の施工機械を使用し、環境に配慮した。
- ・ コンクリートやアスファルトとの取壊しにおいては、再資源化を図ると共に、新たに使用する砕石やアスファルトについては再生品を使用した。
- ・ アスファルト切断の濁水は、全量回収し処理場へ運搬処分を行なった。
- ・ 住宅街の工事では、工事車両の時間帯による運行や台数を制限する等の配慮を行なった。
- ・ 建設発生土を極力減らす設計を行ない、発生した土砂は全量工事間流用を図った。

配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項

【記入方法】

- 1 「特に配慮した事項」欄は、事業実施に当たって、特に配慮した事項とその内容について記入する。
なお、総合評価が4以上の事業にあつては、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。
- 2 「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項」欄は、事業実施に当たって、特に配慮できなかった事項及びその理由や配慮すべき事項について記入する。
なお、総合評価が2以下の事業にあつては、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。
総合評価が3以上の事業についても、今後の事業にあたっての配慮すべき事項について、記入する。

別表 1 8 農業農村の整備に関する環境配慮方針

事業名		かんがい排水事業（荒川中部左幹線地区）				
各種計画との整合等		配慮時期		チェック		備考 従前の配慮事項 （個別事項）と の対応状況
		調査・ 計画 段階	設計・ 施工 段階	該 当	実 施	
個別 事項	① 国土利用計画や都市計画などの土地利用関連諸計画との整合を図るなどにより、周辺地域の自然や景観さらには安全性を損なうことのないよう配慮する。	○				
	② 周辺地域の他の計画や事業の情報を収集する。	○				
	③ 地域住民や県民に対し、環境に配慮した整備・維持管理の重要性についての情報提供を図る。	○	○			3-1①②
基本方向 1		配慮時期		チェック		備考 従前の配慮事項 （個別事項）と の対応状況
新たなエネルギーが普及した自立分散型の低炭素社会づくり		調査・ 計画 段階	設計・ 施工 段階	該 当	実 施	
基本的配慮事項 1 新たなエネルギー社会の構築						
個別 事項	① 再生可能エネルギーの活用を図る。	○	○			
	② 蓄電池等の導入を図る。	○	○			
	③ コージェネレーションの導入を図る。	○	○			
基本的配慮事項 2 地球温暖化対策の総合的推進						
個別 事項	① エネルギーの効率的利用を図る。	○	○			
	② 工事用車両の運行時間、台数等を工夫するとともに、工事の計画的な執行に努める。	○	○	✓	✓	
	③ 交通流の整序化を図る。	○	○			
	④ TDM（交通需要マネジメント）を促進する。	○	○			
	後掲（森林の整備と保全）					

基本的配慮事項 3 ヒートアイランド対策の推進					
個別事項	① 駐車場、壁面や屋上の緑化を図る。	○	○		
	② 照明・電気設備の高効率化や太陽光の調節による熱負荷の低減に配慮する。	○	○		
	③ 空調設備の高効率化や通風による熱負荷の低減に配慮する。	○	○		

基本方向 2		配慮時期		チェック		備考 従前の配慮事項 (個別事項)との 対応状況
限りある資源を大切に する循環型社会づくり		調査・ 計画 段階	設計・ 施工 段階	該当	実施	

基本的配慮事項 1 廃棄物の減量化・循環利用の推進						
個別事項	① 建設廃棄物の発生の抑制、再資源化を推進する。		○	✓	✓	1-3②③
	② 建設発生土の発生を抑えるとともに、発生した建設発生土は地区内利用及び公共工事間での流用を検討する。	○	○	✓	✓	1-2①②
	③ 資材等の選定に当たっては、耐久性が高く、再資源化しやすいもの、環境負荷の少ないもの、再生品を優先的に使用するよう努める。		○	✓	✓	1-3①
	④ 建築物や工作物の解体が伴う場合、PCB含有機器の有無について事前調査し、適正に処理する。		○			
	⑤ 建築物や工作物の解体が伴う場合、石綿含有建材の有無について事前調査し、適正に処理する。		○			

基本的配慮事項 2 水循環の健全化と地盤環境の保全						
個別事項	① 雨水の流出抑制・貯留・浸透・循環利用を促進する。	○	○			
	② 排水再利用（中水利用）システムの導入を図る。	○	○			
	③ 透水性舗装、浸透柵・浸透トレンチの採用に努める。	○	○			
	④ 芝生化などにより、舗装部分を最小限に抑えるよう努める。		○			
	⑤ 地盤沈下対策を適切に実施する。		○			1-1①
	⑥ 周辺の地下水に影響を与えないようにする。		○			1-1①

基本方向 3		配慮時期		チェック		備考 従前の配慮事項 (個別事項)と の対応状況
恵み豊かなみどりや川に彩られ、生物の多様性に富んだ自然共生社会づくり		調査・計画段階	設計・施工段階	該当	実施	
基本的配慮事項 1 川の保全と再生						
個別事項	① 周辺の公共水域の水質の維持など良好な環境の維持に努める。	○	○			1-2③
	② 農業集落排水等の導入を図る。		○			
	③ 親水護岸や多自然型護岸を採用するなど、多様な水際線の維持、形成に努める。		○			
	④ ため池等の保全を図り、多面的な有効利用を推進する。	○	○			2-1⑤
基本的配慮事項 2 みどりの保全と再生						
個別事項	① 良好な樹林地、緑地、水辺等については、あらかじめ公園に取り込むなど保全について検討する。	○	○			2-2①
	② 地域の環境改善のための多様な緑の創造に努める。	○	○			2-2②④
基本的配慮事項 3 森林の整備と保全						
個別事項	① 良好な樹林地、緑地の保全と創造を推進する。	○	○			2-2①
	② 県産木材の積極的活用を図る。		○			2-2③
基本的配慮事項 4 生物多様性の保全						
個別事項	① 在来植生に配慮し、敷地の緑化を推進する。	○	○			2-1②④
	② 表土の保全に努める。	○	○			1-2①
	③ 野生生物の生息空間に配慮した施設整備に努める。	○	○			2-1②③④
	④ さいたまレッドデータブック等に基づき希少野生生物の生息・生育状況を把握する。	○	○			2-1①
	⑤ 希少野生生物の生息・生育空間の確保に努める。	○	○			2-1①

基本方向 4		配慮時期		チェック		備考 従前の配慮事項 (個別事項)と の対応状況
		調査・ 計画 段階	設計・ 施工 段階	該当	実施	
安心・安全な環境保全型社会づくり						
基本的配慮事項 1 大気環境の保全						
個別 事項	① 工事施工中の粉じん対策を図る。		○	✓	✓	1-1①
	再掲（環境に配慮した交通の実現）					
基本的配慮事項 2 公共用水域・地下水及び土壌の汚染防止						
個別 事項	① 水質等の保全を図る。		○			1-1①
	② 地下水汚染防止対策に努める。		○			1-1①
基本的配慮事項 3 身近な生活環境の保全						
個別 事項	① 騒音・振動対策を適切に実施する。		○	✓	✓	1-1①
	② 工事中の資材搬出入車両の走行速度の設定を図る。		○	✓		1-1①
	③ 環境対策型建設機械の採用を図る。		○	✓	✓	1-1②
基本的配慮事項 4 環境分野の災害への備えの推進						
個別 事項	① 防災機能の強化と災害時に活用可能な再生可能エネルギー等によるインフラの整備を図る。	○	○			

基本方向 5		配慮時期		チェック		備考 従前の配慮事項 (個別事項)と の対応状況
環境の保全・創造に向けて各主体が取り組む協働社会づくり		調査・ 計画 段階	設計・ 施工 段階	該当	実施	
基本的配慮事項 1 環境と共生する地域づくりの推進						
個別 事項	① 文化財指定区域については保存に努めるとともに、埋蔵文化財包蔵地においては保存の検討や記録の保存に努める。	○	○			
	② 貴重な歴史的環境については、公園に取り込むなどして保全に努める。	○	○			2-2②
	③ 周辺の景観に調和する施設整備に努める。	○	○			1-2③, 2-2④
	④ 木材や石材など地場産の自然素材の利用に努める。		○			2-2③
	⑤ 都市と農村の交流やうるおいの場を創出する。	○	○			2-3①
基本的配慮事項 2 環境を守り育てる人材育成						
個別 事項	① 児童や県民等への学習の場を創出する。	○	○			2-3②
	② 環境保全及び管理に取り組む県民等のボランティア活動等を支援する。		○			
		実施率		合計		
		b / a (%)		(a)	(b)	
		87.5		8	7	
		総合評価		4		

【実施率の算出方法】

- 1) 該当欄は、該当する項目に✓印をつけ、✓の合計数を記入(a)する。
- 2) 実施欄は、実施した(実施を決定した)事項に✓印をつけ、✓の合計数を記入(b)する。
- 3) 実施率は、次の式で算出する。 実施率 (%) = $b \div a \times 100$

【総合評価の評価基準】

- 5 : 実施率が90%以上で、かつ、技術・社会動向からみて最大限の措置を講じている。
- 4 : 実施率が80%以上で、かつ、基準5には及ばないが一定レベルの措置を講じている。
- 3 : 実施率が、70%以上である。
- 2 : 実施率が、50%以上70%未満である。
- 1 : 実施率が、50%未満である。

※ 総合評価が4以上の事業にあっては、様式第1号の「特に配慮した事項」欄に、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。

なお、総合評価が2以下の事業にあっては、様式第1号の「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項」欄に、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。総合評価が3以上の事業についても、同欄に、今後の事業にあたっての配慮すべき事項について、記入する。

環境配慮推進状況評価表（事業別）

部局名 農林部 課・所・室名 大里農林振興センター

事業の種類	8 農業農村の整備 ①用排水施設整備事業	事業名	かんがい排水事業荒川中部右幹線地区
事業の規模	揚水機場等補修ほか 1式	実施場所	深谷市内
計画期間	平成26年度～令和4年度	段階	施工段階
事業の概要： 基幹的農業水利施設は、国営荒川中部土地改良事業（昭和34年度～昭和41年度）等により造成されたが、老朽化や劣化による漏水が発生し、農業経営の支障となっている。畑作経営の体質強化等を図るため、農業用施設の改修と新設整備を行う。			

※別表1を添付する。

総合評価	4
------	---

【記入方法】

評価基準に基づき評価を行った総合評価を記入する。

特に配慮した事項

- ・ 施工にあたり、低騒音・低振動・排気ガス対策型の施工機械を使用し、環境に配慮した。
- ・ 工事資材の運搬においては、最小限の台数となるよう効率的な輸送を心掛けた。
- ・ コンクリートやアスファルトとの取壊しにおいては、再資源化を図ると共に、新たに使用する砕石やアスファルトについては再生品を使用した。
- ・ 信号用照明器具はLED製を採用した。

配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項

【記入方法】

- 1 「特に配慮した事項」欄は、事業実施に当たって、特に配慮した事項とその内容について記入する。
 なお、総合評価が4以上の事業にあつては、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。
- 2 「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項」欄は、事業実施に当たって、特に配慮できなかった事項及びその理由や配慮すべき事項について記入する。
 なお、総合評価が2以下の事業にあつては、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。
 総合評価が3以上の事業についても、今後の事業にあたっての配慮すべき事項について、記入する。

別表 1 8 農業農村の整備に関する環境配慮方針

事業名		かんがい排水事業（荒川中部右幹線地区）				
各種計画との整合等		配慮時期		チェック		備考 従前の配慮事項 （個別事項）と の対応状況
		調査・ 計画 段階	設計・ 施工 段階	該 当	実 施	
個別 事項	① 国土利用計画や都市計画などの土地利用関連諸計画との整合を図るなどにより、周辺地域の自然や景観さらには安全性を損なうことのないよう配慮する。	○				
	② 周辺地域の他の計画や事業の情報を収集する。	○				
	③ 地域住民や県民に対し、環境に配慮した整備・維持管理の重要性についての情報提供を図る。	○	○			3-1①②
基本方向 1		配慮時期		チェック		備考 従前の配慮事項 （個別事項）と の対応状況
新たなエネルギーが普及した自立分散型の低炭素社会づくり		調査・ 計画 段階	設計・ 施工 段階	該 当	実 施	
基本的配慮事項 1 新たなエネルギー社会の構築						
個別 事項	① 再生可能エネルギーの活用を図る。	○	○			
	② 蓄電池等の導入を図る。	○	○			
	③ コージェネレーションの導入を図る。	○	○			
基本的配慮事項 2 地球温暖化対策の総合的推進						
個別 事項	① エネルギーの効率的利用を図る。	○	○	✓	✓	
	② 工事用車両の運行時間、台数等を工夫するとともに、工事の計画的な執行に努める。	○	○	✓	✓	
	③ 交通流の整序化を図る。	○	○			
	④ TDM（交通需要マネジメント）を促進する。	○	○			
	後掲（森林の整備と保全）					

基本的配慮事項 3 ヒートアイランド対策の推進					
個別事項	① 駐車場、壁面や屋上の緑化を図る。	○	○		
	② 照明・電気設備の高効率化や太陽光の調節による熱負荷の低減に配慮する。	○	○	✓	✓
	③ 空調設備の高効率化や通風による熱負荷の低減に配慮する。	○	○		

基本方向 2		配慮時期		チェック		備考 従前の配慮事項 (個別事項)との 対応状況
限りある資源を大切に する循環型社会づくり		調査・ 計画 段階	設計・ 施工 段階	該当	実施	

基本的配慮事項 1 廃棄物の減量化・循環利用の推進						
個別事項	① 建設廃棄物の発生の抑制、再資源化を推進する。		○	✓	✓	1-3②③
	② 建設発生土の発生を抑えるとともに、発生した建設発生土は地区内利用及び公共工事間での流用を検討する。	○	○			1-2①②
	③ 資材等の選定に当たっては、耐久性が高く、再資源化しやすいもの、環境負荷の少ないもの、再生品を優先的に使用するよう努める。		○	✓	✓	1-3①
	④ 建築物や工作物の解体が伴う場合、PCB含有機器の有無について事前調査し、適正に処理する。		○			
	⑤ 建築物や工作物の解体が伴う場合、石綿含有建材の有無について事前調査し、適正に処理する。		○			

基本的配慮事項 2 水循環の健全化と地盤環境の保全						
個別事項	① 雨水の流出抑制・貯留・浸透・循環利用を促進する。	○	○			
	② 排水再利用（中水利用）システムの導入を図る。	○	○			
	③ 透水性舗装、浸透柵・浸透トレンチの採用に努める。	○	○			
	④ 芝生化などにより、舗装部分を最小限に抑えるよう努める。		○			
	⑤ 地盤沈下対策を適切に実施する。		○			1-1①
	⑥ 周辺の地下水に影響を与えないようにする。		○			1-1①

基本方向 3		配慮時期		チェック		備考 従前の配慮事項 (個別事項)と の対応状況
恵み豊かなみどりや川に彩られ、生物の多様性に富んだ自然共生社会づくり		調査・計画段階	設計・施工段階	該当	実施	
基本的配慮事項 1 川の保全と再生						
個別事項	① 周辺の公共水域の水質の維持など良好な環境の維持に努める。	○	○			1-2③
	② 農業集落排水等の導入を図る。		○			
	③ 親水護岸や多自然型護岸を採用するなど、多様な水際線の維持、形成に努める。		○			
	④ ため池等の保全を図り、多面的な有効利用を推進する。	○	○			2-1⑤
基本的配慮事項 2 みどりの保全と再生						
個別事項	① 良好な樹林地、緑地、水辺等については、あらかじめ公園に取り込むなど保全について検討する。	○	○			2-2①
	② 地域の環境改善のための多様な緑の創造に努める。	○	○			2-2②④
基本的配慮事項 3 森林の整備と保全						
個別事項	① 良好な樹林地、緑地の保全と創造を推進する。	○	○			2-2①
	② 県産木材の積極的活用を図る。		○			2-2③
基本的配慮事項 4 生物多様性の保全						
個別事項	① 在来植生に配慮し、敷地の緑化を推進する。	○	○			2-1②④
	② 表土の保全に努める。	○	○			1-2①
	③ 野生生物の生息空間に配慮した施設整備に努める。	○	○			2-1②③④
	④ さいたまレッドデータブック等に基づき希少野生生物の生息・生育状況を把握する。	○	○			2-1①
	⑤ 希少野生生物の生息・生育空間の確保に努める。	○	○			2-1①

基本方向 4		配慮時期		チェック		備考 従前の配慮事項 (個別事項)と の対応状況
		調査・ 計画 段階	設計・ 施工 段階	該当	実施	
安心・安全な環境保全型社会づくり						
基本的配慮事項 1 大気環境の保全						
個別 事項	① 工事施工中の粉じん対策を図る。		○	✓	✓	1-1①
	再掲（環境に配慮した交通の実現）					
基本的配慮事項 2 公共用水域・地下水及び土壌の汚染防止						
個別 事項	① 水質等の保全を図る。		○			1-1①
	② 地下水汚染防止対策に努める。		○			1-1①
基本的配慮事項 3 身近な生活環境の保全						
個別 事項	① 騒音・振動対策を適切に実施する。		○	✓	✓	1-1①
	② 工事中の資材搬出入車両の走行速度の設定を図る。		○	✓		1-1①
	③ 環境対策型建設機械の採用を図る。		○	✓	✓	1-1②
基本的配慮事項 4 環境分野の災害への備えの推進						
個別 事項	① 防災機能の強化と災害時に活用可能な再生可能エネルギー等によるインフラの整備を図る。	○	○			

基本方向 5		配慮時期		チェック		備考 従前の配慮事項 (個別事項)と の対応状況
環境の保全・創造に向けて各主体が取り組む協働社会づくり		調査・ 計画 段階	設計・ 施工 段階	該当	実施	
基本的配慮事項 1 環境と共生する地域づくりの推進						
個別 事項	① 文化財指定区域については保存に努めるとともに、埋蔵文化財包蔵地においては保存の検討や記録の保存に努める。	○	○			
	② 貴重な歴史的環境については、公園に取り込むなどして保全に努める。	○	○			2-2②
	③ 周辺の景観に調和する施設整備に努める。	○	○			1-2③, 2-2④
	④ 木材や石材など地場産の自然素材の利用に努める。		○			2-2③
	⑤ 都市と農村の交流やうるおいの場を創出する。	○	○			2-3①
基本的配慮事項 2 環境を守り育てる人材育成						
個別 事項	① 児童や県民等への学習の場を創出する。	○	○			2-3②
	② 環境保全及び管理に取り組む県民等のボランティア活動等を支援する。		○			
		実施率		合計		
		b / a (%)		(a)	(b)	
		88.9		9	8	
		総合評価		4		

【実施率の算出方法】

- 1) 該当欄は、該当する項目に✓印をつけ、✓の合計数を記入(a)する。
- 2) 実施欄は、実施した(実施を決定した)事項に✓印をつけ、✓の合計数を記入(b)する。
- 3) 実施率は、次の式で算出する。 実施率 (%) = $b \div a \times 100$

【総合評価の評価基準】

- 5 : 実施率が90%以上で、かつ、技術・社会動向からみて最大限の措置を講じている。
- 4 : 実施率が80%以上で、かつ、基準5には及ばないが一定レベルの措置を講じている。
- 3 : 実施率が、70%以上である。
- 2 : 実施率が、50%以上70%未満である。
- 1 : 実施率が、50%未満である。

※ 総合評価が4以上の事業にあっては、様式第1号の「特に配慮した事項」欄に、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。

なお、総合評価が2以下の事業にあっては、様式第1号の「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項」欄に、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。総合評価が3以上の事業についても、同欄に、今後の事業にあたっての配慮すべき事項について、記入する。

環境配慮推進状況評価表（事業別）

部局名 農林部

課・所・室名 加須農林振興センター

事業の種類	8 農業農村整備 ① 用排水施設整備事業	事業名	川の国埼玉はつらつプロジェクト 酒巻導水路地区
事業の規模	親水護岸 遊歩道 L=0.5km	実施場所	行田市桜町地内ほか
計画期間	平成29年～令和2年度	段階	設計・施工段階
事業の概要： 親水護岸や遊歩道の整備による既設区間の再生と観光ルートやポタリングルートの延伸により、忍川周辺の豊かな自然を訪れる観光客の中心市街地への回遊性を高めるとともに、観光客をおもてなし、市民も観光客も楽しめる『ポタリングによる回遊できるまちづくり』を行う。			

※別表-1を添付する。

総合評価	5
------	---

【記入方法】

評価基準に基づき評価を行った総合評価を記入する。

特に配慮した事項

川の国埼玉はつらつプロジェクトの事業趣旨を鑑み、水辺に癒しの空間を創出する遊歩道を備えた水路整備を行った。

- ①水路底に部分的に割栗石を設置し、多彩な河川環境を創出するように配慮した。
- ②新たな植栽による桜並木を創出するため、緑化スペースを確保した遊歩道整備とした。

配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項

【記入方法】

- 1 「特に配慮した事項」欄は、事業実施に当たって、特に配慮した事項とその内容について記入する。
なお、総合評価が4以上の事業にあっては、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。
- 2 「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項」欄は、事業実施に当たって、特に配慮できなかった事項及びその理由や配慮すべき事項について記入する。
なお、総合評価が2以下の事業にあっては、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。
総合評価が3以上の事業についても、今後の事業にあたっての配慮すべき事項について、記入する。

別表 1 8 農業農村の整備に関する環境配慮方針

事業名		川の国埼玉はつらつプロジェクト 酒巻導水路地区				
各種計画との整合等		配慮時期		チェック		備考 従前の配慮事項 (個別事項)と の対応状況
		調査・ 計画 段階	設計・ 施工 段階	該 当	実 施	
個別 事項	① 国土利用計画や都市計画などの土地利用関連諸計画との整合を図るなどにより、周辺地域の自然や景観さらには安全性を損なうことのないよう配慮する。	○				
	② 周辺地域の他の計画や事業の情報を収集する。	○				
	③ 地域住民や県民に対し、環境に配慮した整備・維持管理の重要性についての情報提供を図る。	○	○	✓	✓	3-1①②
基本方向 1		配慮時期		チェック		備考 従前の配慮事項 (個別事項)と の対応状況
新たなエネルギーが普及した自立分散型の低炭素社会づくり		調査・ 計画 段階	設計・ 施工 段階	該 当	実 施	
基本的配慮事項 1 新たなエネルギー社会の構築						
個別 事項	① 再生可能エネルギーの活用を図る。	○	○	-		
	② 蓄電池等の導入を図る。	○	○	-		
	③ コージェネレーションの導入を図る。	○	○	-		
基本的配慮事項 2 地球温暖化対策の総合的推進						
個別 事項	① エネルギーの効率的利用を図る。	○	○	✓	✓	
	② 工事用車両の運行時間、台数等を工夫するとともに、工事の計画的な執行に努める。	○	○	✓	✓	
	③ 交通流の整序化を図る。	○	○	-		
	④ TDM（交通需要マネジメント）を促進する。	○	○	-		
	後掲（森林の整備と保全）					

基本的配慮事項 3 ヒートアイランド対策の推進					
個別事項	① 駐車場、壁面や屋上の緑化を図る。	○	○	-	
	② 照明・電気設備の高効率化や太陽光の調節による熱負荷の低減に配慮する。	○	○	-	
	③ 空調設備の高効率化や通風による熱負荷の低減に配慮する。	○	○	-	

基本方向 2		配慮時期		チェック		備考 従前の配慮事項 (個別事項)との 対応状況
限りある資源を大切に する循環型社会づくり		調査・ 計画 段階	設計・ 施工 段階	該当	実施	

基本的配慮事項 1 廃棄物の減量化・循環利用の推進						
個別事項	① 建設廃棄物の発生の抑制、再資源化を推進する。		○	✓	✓	1-3②③
	② 建設発生土の発生を抑えるとともに、発生した建設発生土は地区内利用及び公共工事間での流用を検討する。	○	○	✓	✓	1-2①②
	③ 資材等の選定に当たっては、耐久性が高く、再資源化しやすいもの、環境負荷の少ないもの、再生品を優先的に使用するよう努める。		○	✓	✓	1-3①
	④ 建築物や工作物の解体が伴う場合、PCB含有機器の有無について事前調査し、適正に処理する。		○	-		
	⑤ 建築物や工作物の解体が伴う場合、石綿含有建材の有無について事前調査し、適正に処理する。		○	-		

基本的配慮事項 2 水循環の健全化と地盤環境の保全					
個別事項	① 雨水の流出抑制・貯留・浸透・循環利用を促進する。	○	○	-	
	② 排水再利用（中水利用）システムの導入を図る。	○	○	-	
	③ 透水性舗装、浸透柵・浸透トレンチの採用に努める。	○	○	-	
	④ 芝生化などにより、舗装部分を最小限に抑えるよう努める。		○	-	
	⑤ 地盤沈下対策を適切に実施する。		○	-	1-1①
	⑥ 周辺の地下水に影響を与えないようにする。		○	-	1-1①

基本方向 3		配慮時期		チェック		備考 従前の配慮事項 (個別事項)と の対応状況
恵み豊かなみどりや川に彩られ、生物の多様性に富んだ自然共生社会づくり		調査・計画段階	設計・施工段階	該当	実施	
基本的配慮事項 1 川の保全と再生						
個別事項	① 周辺の公共水域の水質の維持など良好な環境の維持に努める。	○	○	-		1-2③
	② 農業集落排水等の導入を図る。		○	-		
	③ 親水護岸や多自然型護岸を採用するなど、多様な水際線の維持、形成に努める。		○	-		
	④ ため池等の保全を図り、多面的な有効利用を推進する。	○	○	-		2-1⑤
基本的配慮事項 2 みどりの保全と再生						
個別事項	① 良好な樹林地、緑地、水辺等については、あらかじめ公園に取り込むなど保全について検討する。	○	○	-		2-2①
	② 地域の環境改善のための多様な緑の創造に努める。	○	○	-		2-2②④
基本的配慮事項 3 森林の整備と保全						
個別事項	① 良好な樹林地、緑地の保全と創造を推進する。	○	○	-		2-2①
	② 県産木材の積極的活用を図る。		○	-		2-2③
基本的配慮事項 4 生物多様性の保全						
個別事項	① 在来植生に配慮し、敷地の緑化を推進する。	○	○	-		2-1②④
	② 表土の保全に努める。	○	○	-		1-2①
	③ 野生生物の生息空間に配慮した施設整備に努める。	○	○	-		2-1②③④
	④ さいたまレッドデータブック等に基づき希少野生生物の生息・生育状況を把握する。	○	○	-		2-1①
	⑤ 希少野生生物の生息・生育空間の確保に努める。	○	○	-		2-1①

基本方向 4		配慮時期		チェック		備考 従前の配慮事項 (個別事項)と の対応状況
		調査・ 計画 段階	設計・ 施工 段階	該 当	実 施	
安心・安全な環境保全型社会づくり						
基本的配慮事項 1 大気環境の保全						
個別 事項	① 工事施工中の粉じん対策を図る。		○	-		1-1①
	再掲（環境に配慮した交通の実現）					
基本的配慮事項 2 公共用水域・地下水及び土壌の汚染防止						
個別 事項	① 水質等の保全を図る。		○	-		1-1①
	② 地下水汚染防止対策に努める。		○	-		1-1①
基本的配慮事項 3 身近な生活環境の保全						
個別 事項	① 騒音・振動対策を適切に実施する。		○	✓	✓	1-1①
	② 工事中の資材搬出入車両の走行速度の設定を図る。		○	✓	✓	1-1①
	③ 環境対策型建設機械の採用を図る。		○	✓	✓	1-1②
基本的配慮事項 4 環境分野の災害への備えの推進						
個別 事項	① 防災機能の強化と災害時に活用可能な再生可能エネルギー等によるインフラの整備を図る。	○	○	-		

基本方向 5		配慮時期		チェック		備考 従前の配慮事項 (個別事項)と の対応状況
環境の保全・創造に向けて各主体が取り組む協働社会づくり		調査・ 計画 段階	設計・ 施工 段階	該当	実施	
基本的配慮事項 1 環境と共生する地域づくりの推進						
個別 事項	① 文化財指定区域については保存に努めるとともに、埋蔵文化財包蔵地においては保存の検討や記録の保存に努める。	○	○	-		
	② 貴重な歴史的環境については、公園に取り込むなどして保全に努める。	○	○	-		2-2②
	③ 周辺の景観に調和する施設整備に努める。	○	○	✓	✓	1-2③, 2-2④
	④ 木材や石材など地場産の自然素材の利用に努める。		○	-		2-2③
	⑤ 都市と農村の交流やうるおいの場を創出する。	○	○	✓	✓	2-3①
基本的配慮事項 2 環境を守り育てる人材育成						
個別 事項	① 児童や県民等への学習の場を創出する。	○	○	-		2-3②
	② 環境保全及び管理に取り組む県民等のボランティア活動等を支援する。		○	-		
		実施率		合計		
		b / a (%)		(a)	(b)	
		100 %		11	11	
		総合評価		5		

【実施率の算出方法】

- 1) 該当欄は、該当する項目に✓印をつけ、✓の合計数を記入(a)する。
- 2) 実施欄は、実施した(実施を決定した)事項に✓印をつけ、✓の合計数を記入(b)する。
- 3) 実施率は、次の式で算出する。 実施率 (%) = $b \div a \times 100$

【総合評価の評価基準】

- 5 : 実施率が90%以上で、かつ、技術・社会動向からみて最大限の措置を講じている。
- 4 : 実施率が80%以上で、かつ、基準5には及ばないが一定レベルの措置を講じている。
- 3 : 実施率が、70%以上である。
- 2 : 実施率が、50%以上70%未満である。
- 1 : 実施率が、50%未満である。

※ 総合評価が4以上の事業にあっては、様式第1号の「特に配慮した事項」欄に、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。

なお、総合評価が2以下の事業にあっては、様式第1号の「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項」欄に、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。総合評価が3以上の事業についても、同欄に、今後の事業にあたっての配慮すべき事項について、記入する。

環境配慮推進状況評価表（事業別）

部局名 農林部 課・所・室名 加須農林振興センター

事業の種類	8 農業農村の整備 ①用排水施設整備事業	事業名	かんがい排水事業 (新郷交換用水路地区)
事業の規模	用水路補修 L=2, 346m	実施場所	行田市及び羽生市地内、
計画期間	平成29～令和4年度	段階	施工段階

事業の概要：

新郷交換用水路は、県営ほ場整備事業「行田羽生地区」により昭和44～47年度に造成以来40年以上が経過している。経年劣化により水路全体的に護岸の傾き、クラック、摩耗等の劣化が見られる。

全線L=6.5kmのうち上流の約L=3.1kmは平板ブロック、下流はフリューム。上流の平板ブロック区間の漏水が著しく、補修が必要な状況である。以前より部分的に平板ブロックにモルタル吹き付けで固めている箇所もある。施設管理者が補修を繰り返しているが、経年劣化や耐用年数超過により機能不全に陥る恐れがある。用水供給に支障を来した場合、農業被害が生ずる事が想定される。各施設の用水供給機能を維持し、安定的な営農を継続するため、施設の早急な保全対策を実施する。

※別表1を添付する。

総合評価	3
------	---

【記入方法】

評価基準に基づき評価を行った総合評価を記入する。

特に配慮した事項

配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項

【記入方法】

- 1 「特に配慮した事項」欄は、事業実施にあたって、特に配慮した事項とその内容について記入する。
なお、総合評価が4以上の事業にあっては、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。
- 2 「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項」欄は、事業実施にあたって、特に配慮できなかった事項及びその理由や配慮すべき事項について記入する。
なお、総合評価が2以下の事業にあっては、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。
総合評価が3以上の事業についても、今後の事業にあたっての配慮すべき事項について、記入する。

別表 1 8 農業農村の整備に関する環境配慮方針

事業名		かんがい排水事業（新郷交換水路地区）				
各種計画との整合等		配慮時期		チェック		備考 従前の配慮事項 （個別事項）と の対応状況
		調査・計画段階	設計・施工段階	該当	実施	
個別事項	① 国土利用計画や都市計画などの土地利用関連諸計画との整合を図るなどにより、周辺地域の自然や景観さらには安全性を損なうことのないよう配慮する。	○				
	② 周辺地域の他の計画や事業の情報を収集する。	○				
	③ 地域住民や県民に対し、環境に配慮した整備・維持管理の重要性についての情報提供を図る。	○	○	✓	✓	3-1①②
基本方向 1		配慮時期		チェック		備考 従前の配慮事項 （個別事項）と の対応状況
新たなエネルギーが普及した自立分散型の低炭素社会づくり		調査・計画段階	設計・施工段階	該当	実施	
基本的配慮事項 1 新たなエネルギー社会の構築						
個別事項	① 再生可能エネルギーの活用を図る。	○	○	-		
	② 蓄電池等の導入を図る。	○	○	-		
	③ コージェネレーションの導入を図る。	○	○	-		
基本的配慮事項 2 地球温暖化対策の総合的推進						
個別事項	① エネルギーの効率的利用を図る。	○	○	-		
	② 工事用車両の運行時間、台数等を工夫するとともに、工事の計画的な執行に努める。	○	○	-		
	③ 交通流の整序化を図る。	○	○	-		
	④ TDM（交通需要マネジメント）を促進する。	○	○	-		
	後掲（森林の整備と保全）					

基本的配慮事項 3 ヒートアイランド対策の推進					
個別事項	① 駐車場、壁面や屋上の緑化を図る。	○	○	—	
	② 照明・電気設備の高効率化や太陽光の調節による熱負荷の低減に配慮する。	○	○	—	
	③ 空調設備の高効率化や通風による熱負荷の低減に配慮する。	○	○	—	

基本方向 2		配慮時期		チェック		備考 従前の配慮事項 (個別事項)との 対応状況
限りある資源を大切に する循環型社会づくり		調査・ 計画 段階	設計・ 施工 段階	該当	実施	

基本的配慮事項 1 廃棄物の減量化・循環利用の推進						
個別事項	① 建設廃棄物の発生の抑制、再資源化を推進する。		○	✓	✓	1-3②③
	② 建設発生土の発生を抑えるとともに、発生した建設発生土は地区内利用及び公共工事間での流用を検討する。	○	○	—		1-2①②
	③ 資材等の選定に当たっては、耐久性が高く、再資源化しやすいもの、環境負荷の少ないもの、再生品を優先的に使用するよう努める。		○	✓	✓	1-3①
	④ 建築物や工作物の解体が伴う場合、PCB含有機器の有無について事前調査し、適正に処理する。		○	—		
	⑤ 建築物や工作物の解体が伴う場合、石綿含有建材の有無について事前調査し、適正に処理する。		○	—		

基本的配慮事項 2 水循環の健全化と地盤環境の保全						
個別事項	① 雨水の流出抑制・貯留・浸透・循環利用を促進する。	○	○	—		
	② 排水再利用（中水利用）システムの導入を図る。	○	○	—		
	③ 透水性舗装、浸透柵・浸透トレンチの採用に努める。	○	○	—		
	④ 芝生化などにより、舗装部分を最小限に抑えるよう努める。		○	—		
	⑤ 地盤沈下対策を適切に実施する。		○	—		1-1①
	⑥ 周辺の地下水に影響を与えないようにする。		○	—		1-1①

基本方向 3		配慮時期		チェック		備考 従前の配慮事項 (個別事項)と の対応状況
恵み豊かなみどりや川に彩られ、生物の多様性に富んだ自然共生社会づくり		調査・計画段階	設計・施工段階	該当	実施	
基本的配慮事項 1 川の保全と再生						
個別事項	① 周辺の公共水域の水質の維持など良好な環境の維持に努める。	○	○	—		1-2③
	② 農業集落排水等の導入を図る。		○	—		
	③ 親水護岸や多自然型護岸を採用するなど、多様な水際線の維持、形成に努める。		○	✓		
	④ ため池等の保全を図り、多面的な有効利用を推進する。	○	○	—		2-1⑤
基本的配慮事項 2 みどりの保全と再生						
個別事項	① 良好な樹林地、緑地、水辺等については、あらかじめ公園に取り込むなど保全について検討する。	○	○	—		2-2①
	② 地域の環境改善のための多様な緑の創造に努める。	○	○	—		2-2②④
基本的配慮事項 3 森林の整備と保全						
個別事項	① 良好な樹林地、緑地の保全と創造を推進する。	○	○	—		2-2①
	② 県産木材の積極的活用を図る。		○	—		2-2③
基本的配慮事項 4 生物多様性の保全						
個別事項	① 在来植生に配慮し、敷地の緑化を推進する。	○	○	—		2-1②④
	② 表土の保全に努める。	○	○	—		1-2①
	③ 野生生物の生息空間に配慮した施設整備に努める。	○	○	—		2-1②③④
	④ さいたまレッドデータブック等に基づき希少野生生物の生息・生育状況を把握する。	○	○	—		2-1①
	⑤ 希少野生生物の生息・生育空間の確保に努める。	○	○	—		2-1①

基本方向 4		配慮時期		チェック		備考 従前の配慮事項 (個別事項)と の対応状況
		調査・ 計画 段階	設計・ 施工 段階	該 当	実 施	
安心・安全な環境保全型社会づくり						
基本的配慮事項 1 大気環境の保全						
個別 事項	① 工事施工中の粉じん対策を図る。		○	—		1-1①
	再掲（環境に配慮した交通の実現）					
基本的配慮事項 2 公共用水域・地下水及び土壌の汚染防止						
個別 事項	① 水質等の保全を図る。		○	—		1-1①
	② 地下水汚染防止対策に努める。		○	—		1-1①
基本的配慮事項 3 身近な生活環境の保全						
個別 事項	① 騒音・振動対策を適切に実施する。		○	✓	✓	1-1①
	② 工事中の資材搬出入車両の走行速度の設定を図る。		○	✓	✓	1-1①
	③ 環境対策型建設機械の採用を図る。		○	✓	✓	1-1②
基本的配慮事項 4 環境分野の災害への備えの推進						
個別 事項	① 防災機能の強化と災害時に活用可能な再生可能エネルギー等によるインフラの整備を図る。	○	○	—		

基本方向 5		配慮時期		チェック		備考 従前の配慮事項 (個別事項)と の対応状況
環境の保全・創造に向けて各主体が取り組む協働社会づくり		調査・ 計画 段階	設計・ 施工 段階	該当	実施	
基本的配慮事項 1 環境と共生する地域づくりの推進						
個別 事項	① 文化財指定区域については保存に努めるとともに、埋蔵文化財包蔵地においては保存の検討や記録の保存に努める。	○	○	—		
	② 貴重な歴史的環境については、公園に取り込むなどして保全に努める。	○	○	—		2-2②
	③ 周辺の景観に調和する施設整備に努める。	○	○	✓		1-2③, 2-2④
	④ 木材や石材など地場産の自然素材の利用に努める。		○	—		2-2③
	⑤ 都市と農村の交流やうるおいの場を創出する。	○	○	—		2-3①
基本的配慮事項 2 環境を守り育てる人材育成						
個別 事項	① 児童や県民等への学習の場を創出する。	○	○	—		2-3②
	② 環境保全及び管理に取り組む県民等のボランティア活動等を支援する。		○	—		
		実施率		合計		
		b / a (%)		(a)	(b)	
		75.0		8	6	
		総合評価		3		

【実施率の算出方法】

- 1) 該当欄は、該当する項目に✓印をつけ、✓の合計数を記入(a)する。
- 2) 実施欄は、実施した(実施を決定した)事項に✓印をつけ、✓の合計数を記入(b)する。
- 3) 実施率は、次の式で算出する。 実施率 (%) = $b \div a \times 100$

【総合評価の評価基準】

- 5 : 実施率が90%以上で、かつ、技術・社会動向からみて最大限の措置を講じている。
- 4 : 実施率が80%以上で、かつ、基準5には及ばないが一定レベルの措置を講じている。
- 3 : 実施率が、70%以上である。
- 2 : 実施率が、50%以上70%未満である。
- 1 : 実施率が、50%未満である。

※ 総合評価が4以上の事業にあっては、様式第1号の「特に配慮した事項」欄に、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。

なお、総合評価が2以下の事業にあっては、様式第1号の「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項」欄に、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。総合評価が3以上の事業についても、同欄に、今後の事業にあたっての配慮すべき事項について、記入する。

環境配慮推進状況評価表（事業別）

部局名 農林部 課・所・室名 加須農林振興センター

事業の種類	8 農業農村の整備 ①用排水施設整備事業	事業名	かんがい排水事業 (渡内糠田排水機場地区)
事業の規模	排水機場補修 1 式	実施場所	鴻巣市糠田地内
計画期間	平成29～令和3年度	段階	施工段階
<p>事業の概要：</p> <p>渡内糠田排水機場は昭和 63 年度～平成 7 年度にかけて実施された県営湛水防除事業「足立北部地区」で平成 4 年度までに造成され、以来 20 年以上が経過している。</p> <p>電気設備が老朽化しており、故障した場合に交換部品が製造されていないと点検業者に指摘されているため、故障する前に更新が必要な状況である。除塵機等機械設備の老朽化、建屋は内外壁にクラックあり、水槽や樋管側壁には表面劣化が見られる。</p> <p>管理者である鴻巣市が、土地改良施設維持管理適正化事業や市単独事業により、一部施設の整備や更新を実施しているが、各設備において経年劣化や耐用年数超過により機能不全に陥る恐れがあり、排水に支障を来した場合、農業被害が生ずる事が想定される。各施設の排水機能を維持し、安定的な営農を継続するため、施設の早急な保全対策を実施する。 ○</p>			

※別表 1 を添付する。

総合評価	3
------	---

【記入方法】

評価基準に基づき評価を行った総合評価を記入する。

<p>特に配慮した事項</p>
<p>配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 今後は、環境負荷の少ないもの、再生品を優先的に使用すべき

【記入方法】

- 1 「特に配慮した事項」欄は、事業実施に当たって、特に配慮した事項とその内容について記入する。
なお、総合評価が 4 以上の事業にあつては、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。
- 2 「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項」欄は、事業実施に当たって、特に配慮できなかった事項及びその理由や配慮すべき事項について記入する。
なお、総合評価が 2 以下の事業にあつては、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。
総合評価が 3 以上の事業についても、今後の事業にあたっての配慮すべき事項について、記入する。

別表 1 8 農業農村の整備に関する環境配慮方針

事業名		かんがい排水事業（渡内糠田排水機場地区）				
各種計画との整合等		配慮時期		チェック		備考 従前の配慮事項（個別事項）との対応状況
		調査・計画段階	設計・施工段階	該当	実施	
個別事項	① 国土利用計画や都市計画などの土地利用関連諸計画との整合を図るなどにより、周辺地域の自然や景観さらには安全性を損なうことのないよう配慮する。	○				
	② 周辺地域の他の計画や事業の情報を収集する。	○				
	③ 地域住民や県民に対し、環境に配慮した整備・維持管理の重要性についての情報提供を図る。	○	○	✓	✓	3-1①②
基本方向 1		配慮時期		チェック		備考 従前の配慮事項（個別事項）との対応状況
新たなエネルギーが普及した自立分散型の低炭素社会づくり		調査・計画段階	設計・施工段階	該当	実施	
基本的配慮事項 1 新たなエネルギー社会の構築						
個別事項	① 再生可能エネルギーの活用を図る。	○	○	—		
	② 蓄電池等の導入を図る。	○	○	—		
	③ コージェネレーションの導入を図る。	○	○	—		
基本的配慮事項 2 地球温暖化対策の総合的推進						
個別事項	① エネルギーの効率的利用を図る。	○	○	—		
	② 工事用車両の運行時間、台数等を工夫するとともに、工事の計画的な執行に努める。	○	○	—		
	③ 交通流の整序化を図る。	○	○	—		
	④ TDM（交通需要マネジメント）を促進する。	○	○	—		
	後掲（森林の整備と保全）					

基本的配慮事項 3 ヒートアイランド対策の推進					
個別事項	① 駐車場、壁面や屋上の緑化を図る。	○	○	—	
	② 照明・電気設備の高効率化や太陽光の調節による熱負荷の低減に配慮する。	○	○	—	
	③ 空調設備の高効率化や通風による熱負荷の低減に配慮する。	○	○	—	

基本方向 2		配慮時期		チェック		備考 従前の配慮事項 (個別事項)との 対応状況
限りある資源を大切に する循環型社会づくり		調査・ 計画 段階	設計・ 施工 段階	該当	実施	

基本的配慮事項 1 廃棄物の減量化・循環利用の推進						
個別事項	① 建設廃棄物の発生の抑制、再資源化を推進する。		○	—	1-3②③	
	② 建設発生土の発生を抑えるとともに、発生した建設発生土は地区内利用及び公共工事間での流用を検討する。	○	○	—	1-2①②	
	③ 資材等の選定に当たっては、耐久性が高く、再資源化しやすいもの、環境負荷の少ないもの、再生品を優先的に使用するよう努める。		○	✓	1-3①	
	④ 建築物や工作物の解体が伴う場合、PCB含有機器の有無について事前調査し、適正に処理する。		○	✓	✓	
	⑤ 建築物や工作物の解体が伴う場合、石綿含有建材の有無について事前調査し、適正に処理する。		○	—		

基本的配慮事項 2 水循環の健全化と地盤環境の保全					
個別事項	① 雨水の流出抑制・貯留・浸透・循環利用を促進する。	○	○	—	
	② 排水再利用（中水利用）システムの導入を図る。	○	○	—	
	③ 透水性舗装、浸透柵・浸透トレンチの採用に努める。	○	○	—	
	④ 芝生化などにより、舗装部分を最小限に抑えるよう努める。		○	—	
	⑤ 地盤沈下対策を適切に実施する。		○	—	1-1①
	⑥ 周辺の地下水に影響を与えないようにする。		○	—	1-1①

基本方向 3		配慮時期		チェック		備考 従前の配慮事項 (個別事項)と の対応状況
恵み豊かなみどりや川に彩られ、生物の多様性に富んだ自然共生社会づくり		調査・計画段階	設計・施工段階	該当	実施	
基本的配慮事項 1 川の保全と再生						
個別事項	① 周辺の公共水域の水質の維持など良好な環境の維持に努める。	○	○	—		1-2③
	② 農業集落排水等の導入を図る。		○	—		
	③ 親水護岸や多自然型護岸を採用するなど、多様な水際線の維持、形成に努める。		○	—		
	④ ため池等の保全を図り、多面的な有効利用を推進する。	○	○	—		2-1⑤
基本的配慮事項 2 みどりの保全と再生						
個別事項	① 良好な樹林地、緑地、水辺等については、あらかじめ公園に取り込むなど保全について検討する。	○	○	—		2-2①
	② 地域の環境改善のための多様な緑の創造に努める。	○	○	—		2-2②④
基本的配慮事項 3 森林の整備と保全						
個別事項	① 良好な樹林地、緑地の保全と創造を推進する。	○	○	—		2-2①
	② 県産木材の積極的活用を図る。		○	—		2-2③
基本的配慮事項 4 生物多様性の保全						
個別事項	① 在来植生に配慮し、敷地の緑化を推進する。	○	○	—		2-1②④
	② 表土の保全に努める。	○	○	—		1-2①
	③ 野生生物の生息空間に配慮した施設整備に努める。	○	○	—		2-1②③④
	④ さいたまレッドデータブック等に基づき希少野生生物の生息・生育状況を把握する。	○	○	—		2-1①
	⑤ 希少野生生物の生息・生育空間の確保に努める。	○	○	—		2-1①

基本方向 4		配慮時期		チェック		備考 従前の配慮事項 (個別事項)と の対応状況
		調査・ 計画 段階	設計・ 施工 段階	該 当	実 施	
安心・安全な環境保全型社会づくり						
基本的配慮事項 1 大気環境の保全						
個別 事項	① 工事施工中の粉じん対策を図る。		○	—		1-1①
	再掲（環境に配慮した交通の実現）					
基本的配慮事項 2 公共用水域・地下水及び土壌の汚染防止						
個別 事項	① 水質等の保全を図る。		○	—		1-1①
	② 地下水汚染防止対策に努める。		○	—		1-1①
基本的配慮事項 3 身近な生活環境の保全						
個別 事項	① 騒音・振動対策を適切に実施する。		○	—		1-1①
	② 工事中の資材搬出入車両の走行速度の設定を図る。		○	✓	✓	1-1①
	③ 環境対策型建設機械の採用を図る。		○	✓	✓	1-1②
基本的配慮事項 4 環境分野の災害への備えの推進						
個別 事項	① 防災機能の強化と災害時に活用可能な再生可能エネルギー等によるインフラの整備を図る。	○	○	—		

基本方向 5		配慮時期		チェック		備考 従前の配慮事項 (個別事項)と の対応状況
環境の保全・創造に向けて各主体が取り組む協働社会づくり		調査・ 計画 段階	設計・ 施工 段階	該当	実施	
基本的配慮事項 1 環境と共生する地域づくりの推進						
個別 事項	① 文化財指定区域については保存に努めるとともに、埋蔵文化財包蔵地においては保存の検討や記録の保存に努める。	○	○	—		
	② 貴重な歴史的環境については、公園に取り込むなどして保全に努める。	○	○	—		2-2②
	③ 周辺の景観に調和する施設整備に努める。	○	○	—		1-2③, 2-2④
	④ 木材や石材など地場産の自然素材の利用に努める。		○	—		2-2③
	⑤ 都市と農村の交流やうるおいの場を創出する。	○	○	—		2-3①
基本的配慮事項 2 環境を守り育てる人材育成						
個別 事項	① 児童や県民等への学習の場を創出する。	○	○	—		2-3②
	② 環境保全及び管理に取り組む県民等のボランティア活動等を支援する。		○	—		
		実施率		合計		
		b / a (%)		(a)	(b)	
		80.0		5	4	
		総合評価		3		

【実施率の算出方法】

- 1) 該当欄は、該当する項目に✓印をつけ、✓の合計数を記入(a)する。
- 2) 実施欄は、実施した(実施を決定した)事項に✓印をつけ、✓の合計数を記入(b)する。
- 3) 実施率は、次の式で算出する。 実施率 (%) = $b \div a \times 100$

【総合評価の評価基準】

- 5 : 実施率が90%以上で、かつ、技術・社会動向からみて最大限の措置を講じている。
- 4 : 実施率が80%以上で、かつ、基準5には及ばないが一定レベルの措置を講じている。
- 3 : 実施率が、70%以上である。
- 2 : 実施率が、50%以上70%未満である。
- 1 : 実施率が、50%未満である。

※ 総合評価が4以上の事業にあっては、様式第1号の「特に配慮した事項」欄に、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。

なお、総合評価が2以下の事業にあっては、様式第1号の「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項」欄に、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。総合評価が3以上の事業についても、同欄に、今後の事業にあたっての配慮すべき事項について、記入する。

環境配慮推進状況評価表（事業別）

部局名 農林部 課・所・室名 加須農林振興センター

事業の種類	8 農業農村整備 ① 用排水施設整備事業	事業名	かんがい排水事業(基幹水利施設補修型) 酒巻導水路地区
事業の規模	堰 2箇所	実施場所	行田市桜町地内他
計画期間	平成26年度～令和元年度	段階	設計・施工段階
事業の概要： 本地区の玉野用水分水堰は、築造後80年が経過しており、コンクリート剥離による鉄筋露出・破断等の劣化が著しい状況にある。和田裏堰は、築造後25年が経過し、摩耗による骨材露出等の劣化損傷が確認されている。このことから経年劣化や耐用年数超過による機能不全により、ほ場への用水供給に支障を来すなど農業被害が生じることが想定されるため、計画的な機能保全対策を実施し、用水供給機能を維持し、安定的な営農の確立をはかるものである。 堰改修 2箇所			

※別表-1を添付する。

総合評価	5
------	---

【記入方法】

評価基準に基づき評価を行った総合評価を記入する。

特に配慮した事項

- ゲート更新に際し、周辺環境に配慮した塗装色とする
- 住宅密集地での工事のため、施工時は振動、騒音対策がなされた施工とする。

配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項

【記入方法】

- 「特に配慮した事項」欄は、事業実施にあたって、特に配慮した事項とその内容について記入する。
なお、総合評価が4以上の事業にあっては、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。
- 「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項」欄は、事業実施にあたって、特に配慮できなかった事項及びその理由や配慮すべき事項について記入する。
なお、総合評価が2以下の事業にあっては、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。
総合評価が3以上の事業についても、今後の事業にあたっての配慮すべき事項について、記入する。

別表 1 8 農業農村の整備に関する環境配慮方針

事業名		かんがい排水事業(基幹水利施設補修型) 酒巻導水路地区				
各種計画との整合等		配慮時期		チェック		備考 従前の配慮事項 (個別事項)と の対応状況
		調査・ 計画 段階	設計・ 施工 段階	該当	実施	
個別 事項	① 国土利用計画や都市計画などの土地利用関連諸計画との整合を図るなどにより、周辺地域の自然や景観さらには安全性を損なうことのないよう配慮する。	○				
	② 周辺地域の他の計画や事業の情報を収集する。	○				
	③ 地域住民や県民に対し、環境に配慮した整備・維持管理の重要性についての情報提供を図る。	○	○	✓	✓	3-1①②
基本方向 1		配慮時期		チェック		備考 従前の配慮事項 (個別事項)と の対応状況
新たなエネルギーが普及した自立分散型の低炭素社会づくり		調査・ 計画 段階	設計・ 施工 段階	該当	実施	
基本的配慮事項 1 新たなエネルギー社会の構築						
個別 事項	① 再生可能エネルギーの活用を図る。	○	○	-		
	② 蓄電池等の導入を図る。	○	○	-		
	③ コージェネレーションの導入を図る。	○	○	-		
基本的配慮事項 2 地球温暖化対策の総合的推進						
個別 事項	① エネルギーの効率的利用を図る。	○	○	✓	✓	
	② 工事用車両の運行時間、台数等を工夫するとともに、工事の計画的な執行に努める。	○	○	✓	✓	
	③ 交通流の整序化を図る。	○	○	-		
	④ TDM(交通需要マネジメント)を促進する。	○	○	-		
	後掲(森林の整備と保全)					

基本的配慮事項 3 ヒートアイランド対策の推進					
個別事項	① 駐車場、壁面や屋上の緑化を図る。	○	○	-	
	② 照明・電気設備の高効率化や太陽光の調節による熱負荷の低減に配慮する。	○	○	-	
	③ 空調設備の高効率化や通風による熱負荷の低減に配慮する。	○	○	-	

基本方向 2		配慮時期		チェック		備考 従前の配慮事項 (個別事項)との 対応状況
限りある資源を大切に する循環型社会づくり		調査・ 計画 段階	設計・ 施工 段階	該当	実施	

基本的配慮事項 1 廃棄物の減量化・循環利用の推進						
個別事項	① 建設廃棄物の発生の抑制、再資源化を推進する。		○	✓	✓	1-3②③
	② 建設発生土の発生を抑えるとともに、発生した建設発生土は地区内利用及び公共工事間での流用を検討する。	○	○	✓	✓	1-2①②
	③ 資材等の選定に当たっては、耐久性が高く、再資源化しやすいもの、環境負荷の少ないもの、再生品を優先的に使用するよう努める。		○	✓	✓	1-3①
	④ 建築物や工作物の解体が伴う場合、PCB含有機器の有無について事前調査し、適正に処理する。		○	-		
	⑤ 建築物や工作物の解体が伴う場合、石綿含有建材の有無について事前調査し、適正に処理する。		○	-		

基本的配慮事項 2 水循環の健全化と地盤環境の保全					
個別事項	① 雨水の流出抑制・貯留・浸透・循環利用を促進する。	○	○	-	
	② 排水再利用（中水利用）システムの導入を図る。	○	○	-	
	③ 透水性舗装、浸透柵・浸透トレンチの採用に努める。	○	○	-	
	④ 芝生化などにより、舗装部分を最小限に抑えるよう努める。		○	-	
	⑤ 地盤沈下対策を適切に実施する。		○	-	1-1①
	⑥ 周辺の地下水に影響を与えないようにする。		○	-	1-1①

基本方向 3		配慮時期		チェック		備考 従前の配慮事項 (個別事項)と の対応状況
恵み豊かなみどりや川に彩られ、生物の多様性に富んだ自然共生社会づくり		調査・計画段階	設計・施工段階	該当	実施	
基本的配慮事項 1 川の保全と再生						
個別事項	① 周辺の公共水域の水質の維持など良好な環境の維持に努める。	○	○	-		1-2③
	② 農業集落排水等の導入を図る。		○	-		
	③ 親水護岸や多自然型護岸を採用するなど、多様な水際線の維持、形成に努める。		○	-		
	④ ため池等の保全を図り、多面的な有効利用を推進する。	○	○	-		2-1⑤
基本的配慮事項 2 みどりの保全と再生						
個別事項	① 良好な樹林地、緑地、水辺等については、あらかじめ公園に取り込むなど保全について検討する。	○	○	-		2-2①
	② 地域の環境改善のための多様な緑の創造に努める。	○	○	-		2-2②④
基本的配慮事項 3 森林の整備と保全						
個別事項	① 良好な樹林地、緑地の保全と創造を推進する。	○	○	-		2-2①
	② 県産木材の積極的活用を図る。		○	-		2-2③
基本的配慮事項 4 生物多様性の保全						
個別事項	① 在来植生に配慮し、敷地の緑化を推進する。	○	○	-		2-1②④
	② 表土の保全に努める。	○	○	-		1-2①
	③ 野生生物の生息空間に配慮した施設整備に努める。	○	○	-		2-1②③④
	④ さいたまレッドデータブック等に基づき希少野生生物の生息・生育状況を把握する。	○	○	-		2-1①
	⑤ 希少野生生物の生息・生育空間の確保に努める。	○	○	-		2-1①

基本方向 4		配慮時期		チェック		備考 従前の配慮事項 (個別事項)と の対応状況
		調査・ 計画 段階	設計・ 施工 段階	該 当	実 施	
安心・安全な環境保全型社会づくり						
基本的配慮事項 1 大気環境の保全						
個別 事項	① 工事施工中の粉じん対策を図る。		○	-		1-1①
	再掲（環境に配慮した交通の実現）					
基本的配慮事項 2 公共用水域・地下水及び土壌の汚染防止						
個別 事項	① 水質等の保全を図る。		○	-		1-1①
	② 地下水汚染防止対策に努める。		○	-		1-1①
基本的配慮事項 3 身近な生活環境の保全						
個別 事項	① 騒音・振動対策を適切に実施する。		○	✓	✓	1-1①
	② 工事中の資材搬出入車両の走行速度の設定を図る。		○	✓	✓	1-1①
	③ 環境対策型建設機械の採用を図る。		○	✓	✓	1-1②
基本的配慮事項 4 環境分野の災害への備えの推進						
個別 事項	① 防災機能の強化と災害時に活用可能な再生可能エネルギー等によるインフラの整備を図る。	○	○	-		

基本方向 5		配慮時期		チェック		備考 従前の配慮事項 (個別事項)と の対応状況
環境の保全・創造に向けて各主体が取り組む協働社会づくり		調査・ 計画 段階	設計・ 施工 段階	該当	実施	
基本的配慮事項 1 環境と共生する地域づくりの推進						
個別 事項	① 文化財指定区域については保存に努めるとともに、埋蔵文化財包蔵地においては保存の検討や記録の保存に努める。	○	○	-		
	② 貴重な歴史的環境については、公園に取り込むなどして保全に努める。	○	○	-		2-2②
	③ 周辺の景観に調和する施設整備に努める。	○	○	-		1-2③, 2-2④
	④ 木材や石材など地場産の自然素材の利用に努める。		○	-		2-2③
	⑤ 都市と農村の交流やうるおいの場を創出する。	○	○	-		2-3①
基本的配慮事項 2 環境を守り育てる人材育成						
個別 事項	① 児童や県民等への学習の場を創出する。	○	○	-		2-3②
	② 環境保全及び管理に取り組む県民等のボランティア活動等を支援する。		○	-		
		実施率		合計		
		b / a (%)		(a)	(b)	
		100 %		9	9	
		総合評価		5		

【実施率の算出方法】

- 1) 該当欄は、該当する項目に✓印をつけ、✓の合計数を記入(a)する。
- 2) 実施欄は、実施した(実施を決定した)事項に✓印をつけ、✓の合計数を記入(b)する。
- 3) 実施率は、次の式で算出する。 実施率 (%) = $b \div a \times 100$

【総合評価の評価基準】

- 5 : 実施率が90%以上で、かつ、技術・社会動向からみて最大限の措置を講じている。
- 4 : 実施率が80%以上で、かつ、基準5には及ばないが一定レベルの措置を講じている。
- 3 : 実施率が、70%以上である。
- 2 : 実施率が、50%以上70%未満である。
- 1 : 実施率が、50%未満である。

※ 総合評価が4以上の事業にあっては、様式第1号の「特に配慮した事項」欄に、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。

なお、総合評価が2以下の事業にあっては、様式第1号の「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項」欄に、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。総合評価が3以上の事業についても、同欄に、今後の事業にあたっての配慮すべき事項について、記入する。

環境配慮推進状況評価表（事業別）

部局名 農林部 課・所・室名 加須農林振興センター

事業の種類	8 農業農村の整備 ①用排水施設整備事業	事業名	川の国埼玉 はつらつプロジェクト (会の川地区)
事業の規模	環境護岸 L=550m	実施場所	加須市地内
計画期間	平成29～令和2年度	段階	施工段階

事業の概要：

会の川は、加須市の市街地を東西に流れ、江戸時代から「灯ろう流し」が行われ、昭和30年代から昭和40年代には「市（いち）」が開催されるなど、市民に広く親しまれてきた。本プロジェクトでは会の川の護岸や関連する施設を整備し、潤いとふれあいの空間の創出を図るものである。

加須市では、市内の観光施設等を巡るサイクリングルートを設定し、観光レンタサイクル事業に取り組んでいるが、今回の整備を契機にサイクリングルートの充実を図り、「はつらつプロジェクト」と連携したまちづくりを進めていく。

※別表1を添付する。

総合評価	4
------	---

【記入方法】

評価基準に基づき評価を行った総合評価を記入する。

特に配慮した事項

・潤いとふれあいの空間を創出すべく、景観に配慮した粗面使用の間地ブロックを使用するとともに、護岸天端には桜を植樹し、整備前の桜並木を再現した。

配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項

・今後は、部分的にでも多自然型護岸を導入すべき

【記入方法】

- 「特に配慮した事項」欄は、事業実施に当たって、特に配慮した事項とその内容について記入する。
なお、総合評価が4以上の事業にあっては、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。
- 「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項」欄は、事業実施に当たって、特に配慮できなかった事項及びその理由や配慮すべき事項について記入する。
なお、総合評価が2以下の事業にあっては、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。
総合評価が3以上の事業についても、今後の事業にあたっての配慮すべき事項について、記入する。

別表 1 8 農業農村の整備に関する環境配慮方針

事業名	川の国埼玉 はつらつプロジェクト（会の川地区）
-----	-------------------------

各種計画との整合等		配慮時期		チェック		備考 従前の配慮事項 （個別事項）と の対応状況
		調査・ 計画 段階	設計・ 施工 段階	該 当	実 施	
個別 事項	① 国土利用計画や都市計画などの土地利用関連諸計画との整合を図るなどにより、周辺地域の自然や景観さらには安全性を損なうことのないよう配慮する。	○				
	② 周辺地域の他の計画や事業の情報を収集する。	○				
	③ 地域住民や県民に対し、環境に配慮した整備・維持管理の重要性についての情報提供を図る。	○	○	✓	✓	3-1①②

基本方向 1		配慮時期		チェック		備考 従前の配慮事項 （個別事項）と の対応状況
新たなエネルギーが普及した自立分散型の低炭素社会づくり		調査・ 計画 段階	設計・ 施工 段階	該 当	実 施	
基本的配慮事項 1 新たなエネルギー社会の構築						
個別 事項	① 再生可能エネルギーの活用を図る。	○	○	—		
	② 蓄電池等の導入を図る。	○	○	—		
	③ コージェネレーションの導入を図る。	○	○	—		
基本的配慮事項 2 地球温暖化対策の総合的推進						
個別 事項	① エネルギーの効率的利用を図る。	○	○	—		
	② 工事用車両の運行時間、台数等を工夫するとともに、工事の計画的な執行に努める。	○	○	—		
	③ 交通流の整序化を図る。	○	○	—		
	④ TDM（交通需要マネジメント）を促進する。	○	○	—		
	後掲（森林の整備と保全）					

基本的配慮事項 3 ヒートアイランド対策の推進					
個別事項	① 駐車場、壁面や屋上の緑化を図る。	○	○	—	
	② 照明・電気設備の高効率化や太陽光の調節による熱負荷の低減に配慮する。	○	○	—	
	③ 空調設備の高効率化や通風による熱負荷の低減に配慮する。	○	○	—	

基本方向 2		配慮時期		チェック		備考 従前の配慮事項 (個別事項)との 対応状況
限りある資源を大切に する循環型社会づくり		調査・ 計画 段階	設計・ 施工 段階	該当	実施	

基本的配慮事項 1 廃棄物の減量化・循環利用の推進						
個別事項	① 建設廃棄物の発生の抑制、再資源化を推進する。		○	✓	✓	1-3②③
	② 建設発生土の発生を抑えるとともに、発生した建設発生土は地区内利用及び公共工事間での流用を検討する。	○	○	✓	✓	1-2①②
	③ 資材等の選定に当たっては、耐久性が高く、再資源化しやすいもの、環境負荷の少ないもの、再生品を優先的に使用するよう努める。		○	✓	✓	1-3①
	④ 建築物や工作物の解体が伴う場合、PCB含有機器の有無について事前調査し、適正に処理する。		○	—		
	⑤ 建築物や工作物の解体が伴う場合、石綿含有建材の有無について事前調査し、適正に処理する。		○	—		

基本的配慮事項 2 水循環の健全化と地盤環境の保全					
個別事項	① 雨水の流出抑制・貯留・浸透・循環利用を促進する。	○	○	—	
	② 排水再利用（中水利用）システムの導入を図る。	○	○	—	
	③ 透水性舗装、浸透柵・浸透トレンチの採用に努める。	○	○	—	
	④ 芝生化などにより、舗装部分を最小限に抑えるよう努める。		○	—	
	⑤ 地盤沈下対策を適切に実施する。		○	—	1-1①
	⑥ 周辺の地下水に影響を与えないようにする。		○	—	1-1①

基本方向 3		配慮時期		チェック		備考 従前の配慮事項 (個別事項)と の対応状況
恵み豊かなみどりや川に彩られ、生物の多様性に富んだ自然共生社会づくり		調査・計画段階	設計・施工段階	該当	実施	
基本的配慮事項 1 川の保全と再生						
個別事項	① 周辺の公共水域の水質の維持など良好な環境の維持に努める。	○	○	—		1-2③
	② 農業集落排水等の導入を図る。		○	—		
	③ 親水護岸や多自然型護岸を採用するなど、多様な水際線の維持、形成に努める。		○	✓	✓	
	④ ため池等の保全を図り、多面的な有効利用を推進する。	○	○	—		2-1⑤
基本的配慮事項 2 みどりの保全と再生						
個別事項	① 良好な樹林地、緑地、水辺等については、あらかじめ公園に取り込むなど保全について検討する。	○	○	—		2-2①
	② 地域の環境改善のための多様な緑の創造に努める。	○	○	—		2-2②④
基本的配慮事項 3 森林の整備と保全						
個別事項	① 良好な樹林地、緑地の保全と創造を推進する。	○	○	—		2-2①
	② 県産木材の積極的活用を図る。		○	—		2-2③
基本的配慮事項 4 生物多様性の保全						
個別事項	① 在来植生に配慮し、敷地の緑化を推進する。	○	○	—		2-1②④
	② 表土の保全に努める。	○	○	—		1-2①
	③ 野生生物の生息空間に配慮した施設整備に努める。	○	○	✓		2-1②③④
	④ さいたまレッドデータブック等に基づき希少野生生物の生息・生育状況を把握する。	○	○	—		2-1①
	⑤ 希少野生生物の生息・生育空間の確保に努める。	○	○	—		2-1①

基本方向 4		配慮時期		チェック		備考 従前の配慮事項 (個別事項)と の対応状況
		調査・ 計画 段階	設計・ 施工 段階	該 当	実 施	
安心・安全な環境保全型社会づくり						
基本的配慮事項 1 大気環境の保全						
個別 事項	① 工事施工中の粉じん対策を図る。		○	—		1-1①
	再掲（環境に配慮した交通の実現）					
基本的配慮事項 2 公共用水域・地下水及び土壌の汚染防止						
個別 事項	① 水質等の保全を図る。		○	—		1-1①
	② 地下水汚染防止対策に努める。		○	—		1-1①
基本的配慮事項 3 身近な生活環境の保全						
個別 事項	① 騒音・振動対策を適切に実施する。		○	✓	✓	1-1①
	② 工事中の資材搬出入車両の走行速度の設定を図る。		○	✓	✓	1-1①
	③ 環境対策型建設機械の採用を図る。		○	✓	✓	1-1②
基本的配慮事項 4 環境分野の災害への備えの推進						
個別 事項	① 防災機能の強化と災害時に活用可能な再生可能エネルギー等によるインフラの整備を図る。	○	○	—		

基本方向 5		配慮時期		チェック		備考 従前の配慮事項 (個別事項)と の対応状況
環境の保全・創造に向けて各主体が取り組む協働社会づくり		調査・ 計画 段階	設計・ 施工 段階	該当	実施	
基本的配慮事項 1 環境と共生する地域づくりの推進						
個別 事項	① 文化財指定区域については保存に努めるとともに、埋蔵文化財包蔵地においては保存の検討や記録の保存に努める。	○	○	—		
	② 貴重な歴史的環境については、公園に取り込むなどして保全に努める。	○	○	—		2-2②
	③ 周辺の景観に調和する施設整備に努める。	○	○	✓	✓	1-2③, 2-2④
	④ 木材や石材など地場産の自然素材の利用に努める。		○	—		2-2③
	⑤ 都市と農村の交流やうるおいの場を創出する。	○	○	—		2-3①
基本的配慮事項 2 環境を守り育てる人材育成						
個別 事項	① 児童や県民等への学習の場を創出する。	○	○	✓		2-3②
	② 環境保全及び管理に取り組む県民等のボランティア活動等を支援する。		○	—		
		実施率		合計		
		b / a (%)		(a)	(b)	
		81.8		11	9	
		総合評価		4		

【実施率の算出方法】

- 1) 該当欄は、該当する項目に✓印をつけ、✓の合計数を記入(a)する。
- 2) 実施欄は、実施した(実施を決定した)事項に✓印をつけ、✓の合計数を記入(b)する。
- 3) 実施率は、次の式で算出する。 実施率 (%) = $b \div a \times 100$

【総合評価の評価基準】

- 5 : 実施率が90%以上で、かつ、技術・社会動向からみて最大限の措置を講じている。
- 4 : 実施率が80%以上で、かつ、基準5には及ばないが一定レベルの措置を講じている。
- 3 : 実施率が、70%以上である。
- 2 : 実施率が、50%以上70%未満である。
- 1 : 実施率が、50%未満である。

※ 総合評価が4以上の事業にあっては、様式第1号の「特に配慮した事項」欄に、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。

なお、総合評価が2以下の事業にあっては、様式第1号の「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項」欄に、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。総合評価が3以上の事業についても、同欄に、今後の事業にあたっての配慮すべき事項について、記入する。

環境配慮推進状況評価表（事業別）

部局名 農林部 課・所・室名 加須農林振興センター

事業の種類	8 農業農村の整備 ①用排水施設整備事業	事業名	農地防災事業（島中領地区）
事業の規模	管水路工事 L=11.61km	実施場所	久喜市、幸手市
計画期間	平成26年度～令和3年度	段階	施工段階
事業の概要： 本地区の管水路は農業用水路として昭和47年度に埋設された石綿管である。敷設後40年以上経過し、漏水の発生等維持管理に苦慮する状況である。大震災が起きた際には石綿管の破損により隣接するガス管、水道管、鉄道等ライフラインに影響を及ぼすことが懸念される。よって、石綿管を含有しない製品に代替し、地区内の農業者の健康保持と農業生産の安定性を図るものである。			

※別表1を添付する。

総合評価	4
------	---

【記入方法】

評価基準に基づき評価を行った総合評価を記入する。

特に配慮した事項

石綿管撤去にあたっては、アスベスト対応マニュアルに従い施工を行っている。
重機械の振動、騒音防止のため、早朝及び夜間の作業を避けて施工を行っている。

配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項

【記入方法】

- 1 「特に配慮した事項」欄は、事業実施に当たって、特に配慮した事項とその内容について記入する。
なお、総合評価が4以上の事業にあつては、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。
- 2 「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項」欄は、事業実施に当たって、特に配慮できなかった事項及びその理由や配慮すべき事項について記入する。
なお、総合評価が2以下の事業にあつては、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。
総合評価が3以上の事業についても、今後の事業にあたっての配慮すべき事項について、記入する。

別表 1 8 農業農村の整備に関する環境配慮方針

事業名		農地防災事業（島中領地区）				
各種計画との整合等		配慮時期		チェック		備考 従前の配慮事項（個別事項）との対応状況
		調査・計画段階	設計・施工段階	該当	実施	
個別事項	① 国土利用計画や都市計画などの土地利用関連諸計画との整合を図るなどにより、周辺地域の自然や景観さらには安全性を損なうことのないよう配慮する。	○				
	② 周辺地域の他の計画や事業の情報を収集する。	○				
	③ 地域住民や県民に対し、環境に配慮した整備・維持管理の重要性についての情報提供を図る。	○	○	—		3-1①②
基本方向 1		配慮時期		チェック		備考 従前の配慮事項（個別事項）との対応状況
新たなエネルギーが普及した自立分散型の低炭素社会づくり		調査・計画段階	設計・施工段階	該当	実施	
基本的配慮事項 1 新たなエネルギー社会の構築						
個別事項	① 再生可能エネルギーの活用を図る。	○	○	—		
	② 蓄電池等の導入を図る。	○	○	—		
	③ コージェネレーションの導入を図る。	○	○	—		
基本的配慮事項 2 地球温暖化対策の総合的推進						
個別事項	① エネルギーの効率的利用を図る。	○	○	—		
	② 工事用車両の運行時間、台数等を工夫するとともに、工事の計画的な執行に努める。	○	○	✓	✓	
	③ 交通流の整序化を図る。	○	○	✓	✓	
	④ TDM（交通需要マネジメント）を促進する。	○	○	—		
	後掲（森林の整備と保全）					

基本的配慮事項 3 ヒートアイランド対策の推進					
個別事項	① 駐車場、壁面や屋上の緑化を図る。	○	○	—	
	② 照明・電気設備の高効率化や太陽光の調節による熱負荷の低減に配慮する。	○	○	—	
	③ 空調設備の高効率化や通風による熱負荷の低減に配慮する。	○	○	—	

基本方向 2		配慮時期		チェック		備考 従前の配慮事項 (個別事項)との 対応状況
限りある資源を大切に する循環型社会づくり		調査・ 計画 段階	設計・ 施工 段階	該当	実施	

基本的配慮事項 1 廃棄物の減量化・循環利用の推進						
個別事項	① 建設廃棄物の発生の抑制、再資源化を推進する。		○	✓	✓	1-3②③
	② 建設発生土の発生を抑えるとともに、発生した建設発生土は地区内利用及び公共工事間での流用を検討する。	○	○	✓	✓	1-2①②
	③ 資材等の選定に当たっては、耐久性が高く、再資源化しやすいもの、環境負荷の少ないもの、再生品を優先的に使用するよう努める。		○	✓	✓	1-3①
	④ 建築物や工作物の解体が伴う場合、PCB含有機器の有無について事前調査し、適正に処理する。		○	—		
	⑤ 建築物や工作物の解体が伴う場合、石綿含有建材の有無について事前調査し、適正に処理する。		○	✓	✓	

基本的配慮事項 2 水循環の健全化と地盤環境の保全						
個別事項	① 雨水の流出抑制・貯留・浸透・循環利用を促進する。	○	○	—		
	② 排水再利用（中水利用）システムの導入を図る。	○	○	—		
	③ 透水性舗装、浸透柵・浸透トレンチの採用に努める。	○	○	—		
	④ 芝生化などにより、舗装部分を最小限に抑えるよう努める。		○	—		
	⑤ 地盤沈下対策を適切に実施する。		○	✓	✓	1-1①
	⑥ 周辺の地下水に影響を与えないようにする。		○	✓	✓	1-1①

基本方向 3		配慮時期		チェック		備考 従前の配慮事項 (個別事項)と の対応状況
恵み豊かなみどりや川に彩られ、生物の多様性に富んだ自然共生社会づくり		調査・計画段階	設計・施工段階	該当	実施	
基本的配慮事項 1 川の保全と再生						
個別事項	① 周辺の公共水域の水質の維持など良好な環境の維持に努める。	○	○	—		1-2③
	② 農業集落排水等の導入を図る。		○	—		
	③ 親水護岸や多自然型護岸を採用するなど、多様な水際線の維持、形成に努める。		○	—		
	④ ため池等の保全を図り、多面的な有効利用を推進する。	○	○	—		2-1⑤
基本的配慮事項 2 みどりの保全と再生						
個別事項	① 良好な樹林地、緑地、水辺等については、あらかじめ公園に取り込むなど保全について検討する。	○	○	—		2-2①
	② 地域の環境改善のための多様な緑の創造に努める。	○	○	—		2-2②④
基本的配慮事項 3 森林の整備と保全						
個別事項	① 良好な樹林地、緑地の保全と創造を推進する。	○	○	—		2-2①
	② 県産木材の積極的活用を図る。		○	—		2-2③
基本的配慮事項 4 生物多様性の保全						
個別事項	① 在来植生に配慮し、敷地の緑化を推進する。	○	○	—		2-1②④
	② 表土の保全に努める。	○	○	—		1-2①
	③ 野生生物の生息空間に配慮した施設整備に努める。	○	○	—		2-1②③④
	④ さいたまレッドデータブック等に基づき希少野生生物の生息・生育状況を把握する。	○	○	—		2-1①
	⑤ 希少野生生物の生息・生育空間の確保に努める。	○	○	—		2-1①

基本方向 4		配慮時期		チェック		備考 従前の配慮事項 (個別事項)と の対応状況
		調査・ 計画 段階	設計・ 施工 段階	該 当	実 施	
安心・安全な環境保全型社会づくり						
基本的配慮事項 1 大気環境の保全						
個別 事項	① 工事施工中の粉じん対策を図る。		○	✓	✓	1-1①
	再掲（環境に配慮した交通の実現）					
基本的配慮事項 2 公共用水域・地下水及び土壌の汚染防止						
個別 事項	① 水質等の保全を図る。		○	✓		1-1①
	② 地下水汚染防止対策に努める。		○	✓		1-1①
基本的配慮事項 3 身近な生活環境の保全						
個別 事項	① 騒音・振動対策を適切に実施する。		○	✓	✓	1-1①
	② 工事中の資材搬出入車両の走行速度の設定を図る。		○	✓	✓	1-1①
	③ 環境対策型建設機械の採用を図る。		○	✓	✓	1-1②
基本的配慮事項 4 環境分野の災害への備えの推進						
個別 事項	① 防災機能の強化と災害時に活用可能な再生可能エネルギー等によるインフラの整備を図る。	○	○	—		

基本方向 5		配慮時期		チェック		備考 従前の配慮事項 (個別事項)と の対応状況
環境の保全・創造に向けて各主体が取り組む協働社会づくり		調査・ 計画 段階	設計・ 施工 段階	該当	実施	
基本的配慮事項 1 環境と共生する地域づくりの推進						
個別 事項	① 文化財指定区域については保存に努めるとともに、埋蔵文化財包蔵地においては保存の検討や記録の保存に努める。	○	○	—		
	② 貴重な歴史的環境については、公園に取り込むなどして保全に努める。	○	○	—		2-2②
	③ 周辺の景観に調和する施設整備に努める。	○	○	—		1-2③, 2-2④
	④ 木材や石材など地場産の自然素材の利用に努める。		○	—		2-2③
	⑤ 都市と農村の交流やうるおいの場を創出する。	○	○	—		2-3①
基本的配慮事項 2 環境を守り育てる人材育成						
個別 事項	① 児童や県民等への学習の場を創出する。	○	○	—		2-3②
	② 環境保全及び管理に取り組む県民等のボランティア活動等を支援する。		○	—		
		実施率		合計		
		b / a (%)		(a)	(b)	
		85		14	12	
		総合評価		4		

【実施率の算出方法】

- 1) 該当欄は、該当する項目に✓印をつけ、✓の合計数を記入(a)する。
- 2) 実施欄は、実施した(実施を決定した)事項に✓印をつけ、✓の合計数を記入(b)する。
- 3) 実施率は、次の式で算出する。 実施率 (%) = $b \div a \times 100$

【総合評価の評価基準】

- 5 : 実施率が90%以上で、かつ、技術・社会動向からみて最大限の措置を講じている。
- 4 : 実施率が80%以上で、かつ、基準5には及ばないが一定レベルの措置を講じている。
- 3 : 実施率が、70%以上である。
- 2 : 実施率が、50%以上70%未満である。
- 1 : 実施率が、50%未満である。

※ 総合評価が4以上の事業にあっては、様式第1号の「特に配慮した事項」欄に、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。

なお、総合評価が2以下の事業にあっては、様式第1号の「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項」欄に、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。総合評価が3以上の事業についても、同欄に、今後の事業にあたっての配慮すべき事項について、記入する。

環境配慮推進状況評価表（事業別）

部局名 農林部 課・所・室名 加須農林振興センター

事業の種類	8 農業農村の整備 ①用排水施設整備事業	事業名	農地防災事業 (稲荷木落3期地区)
事業の規模	排水路工 L=946m	実施場所	加須市及び久喜市地内、
計画期間	平成29～令和4年度	段階	施工段階
事業の概要： 本地区は、加須市（旧大利根町）と久喜市（旧栗橋町）にまたがる中川低地に位置しており、一級河川「中川」の北岸に広がる水田地帯である。 加須市・久喜市内に降る雨水の約3割が、地区内の農業排水路から中川へ排水されているが、昭和40年代に行われた地下水の汲み上げによる急激な地盤沈下で、排水に支障を来すようになり、更に近年の農地の宅地化など、流域の開発により排水量が増大したことで、現在の水路では雨水が排除しきれず地区内に湛水被害が生じていた。 本事業は、この地域の幹線排水路である稲荷木落排水路を改修することにより、低下した排水能力を回復し、湛水被害の未然防止を図ることを目的としている。			

※別表1を添付する。

総合評価	3
------	---

【記入方法】

評価基準に基づき評価を行った総合評価を記入する。

特に配慮した事項

- ・周辺景観との調和を目的に、玉石模様の張ブロックを使用した。

配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項

- ・今後は、部分的にでも親水護岸や多自然型護岸を導入すべき

【記入方法】

- 「特に配慮した事項」欄は、事業実施にあたって、特に配慮した事項とその内容について記入する。
なお、総合評価が4以上の事業にあつては、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。
- 「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項」欄は、事業実施にあたって、特に配慮できなかった事項及びその理由や配慮すべき事項について記入する。
なお、総合評価が2以下の事業にあつては、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。
総合評価が3以上の事業についても、今後の事業にあたっての配慮すべき事項について、記入する。

別表 1 8 農業農村の整備に関する環境配慮方針

事業名		農地防災事業（稲荷木落3期地区）				
各種計画との整合等		配慮時期		チェック		備考 従前の配慮事項（個別事項）との対応状況
		調査・計画段階	設計・施工段階	該当	実施	
個別事項	① 国土利用計画や都市計画などの土地利用関連諸計画との整合を図るなどにより、周辺地域の自然や景観さらには安全性を損なうことのないよう配慮する。	○		—		
	② 周辺地域の他の計画や事業の情報を収集する。	○		—		
	③ 地域住民や県民に対し、環境に配慮した整備・維持管理の重要性についての情報提供を図る。	○	○	✓	✓	3-1①②
基本方向 1		配慮時期		チェック		備考 従前の配慮事項（個別事項）との対応状況
新たなエネルギーが普及した自立分散型の低炭素社会づくり		調査・計画段階	設計・施工段階	該当	実施	
基本的配慮事項 1 新たなエネルギー社会の構築						
個別事項	① 再生可能エネルギーの活用を図る。	○	○	—		
	② 蓄電池等の導入を図る。	○	○	—		
	③ コージェネレーションの導入を図る。	○	○	—		
基本的配慮事項 2 地球温暖化対策の総合的推進						
個別事項	① エネルギーの効率的利用を図る。	○	○	—		
	② 工事用車両の運行時間、台数等を工夫するとともに、工事の計画的な執行に努める。	○	○	—		
	③ 交通流の整序化を図る。	○	○	—		
	④ TDM（交通需要マネジメント）を促進する。	○	○	—		
	後掲（森林の整備と保全）					

基本的配慮事項 3 ヒートアイランド対策の推進					
個別事項	① 駐車場、壁面や屋上の緑化を図る。	○	○	—	
	② 照明・電気設備の高効率化や太陽光の調節による熱負荷の低減に配慮する。	○	○	—	
	③ 空調設備の高効率化や通風による熱負荷の低減に配慮する。	○	○	—	

基本方向 2		配慮時期		チェック		備考 従前の配慮事項 (個別事項)との 対応状況
限りある資源を大切に する循環型社会づくり		調査・ 計画 段階	設計・ 施工 段階	該当	実施	

基本的配慮事項 1 廃棄物の減量化・循環利用の推進						
個別事項	① 建設廃棄物の発生の抑制、再資源化を推進する。		○	✓	✓	1-3②③
	② 建設発生土の発生を抑えるとともに、発生した建設発生土は地区内利用及び公共工事間での流用を検討する。	○	○	✓	✓	1-2①②
	③ 資材等の選定に当たっては、耐久性が高く、再資源化しやすいもの、環境負荷の少ないもの、再生品を優先的に使用するよう努める。		○	✓	✓	1-3①
	④ 建築物や工作物の解体が伴う場合、PCB含有機器の有無について事前調査し、適正に処理する。		○	—		
	⑤ 建築物や工作物の解体が伴う場合、石綿含有建材の有無について事前調査し、適正に処理する。		○	—		

基本的配慮事項 2 水循環の健全化と地盤環境の保全					
個別事項	① 雨水の流出抑制・貯留・浸透・循環利用を促進する。	○	○	—	
	② 排水再利用（中水利用）システムの導入を図る。	○	○	—	
	③ 透水性舗装、浸透柵・浸透トレンチの採用に努める。	○	○	—	
	④ 芝生化などにより、舗装部分を最小限に抑えるよう努める。		○	—	
	⑤ 地盤沈下対策を適切に実施する。		○	—	1-1①
	⑥ 周辺の地下水に影響を与えないようにする。		○	—	1-1①

基本方向 3		配慮時期		チェック		備考 従前の配慮事項 (個別事項)と の対応状況
恵み豊かなみどりや川に彩られ、生物の多様性に富んだ自然 共生社会づくり		調 査 ・ 計 画 段 階	設 計 ・ 施 工 段 階	該 当	実 施	
基本的配慮事項 1 川の保全と再生						
個別 事項	① 周辺の公共水域の水質の維持など良好な環境の維持に努める。	○	○	—		1-2③
	② 農業集落排水等の導入を図る。		○	—		
	③ 親水護岸や多自然型護岸を採用するなど、多様な水際線の維持、 形成に努める。		○	✓		
	④ ため池等の保全を図り、多面的な有効利用を推進する。	○	○	—		2-1⑤
基本的配慮事項 2 みどりの保全と再生						
個別 事項	① 良好な樹林地、緑地、水辺等については、あらかじめ公園に取り 込むなど保全について検討する。	○	○	—		2-2①
	② 地域の環境改善のための多様な緑の創造に努める。	○	○	—		2-2②④
基本的配慮事項 3 森林の整備と保全						
個別 事項	① 良好な樹林地、緑地の保全と創造を推進する。	○	○	—		2-2①
	② 県産木材の積極的活用を図る。		○	—		2-2③
基本的配慮事項 4 生物多様性の保全						
個別 事項	① 在来植生に配慮し、敷地の緑化を推進する。	○	○	—		2-1②④
	② 表土の保全に努める。	○	○	—		1-2①
	③ 野生生物の生息空間に配慮した施設整備に努める。	○	○	✓		2-1②③④
	④ さいたまレッドデータブック等に基づき希少野生生物の生息・生 育状況を把握する。	○	○	—		2-1①
	⑤ 希少野生生物の生息・生育空間の確保に努める。	○	○	—		2-1①

基本方向 4		配慮時期		チェック		備考 従前の配慮事項 (個別事項)と の対応状況
		調査・ 計画 段階	設計・ 施工 段階	該 当	実 施	
安心・安全な環境保全型社会づくり						
基本的配慮事項 1 大気環境の保全						
個別 事項	① 工事施工中の粉じん対策を図る。		○	—		1-1①
	再掲（環境に配慮した交通の実現）					
基本的配慮事項 2 公共用水域・地下水及び土壌の汚染防止						
個別 事項	① 水質等の保全を図る。		○	—		1-1①
	② 地下水汚染防止対策に努める。		○	—		1-1①
基本的配慮事項 3 身近な生活環境の保全						
個別 事項	① 騒音・振動対策を適切に実施する。		○	✓	✓	1-1①
	② 工事中の資材搬出入車両の走行速度の設定を図る。		○	✓	✓	1-1①
	③ 環境対策型建設機械の採用を図る。		○	✓	✓	1-1②
基本的配慮事項 4 環境分野の災害への備えの推進						
個別 事項	① 防災機能の強化と災害時に活用可能な再生可能エネルギー等によるインフラの整備を図る。	○	○	—		

基本方向 5		配慮時期		チェック		備考 従前の配慮事項 (個別事項)と の対応状況
環境の保全・創造に向けて各主体が取り組む協働社会づくり		調査・ 計画 段階	設計・ 施工 段階	該当	実施	
基本的配慮事項 1 環境と共生する地域づくりの推進						
個別 事項	① 文化財指定区域については保存に努めるとともに、埋蔵文化財包蔵地においては保存の検討や記録の保存に努める。	○	○	—		
	② 貴重な歴史的環境については、公園に取り込むなどして保全に努める。	○	○	—		2-2②
	③ 周辺の景観に調和する施設整備に努める。	○	○	✓	✓	1-2③, 2-2④
	④ 木材や石材など地場産の自然素材の利用に努める。		○	—		2-2③
	⑤ 都市と農村の交流やうるおいの場を創出する。	○	○	—		2-3①
基本的配慮事項 2 環境を守り育てる人材育成						
個別 事項	① 児童や県民等への学習の場を創出する。	○	○	—		2-3②
	② 環境保全及び管理に取り組む県民等のボランティア活動等を支援する。		○	—		
		実施率		合計		
		b / a (%)		(a)	(b)	
		80.0		10	8	
		総合評価		3		

【実施率の算出方法】

- 1) 該当欄は、該当する項目に✓印をつけ、✓の合計数を記入(a)する。
- 2) 実施欄は、実施した(実施を決定した)事項に✓印をつけ、✓の合計数を記入(b)する。
- 3) 実施率は、次の式で算出する。 実施率 (%) = $b \div a \times 100$

【総合評価の評価基準】

- 5 : 実施率が90%以上で、かつ、技術・社会動向からみて最大限の措置を講じている。
- 4 : 実施率が80%以上で、かつ、基準5には及ばないが一定レベルの措置を講じている。
- 3 : 実施率が、70%以上である。
- 2 : 実施率が、50%以上70%未満である。
- 1 : 実施率が、50%未満である。

※ 総合評価が4以上の事業にあっては、様式第1号の「特に配慮した事項」欄に、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。

なお、総合評価が2以下の事業にあっては、様式第1号の「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項」欄に、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。総合評価が3以上の事業についても、同欄に、今後の事業にあたっての配慮すべき事項について、記入する。

環境配慮推進状況評価表（事業別）

部局名 農林部 課・所・室名 春日部農林振興センター

事業の種類	8 農業農村の整備 ①用排水施設整備事業	事業名	かんがい排水事業(幸手領・権現堂地区)
事業の規模	1708.1ha	実施場所	春日部市、幸手市、北葛飾郡杉戸町
計画期間	平成23～令和2年度	段階	施工段階
事業の概要： 老朽化した農業水利施設の延命化を図るため、揚水機場9機場、支線用水路補修1式、総合管理所1棟の補修工事を実施する。			

※別表1を添付する。

総合評価	5
------	---

【記入方法】

評価基準に基づき評価を行った総合評価を記入する。

特に配慮した事項 揚水機場で使われている電気設備の補修工事においては、既設の設備に対しPCB含有試験を適宜実施した。PCBを含む部品については、法に基づき適正に管理保管している。
配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項

【記入方法】

- 1 「特に配慮した事項」欄は、事業実施にあたって、特に配慮した事項とその内容について記入する。
 なお、総合評価が4以上の事業にあつては、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。
- 2 「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項」欄は、事業実施にあたって、特に配慮できなかった事項及びその理由や配慮すべき事項について記入する。
 なお、総合評価が2以下の事業にあつては、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。
 総合評価が3以上の事業についても、今後の事業にあたっての配慮すべき事項について、記入する。

別表 1 8 農業農村の整備に関する環境配慮方針

事業名		かんがい排水事業（幸手領・権現堂地区）				
各種計画との整合等		配慮時期		チェック		備考 従前の配慮事項 （個別事項）と の対応状況
		調査・ 計画 段階	設計・ 施工 段階	該 当	実 施	
個別 事項	① 国土利用計画や都市計画などの土地利用関連諸計画との整合を図るなどにより、周辺地域の自然や景観さらには安全性を損なうことのないよう配慮する。	○				
	② 周辺地域の他の計画や事業の情報を収集する。	○				
	③ 地域住民や県民に対し、環境に配慮した整備・維持管理の重要性についての情報提供を図る。	○	○			3-1①②
基本方向 1		配慮時期		チェック		備考 従前の配慮事項 （個別事項）と の対応状況
新たなエネルギーが普及した自立分散型の低炭素社会づくり		調査・ 計画 段階	設計・ 施工 段階	該 当	実 施	
基本的配慮事項 1 新たなエネルギー社会の構築						
個別 事項	① 再生可能エネルギーの活用を図る。	○	○			
	② 蓄電池等の導入を図る。	○	○			
	③ コージェネレーションの導入を図る。	○	○			
基本的配慮事項 2 地球温暖化対策の総合的推進						
個別 事項	① エネルギーの効率的利用を図る。	○	○			
	② 工事用車両の運行時間、台数等を工夫するとともに、工事の計画的な執行に努める。	○	○	✓	✓	
	③ 交通流の整序化を図る。	○	○			
	④ TDM（交通需要マネジメント）を促進する。	○	○			
	後掲（森林の整備と保全）					

基本的配慮事項 3 ヒートアイランド対策の推進					
個別事項	① 駐車場、壁面や屋上の緑化を図る。	○	○		
	② 照明・電気設備の高効率化や太陽光の調節による熱負荷の低減に配慮する。	○	○		
	③ 空調設備の高効率化や通風による熱負荷の低減に配慮する。	○	○		

基本方向 2		配慮時期		チェック		備考 従前の配慮事項 (個別事項)との 対応状況
限りある資源を大切に する循環型社会づくり		調査・ 計画 段階	設計・ 施工 段階	該当	実施	

基本的配慮事項 1 廃棄物の減量化・循環利用の推進						
個別事項	① 建設廃棄物の発生の抑制、再資源化を推進する。		○	✓	✓	1-3②③
	② 建設発生土の発生を抑えるとともに、発生した建設発生土は地区内利用及び公共工事間での流用を検討する。	○	○	✓	✓	1-2①②
	③ 資材等の選定に当たっては、耐久性が高く、再資源化しやすいもの、環境負荷の少ないもの、再生品を優先的に使用するよう努める。		○	✓	✓	1-3①
	④ 建築物や工作物の解体が伴う場合、PCB含有機器の有無について事前調査し、適正に処理する。		○	✓	✓	
	⑤ 建築物や工作物の解体が伴う場合、石綿含有建材の有無について事前調査し、適正に処理する。		○	✓	✓	

基本的配慮事項 2 水循環の健全化と地盤環境の保全						
個別事項	① 雨水の流出抑制・貯留・浸透・循環利用を促進する。	○	○			
	② 排水再利用（中水利用）システムの導入を図る。	○	○			
	③ 透水性舗装、浸透柵・浸透トレンチの採用に努める。	○	○			
	④ 芝生化などにより、舗装部分を最小限に抑えるよう努める。		○			
	⑤ 地盤沈下対策を適切に実施する。		○			1-1①
	⑥ 周辺の地下水に影響を与えないようにする。		○			1-1①

基本方向 3		配慮時期		チェック		備考 従前の配慮事項 (個別事項)と の対応状況
恵み豊かなみどりや川に彩られ、生物の多様性に富んだ自然 共生社会づくり		調査・ 計画 段階	設計・ 施工 段階	該当	実施	
基本的配慮事項 1 川の保全と再生						
個別 事項	① 周辺の公共水域の水質の維持など良好な環境の維持に努める。	○	○			1-2③
	② 農業集落排水等の導入を図る。		○			
	③ 親水護岸や多自然型護岸を採用するなど、多様な水際線の維持、 形成に努める。		○			
	④ ため池等の保全を図り、多面的な有効利用を推進する。	○	○			2-1⑤
基本的配慮事項 2 みどりの保全と再生						
個別 事項	① 良好な樹林地、緑地、水辺等については、あらかじめ公園に取り 込むなど保全について検討する。	○	○			2-2①
	② 地域の環境改善のための多様な緑の創造に努める。	○	○			2-2②④
基本的配慮事項 3 森林の整備と保全						
個別 事項	① 良好な樹林地、緑地の保全と創造を推進する。	○	○			2-2①
	② 県産木材の積極的活用を図る。		○	✓	✓	2-2③
基本的配慮事項 4 生物多様性の保全						
個別 事項	① 在来植生に配慮し、敷地の緑化を推進する。	○	○			2-1②④
	② 表土の保全に努める。	○	○			1-2①
	③ 野生生物の生息空間に配慮した施設整備に努める。	○	○			2-1②③④
	④ さいたまレッドデータブック等に基づき希少野生生物の生息・生 育状況を把握する。	○	○			2-1①
	⑤ 希少野生生物の生息・生育空間の確保に努める。	○	○			2-1①

基本方向 4		配慮時期		チェック		備考 従前の配慮事項 (個別事項)と の対応状況
		調査・ 計画 段階	設計・ 施工 段階	該 当	実 施	
安心・安全な環境保全型社会づくり						
基本的配慮事項 1 大気環境の保全						
個別 事項	① 工事施工中の粉じん対策を図る。		○	✓	✓	1-1①
	再掲（環境に配慮した交通の実現）					
基本的配慮事項 2 公共用水域・地下水及び土壌の汚染防止						
個別 事項	① 水質等の保全を図る。		○			1-1①
	② 地下水汚染防止対策に努める。		○			1-1①
基本的配慮事項 3 身近な生活環境の保全						
個別 事項	① 騒音・振動対策を適切に実施する。		○	✓	✓	1-1①
	② 工事中の資材搬出入車両の走行速度の設定を図る。		○	✓	✓	1-1①
	③ 環境対策型建設機械の採用を図る。		○	✓	✓	1-1②
基本的配慮事項 4 環境分野の災害への備えの推進						
個別 事項	① 防災機能の強化と災害時に活用可能な再生可能エネルギー等によるインフラの整備を図る。	○	○			

基本方向 5		配慮時期		チェック		備考 従前の配慮事項 (個別事項)と の対応状況
環境の保全・創造に向けて各主体が取り組む協働社会づくり		調査・ 計画 段階	設計・ 施工 段階	該当	実施	
基本的配慮事項 1 環境と共生する地域づくりの推進						
個別 事項	① 文化財指定区域については保存に努めるとともに、埋蔵文化財包蔵地においては保存の検討や記録の保存に努める。	○	○			
	② 貴重な歴史的環境については、公園に取り込むなどして保全に努める。	○	○			2-2②
	③ 周辺の景観に調和する施設整備に努める。	○	○			1-2③, 2-2④
	④ 木材や石材など地場産の自然素材の利用に努める。		○	✓	✓	2-2③
	⑤ 都市と農村の交流やうるおいの場を創出する。	○	○			2-3①
基本的配慮事項 2 環境を守り育てる人材育成						
個別 事項	① 児童や県民等への学習の場を創出する。	○	○			2-3②
	② 環境保全及び管理に取り組む県民等のボランティア活動等を支援する。		○			
		実施率		合計		
		b / a (%)		(a)	(b)	
		100		12	12	
		総合評価		5		

【実施率の算出方法】

- 1) 該当欄は、該当する項目に✓印をつけ、✓の合計数を記入(a)する。
- 2) 実施欄は、実施した(実施を決定した)事項に✓印をつけ、✓の合計数を記入(b)する。
- 3) 実施率は、次の式で算出する。 実施率 (%) = $b \div a \times 100$

【総合評価の評価基準】

- 5 : 実施率が90%以上で、かつ、技術・社会動向からみて最大限の措置を講じている。
- 4 : 実施率が80%以上で、かつ、基準5には及ばないが一定レベルの措置を講じている。
- 3 : 実施率が、70%以上である。
- 2 : 実施率が、50%以上70%未満である。
- 1 : 実施率が、50%未満である。

※ 総合評価が4以上の事業にあっては、様式第1号の「特に配慮した事項」欄に、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。

なお、総合評価が2以下の事業にあっては、様式第1号の「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項」欄に、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。総合評価が3以上の事業についても、同欄に、今後の事業にあたっての配慮すべき事項について、記入する。

環境配慮推進状況評価表（事業別）

部局名 農林部 課・所・室名 春日部農林振興センター

事業の種類	8 農業農村の整備 ①用排水施設整備事業	事業名	かんがい排水事業（葛西中流地区）
事業の規模	1708.1ha	実施場所	春日部市、幸手市、北葛飾郡杉戸町
計画期間	平成23～令和2年度	段階	施工段階
事業の概要： 老朽化した農業水利施設の延命化を図るため、揚水機場1機、支線用水路補修1式の補修工事を実施する。			

※別表1を添付する。

総合評価	5
------	---

【記入方法】

評価基準に基づき評価を行った総合評価を記入する。

特に配慮した事項 パイプライン補修後の埋戻し材に再生砂を積極的に利用した。	
配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項	

【記入方法】

- 1 「特に配慮した事項」欄は、事業実施にあたって、特に配慮した事項とその内容について記入する。
 なお、総合評価が4以上の事業にあつては、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。
- 2 「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項」欄は、事業実施にあたって、特に配慮できなかった事項及びその理由や配慮すべき事項について記入する。
 なお、総合評価が2以下の事業にあつては、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。
 総合評価が3以上の事業についても、今後の事業にあたっての配慮すべき事項について、記入する。

別表 1 8 農業農村の整備に関する環境配慮方針

事業名		かんがい排水事業（葛西中流地区）				
各種計画との整合等		配慮時期		チェック		備考 従前の配慮事項 （個別事項）と の対応状況
		調査・計画段階	設計・施工段階	該当	実施	
個別事項	① 国土利用計画や都市計画などの土地利用関連諸計画との整合を図るなどにより、周辺地域の自然や景観さらには安全性を損なうことのないよう配慮する。	○				
	② 周辺地域の他の計画や事業の情報を収集する。	○				
	③ 地域住民や県民に対し、環境に配慮した整備・維持管理の重要性についての情報提供を図る。	○	○			3-1①②
基本方向 1		配慮時期		チェック		備考 従前の配慮事項 （個別事項）と の対応状況
新たなエネルギーが普及した自立分散型の低炭素社会づくり		調査・計画段階	設計・施工段階	該当	実施	
基本的配慮事項 1 新たなエネルギー社会の構築						
個別事項	① 再生可能エネルギーの活用を図る。	○	○			
	② 蓄電池等の導入を図る。	○	○			
	③ コージェネレーションの導入を図る。	○	○			
基本的配慮事項 2 地球温暖化対策の総合的推進						
個別事項	① エネルギーの効率的利用を図る。	○	○			
	② 工事用車両の運行時間、台数等を工夫するとともに、工事の計画的な執行に努める。	○	○	✓	✓	
	③ 交通流の整序化を図る。	○	○			
	④ TDM（交通需要マネジメント）を促進する。	○	○			
	後掲（森林の整備と保全）					

基本的配慮事項 3 ヒートアイランド対策の推進					
個別事項	① 駐車場、壁面や屋上の緑化を図る。	○	○		
	② 照明・電気設備の高効率化や太陽光の調節による熱負荷の低減に配慮する。	○	○		
	③ 空調設備の高効率化や通風による熱負荷の低減に配慮する。	○	○		

基本方向 2		配慮時期		チェック		備考 従前の配慮事項 (個別事項)との 対応状況
限りある資源を大切に する循環型社会づくり		調査・ 計画 段階	設計・ 施工 段階	該当	実施	

基本的配慮事項 1 廃棄物の減量化・循環利用の推進						
個別事項	① 建設廃棄物の発生の抑制、再資源化を推進する。		○	✓	✓	1-3②③
	② 建設発生土の発生を抑えるとともに、発生した建設発生土は地区内利用及び公共工事間での流用を検討する。	○	○	✓	✓	1-2①②
	③ 資材等の選定に当たっては、耐久性が高く、再資源化しやすいもの、環境負荷の少ないもの、再生品を優先的に使用するよう努める。		○	✓	✓	1-3①
	④ 建築物や工作物の解体が伴う場合、PCB含有機器の有無について事前調査し、適正に処理する。		○	✓	✓	
	⑤ 建築物や工作物の解体が伴う場合、石綿含有建材の有無について事前調査し、適正に処理する。		○			

基本的配慮事項 2 水循環の健全化と地盤環境の保全						
個別事項	① 雨水の流出抑制・貯留・浸透・循環利用を促進する。	○	○			
	② 排水再利用（中水利用）システムの導入を図る。	○	○			
	③ 透水性舗装、浸透柵・浸透トレンチの採用に努める。	○	○			
	④ 芝生化などにより、舗装部分を最小限に抑えるよう努める。		○			
	⑤ 地盤沈下対策を適切に実施する。		○			1-1①
	⑥ 周辺の地下水に影響を与えないようにする。		○			1-1①

基本方向 3		配慮時期		チェック		備考 従前の配慮事項 (個別事項)と の対応状況
恵み豊かなみどりや川に彩られ、生物の多様性に富んだ自然 共生社会づくり		調査・ 計画 段階	設計・ 施工 段階	該当	実施	
基本的配慮事項 1 川の保全と再生						
個別 事項	① 周辺の公共水域の水質の維持など良好な環境の維持に努める。	○	○			1-2③
	② 農業集落排水等の導入を図る。		○			
	③ 親水護岸や多自然型護岸を採用するなど、多様な水際線の維持、 形成に努める。		○			
	④ ため池等の保全を図り、多面的な有効利用を推進する。	○	○			2-1⑤
基本的配慮事項 2 みどりの保全と再生						
個別 事項	① 良好な樹林地、緑地、水辺等については、あらかじめ公園に取り 込むなど保全について検討する。	○	○			2-2①
	② 地域の環境改善のための多様な緑の創造に努める。	○	○			2-2②④
基本的配慮事項 3 森林の整備と保全						
個別 事項	① 良好な樹林地、緑地の保全と創造を推進する。	○	○			2-2①
	② 県産木材の積極的活用を図る。		○	✓	✓	2-2③
基本的配慮事項 4 生物多様性の保全						
個別 事項	① 在来植生に配慮し、敷地の緑化を推進する。	○	○			2-1②④
	② 表土の保全に努める。	○	○			1-2①
	③ 野生生物の生息空間に配慮した施設整備に努める。	○	○			2-1②③④
	④ さいたまレッドデータブック等に基づき希少野生生物の生息・生 育状況を把握する。	○	○			2-1①
	⑤ 希少野生生物の生息・生育空間の確保に努める。	○	○			2-1①

基本方向 4		配慮時期		チェック		備考 従前の配慮事項 (個別事項)と の対応状況
		調査・ 計画 段階	設計・ 施工 段階	該 当	実 施	
安心・安全な環境保全型社会づくり						
基本的配慮事項 1 大気環境の保全						
個別 事項	① 工事施工中の粉じん対策を図る。		○	✓	✓	1-1①
	再掲（環境に配慮した交通の実現）					
基本的配慮事項 2 公共用水域・地下水及び土壌の汚染防止						
個別 事項	① 水質等の保全を図る。		○			1-1①
	② 地下水汚染防止対策に努める。		○			1-1①
基本的配慮事項 3 身近な生活環境の保全						
個別 事項	① 騒音・振動対策を適切に実施する。		○	✓	✓	1-1①
	② 工事中の資材搬出入車両の走行速度の設定を図る。		○	✓	✓	1-1①
	③ 環境対策型建設機械の採用を図る。		○	✓	✓	1-1②
基本的配慮事項 4 環境分野の災害への備えの推進						
個別 事項	① 防災機能の強化と災害時に活用可能な再生可能エネルギー等によるインフラの整備を図る。	○	○			

基本方向 5		配慮時期		チェック		備考 従前の配慮事項 (個別事項)と の対応状況
環境の保全・創造に向けて各主体が取り組む協働社会づくり		調査・ 計画 段階	設計・ 施工 段階	該当	実施	
基本的配慮事項 1 環境と共生する地域づくりの推進						
個別 事項	① 文化財指定区域については保存に努めるとともに、埋蔵文化財包蔵地においては保存の検討や記録の保存に努める。	○	○			
	② 貴重な歴史的環境については、公園に取り込むなどして保全に努める。	○	○			2-2②
	③ 周辺の景観に調和する施設整備に努める。	○	○			1-2③, 2-2④
	④ 木材や石材など地場産の自然素材の利用に努める。		○	✓	✓	2-2③
	⑤ 都市と農村の交流やうるおいの場を創出する。	○	○			2-3①
基本的配慮事項 2 環境を守り育てる人材育成						
個別 事項	① 児童や県民等への学習の場を創出する。	○	○			2-3②
	② 環境保全及び管理に取り組む県民等のボランティア活動等を支援する。		○			
		実施率		合計		
		b / a (%)		(a)	(b)	
		100		11	11	
		総合評価		5		

【実施率の算出方法】

- 1) 該当欄は、該当する項目に✓印をつけ、✓の合計数を記入(a)する。
- 2) 実施欄は、実施した(実施を決定した)事項に✓印をつけ、✓の合計数を記入(b)する。
- 3) 実施率は、次の式で算出する。 実施率 (%) = $b \div a \times 100$

【総合評価の評価基準】

- 5 : 実施率が90%以上で、かつ、技術・社会動向からみて最大限の措置を講じている。
- 4 : 実施率が80%以上で、かつ、基準5には及ばないが一定レベルの措置を講じている。
- 3 : 実施率が、70%以上である。
- 2 : 実施率が、50%以上70%未満である。
- 1 : 実施率が、50%未満である。

※ 総合評価が4以上の事業にあっては、様式第1号の「特に配慮した事項」欄に、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。

なお、総合評価が2以下の事業にあっては、様式第1号の「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項」欄に、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。総合評価が3以上の事業についても、同欄に、今後の事業にあたっての配慮すべき事項について、記入する。

環境配慮推進状況評価表（事業別）

部局名 農林部 課・所・室名 春日部農林振興センター

事業の種類	8 農業農村の整備 ①用排水施設整備事業	事業名	農地防災事業(権現堂3期地区)
事業の規模	1177.1ha	実施場所	春日部市、幸手市、北葛飾郡杉戸町
計画期間	平成29～令和4年度	段階	施工段階
事業の概要： 地盤沈下による流下能力低下を解消するため、用水路10kmを整備する。			

※別表1を添付する。

総合評価	5
------	---

【記入方法】

評価基準に基づき評価を行った総合評価を記入する。

<p>特に配慮した事項</p> <p>用水路の一部区間において旧水路の基礎杭を撤去せず新設水路の基礎として使用し、建設副産物の再利用を図った。</p>
<p>配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項</p>

【記入方法】

- 1 「特に配慮した事項」欄は、事業実施にあたって、特に配慮した事項とその内容について記入する。
なお、総合評価が4以上の事業にあっては、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。
- 2 「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項」欄は、事業実施にあたって、特に配慮できなかった事項及びその理由や配慮すべき事項について記入する。
なお、総合評価が2以下の事業にあっては、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。
総合評価が3以上の事業についても、今後の事業にあたっての配慮すべき事項について、記入する。

別表 1 8 農業農村の整備に関する環境配慮方針

事業名		農地防災事業（権現堂3期地区）				
各種計画との整合等		配慮時期		チェック		備考 従前の配慮事項（個別事項）との対応状況
		調査・計画段階	設計・施工段階	該当	実施	
個別事項	① 国土利用計画や都市計画などの土地利用関連諸計画との整合を図るなどにより、周辺地域の自然や景観さらには安全性を損なうことのないよう配慮する。	○				
	② 周辺地域の他の計画や事業の情報を収集する。	○				
	③ 地域住民や県民に対し、環境に配慮した整備・維持管理の重要性についての情報提供を図る。	○	○			3-1①②
基本方向 1		配慮時期		チェック		備考 従前の配慮事項（個別事項）との対応状況
新たなエネルギーが普及した自立分散型の低炭素社会づくり		調査・計画段階	設計・施工段階	該当	実施	
基本的配慮事項 1 新たなエネルギー社会の構築						
個別事項	① 再生可能エネルギーの活用を図る。	○	○			
	② 蓄電池等の導入を図る。	○	○			
	③ コージェネレーションの導入を図る。	○	○			
基本的配慮事項 2 地球温暖化対策の総合的推進						
個別事項	① エネルギーの効率的利用を図る。	○	○			
	② 工事用車両の運行時間、台数等を工夫するとともに、工事の計画的な執行に努める。	○	○	✓	✓	
	③ 交通流の整序化を図る。	○	○			
	④ TDM（交通需要マネジメント）を促進する。	○	○			
	後掲（森林の整備と保全）					

基本的配慮事項 3 ヒートアイランド対策の推進					
個別事項	① 駐車場、壁面や屋上の緑化を図る。	○	○		
	② 照明・電気設備の高効率化や太陽光の調節による熱負荷の低減に配慮する。	○	○		
	③ 空調設備の高効率化や通風による熱負荷の低減に配慮する。	○	○		

基本方向 2		配慮時期		チェック		備考 従前の配慮事項 (個別事項)との 対応状況
限りある資源を大切に する循環型社会づくり		調査・ 計画 段階	設計・ 施工 段階	該当	実施	

基本的配慮事項 1 廃棄物の減量化・循環利用の推進						
個別事項	① 建設廃棄物の発生の抑制、再資源化を推進する。		○	✓	✓	1-3②③
	② 建設発生土の発生を抑えるとともに、発生した建設発生土は地区内利用及び公共工事間での流用を検討する。	○	○	✓	✓	1-2①②
	③ 資材等の選定に当たっては、耐久性が高く、再資源化しやすいもの、環境負荷の少ないもの、再生品を優先的に使用するよう努める。		○	✓	✓	1-3①
	④ 建築物や工作物の解体が伴う場合、PCB含有機器の有無について事前調査し、適正に処理する。		○			
	⑤ 建築物や工作物の解体が伴う場合、石綿含有建材の有無について事前調査し、適正に処理する。		○			

基本的配慮事項 2 水循環の健全化と地盤環境の保全						
個別事項	① 雨水の流出抑制・貯留・浸透・循環利用を促進する。	○	○			
	② 排水再利用（中水利用）システムの導入を図る。	○	○			
	③ 透水性舗装、浸透柵・浸透トレンチの採用に努める。	○	○			
	④ 芝生化などにより、舗装部分を最小限に抑えるよう努める。		○			
	⑤ 地盤沈下対策を適切に実施する。		○			1-1①
	⑥ 周辺の地下水に影響を与えないようにする。		○			1-1①

基本方向 3		配慮時期		チェック		備考 従前の配慮事項 (個別事項)と の対応状況
恵み豊かなみどりや川に彩られ、生物の多様性に富んだ自然共生社会づくり		調査・計画段階	設計・施工段階	該当	実施	
基本的配慮事項 1 川の保全と再生						
個別事項	① 周辺の公共水域の水質の維持など良好な環境の維持に努める。	○	○			1-2③
	② 農業集落排水等の導入を図る。		○			
	③ 親水護岸や多自然型護岸を採用するなど、多様な水際線の維持、形成に努める。		○			
	④ ため池等の保全を図り、多面的な有効利用を推進する。	○	○			2-1⑤
基本的配慮事項 2 みどりの保全と再生						
個別事項	① 良好な樹林地、緑地、水辺等については、あらかじめ公園に取り込むなど保全について検討する。	○	○			2-2①
	② 地域の環境改善のための多様な緑の創造に努める。	○	○			2-2②④
基本的配慮事項 3 森林の整備と保全						
個別事項	① 良好な樹林地、緑地の保全と創造を推進する。	○	○			2-2①
	② 県産木材の積極的活用を図る。		○	✓	✓	2-2③
基本的配慮事項 4 生物多様性の保全						
個別事項	① 在来植生に配慮し、敷地の緑化を推進する。	○	○			2-1②④
	② 表土の保全に努める。	○	○			1-2①
	③ 野生生物の生息空間に配慮した施設整備に努める。	○	○			2-1②③④
	④ さいたまレッドデータブック等に基づき希少野生生物の生息・生育状況を把握する。	○	○	✓	✓	2-1①
	⑤ 希少野生生物の生息・生育空間の確保に努める。	○	○			2-1①

基本方向 4		配慮時期		チェック		備考 従前の配慮事項 (個別事項)と の対応状況
		調査・ 計画 段階	設計・ 施工 段階	該 当	実 施	
安心・安全な環境保全型社会づくり						
基本的配慮事項 1 大気環境の保全						
個別 事項	① 工事施工中の粉じん対策を図る。		○	✓	✓	1-1①
	再掲（環境に配慮した交通の実現）					
基本的配慮事項 2 公共用水域・地下水及び土壌の汚染防止						
個別 事項	① 水質等の保全を図る。		○			1-1①
	② 地下水汚染防止対策に努める。		○			1-1①
基本的配慮事項 3 身近な生活環境の保全						
個別 事項	① 騒音・振動対策を適切に実施する。		○	✓	✓	1-1①
	② 工事中の資材搬出入車両の走行速度の設定を図る。		○	✓	✓	1-1①
	③ 環境対策型建設機械の採用を図る。		○	✓	✓	1-1②
基本的配慮事項 4 環境分野の災害への備えの推進						
個別 事項	① 防災機能の強化と災害時に活用可能な再生可能エネルギー等によるインフラの整備を図る。	○	○			

基本方向 5		配慮時期		チェック		備考 従前の配慮事項 (個別事項)と の対応状況
環境の保全・創造に向けて各主体が取り組む協働社会づくり		調査・ 計画 段階	設計・ 施工 段階	該当	実施	
基本的配慮事項 1 環境と共生する地域づくりの推進						
個別 事項	① 文化財指定区域については保存に努めるとともに、埋蔵文化財包蔵地においては保存の検討や記録の保存に努める。	○	○			
	② 貴重な歴史的環境については、公園に取り込むなどして保全に努める。	○	○			2-2②
	③ 周辺の景観に調和する施設整備に努める。	○	○			1-2③, 2-2④
	④ 木材や石材など地場産の自然素材の利用に努める。		○	✓	✓	2-2③
	⑤ 都市と農村の交流やうるおいの場を創出する。	○	○			2-3①
基本的配慮事項 2 環境を守り育てる人材育成						
個別 事項	① 児童や県民等への学習の場を創出する。	○	○			2-3②
	② 環境保全及び管理に取り組む県民等のボランティア活動等を支援する。		○			
		実施率		合計		
		b / a (%)		(a)	(b)	
		100		11	11	
		総合評価		5		

【実施率の算出方法】

- 1) 該当欄は、該当する項目に✓印をつけ、✓の合計数を記入(a)する。
- 2) 実施欄は、実施した(実施を決定した)事項に✓印をつけ、✓の合計数を記入(b)する。
- 3) 実施率は、次の式で算出する。 実施率 (%) = $b \div a \times 100$

【総合評価の評価基準】

- 5 : 実施率が90%以上で、かつ、技術・社会動向からみて最大限の措置を講じている。
- 4 : 実施率が80%以上で、かつ、基準5には及ばないが一定レベルの措置を講じている。
- 3 : 実施率が、70%以上である。
- 2 : 実施率が、50%以上70%未満である。
- 1 : 実施率が、50%未満である。

※ 総合評価が4以上の事業にあっては、様式第1号の「特に配慮した事項」欄に、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。

なお、総合評価が2以下の事業にあっては、様式第1号の「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項」欄に、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。総合評価が3以上の事業についても、同欄に、今後の事業にあたっての配慮すべき事項について、記入する。

環境配慮推進状況評価表（事業別）

部局名 農林部 課・所・室名 春日部農林振興センター

事業の種類	8 農業農村の整備 ①用排水施設整備事業	事業名	農地防災事業(神扇3期地区)
事業の規模	256.0ha	実施場所	幸手市
計画期間	平成29～令和4年度	段階	施工段階
事業の概要： 湛水被害の未然防止を図るため、排水路1,578mを整備する。			

※別表1を添付する。

総合評価	5
------	---

【記入方法】

評価基準に基づき評価を行った総合評価を記入する。

特に配慮した事項	排水路の基礎材に再生砕石を積極的に使用した。
配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項	

【記入方法】

- 1 「特に配慮した事項」欄は、事業実施にあたって、特に配慮した事項とその内容について記入する。
なお、総合評価が4以上の事業にあっては、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。
- 2 「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項」欄は、事業実施にあたって、特に配慮できなかった事項及びその理由や配慮すべき事項について記入する。
なお、総合評価が2以下の事業にあっては、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。
総合評価が3以上の事業についても、今後の事業にあたっての配慮すべき事項について、記入する。

別表 1 8 農業農村の整備に関する環境配慮方針

事業名		農地防災事業（神扇3期地区）				
各種計画との整合等		配慮時期		チェック		備考 従前の配慮事項（個別事項）との対応状況
		調査・計画段階	設計・施工段階	該当	実施	
個別事項	① 国土利用計画や都市計画などの土地利用関連諸計画との整合を図るなどにより、周辺地域の自然や景観さらには安全性を損なうことのないよう配慮する。	○				
	② 周辺地域の他の計画や事業の情報を収集する。	○				
	③ 地域住民や県民に対し、環境に配慮した整備・維持管理の重要性についての情報提供を図る。	○	○			3-1①②
基本方向 1		配慮時期		チェック		備考 従前の配慮事項（個別事項）との対応状況
新たなエネルギーが普及した自立分散型の低炭素社会づくり		調査・計画段階	設計・施工段階	該当	実施	
基本的配慮事項 1 新たなエネルギー社会の構築						
個別事項	① 再生可能エネルギーの活用を図る。	○	○			
	② 蓄電池等の導入を図る。	○	○			
	③ コージェネレーションの導入を図る。	○	○			
基本的配慮事項 2 地球温暖化対策の総合的推進						
個別事項	① エネルギーの効率的利用を図る。	○	○			
	② 工事用車両の運行時間、台数等を工夫するとともに、工事の計画的な執行に努める。	○	○	✓	✓	
	③ 交通流の整序化を図る。	○	○			
	④ TDM（交通需要マネジメント）を促進する。	○	○			
	後掲（森林の整備と保全）					

基本的配慮事項 3 ヒートアイランド対策の推進					
個別事項	① 駐車場、壁面や屋上の緑化を図る。	○	○		
	② 照明・電気設備の高効率化や太陽光の調節による熱負荷の低減に配慮する。	○	○		
	③ 空調設備の高効率化や通風による熱負荷の低減に配慮する。	○	○		

基本方向 2		配慮時期		チェック		備考 従前の配慮事項 (個別事項)との 対応状況
限りある資源を大切に する循環型社会づくり		調査・ 計画 段階	設計・ 施工 段階	該当	実施	

基本的配慮事項 1 廃棄物の減量化・循環利用の推進						
個別事項	① 建設廃棄物の発生の抑制、再資源化を推進する。		○	✓	✓	1-3②③
	② 建設発生土の発生を抑えるとともに、発生した建設発生土は地区内利用及び公共工事間での流用を検討する。	○	○	✓	✓	1-2①②
	③ 資材等の選定に当たっては、耐久性が高く、再資源化しやすいもの、環境負荷の少ないもの、再生品を優先的に使用するよう努める。		○	✓	✓	1-3①
	④ 建築物や工作物の解体が伴う場合、PCB含有機器の有無について事前調査し、適正に処理する。		○			
	⑤ 建築物や工作物の解体が伴う場合、石綿含有建材の有無について事前調査し、適正に処理する。		○			

基本的配慮事項 2 水循環の健全化と地盤環境の保全						
個別事項	① 雨水の流出抑制・貯留・浸透・循環利用を促進する。	○	○			
	② 排水再利用（中水利用）システムの導入を図る。	○	○			
	③ 透水性舗装、浸透柵・浸透トレンチの採用に努める。	○	○			
	④ 芝生化などにより、舗装部分を最小限に抑えるよう努める。		○			
	⑤ 地盤沈下対策を適切に実施する。		○			1-1①
	⑥ 周辺の地下水に影響を与えないようにする。		○			1-1①

基本方向 3		配慮時期		チェック		備考 従前の配慮事項 (個別事項)と の対応状況
恵み豊かなみどりや川に彩られ、生物の多様性に富んだ自然共生社会づくり		調査・計画段階	設計・施工段階	該当	実施	
基本的配慮事項 1 川の保全と再生						
個別事項	① 周辺の公共水域の水質の維持など良好な環境の維持に努める。	○	○			1-2③
	② 農業集落排水等の導入を図る。		○			
	③ 親水護岸や多自然型護岸を採用するなど、多様な水際線の維持、形成に努める。		○			
	④ ため池等の保全を図り、多面的な有効利用を推進する。	○	○			2-1⑤
基本的配慮事項 2 みどりの保全と再生						
個別事項	① 良好な樹林地、緑地、水辺等については、あらかじめ公園に取り込むなど保全について検討する。	○	○			2-2①
	② 地域の環境改善のための多様な緑の創造に努める。	○	○			2-2②④
基本的配慮事項 3 森林の整備と保全						
個別事項	① 良好な樹林地、緑地の保全と創造を推進する。	○	○			2-2①
	② 県産木材の積極的活用を図る。		○	✓	✓	2-2③
基本的配慮事項 4 生物多様性の保全						
個別事項	① 在来植生に配慮し、敷地の緑化を推進する。	○	○			2-1②④
	② 表土の保全に努める。	○	○			1-2①
	③ 野生生物の生息空間に配慮した施設整備に努める。	○	○			2-1②③④
	④ さいたまレッドデータブック等に基づき希少野生生物の生息・生育状況を把握する。	○	○	✓	✓	2-1①
	⑤ 希少野生生物の生息・生育空間の確保に努める。	○	○			2-1①

基本方向 4		配慮時期		チェック		備考 従前の配慮事項 (個別事項)と の対応状況
		調査・ 計画 段階	設計・ 施工 段階	該 当	実 施	
安心・安全な環境保全型社会づくり						
基本的配慮事項 1 大気環境の保全						
個別 事項	① 工事施工中の粉じん対策を図る。		○	✓	✓	1-1①
	再掲（環境に配慮した交通の実現）					
基本的配慮事項 2 公共用水域・地下水及び土壌の汚染防止						
個別 事項	① 水質等の保全を図る。		○			1-1①
	② 地下水汚染防止対策に努める。		○			1-1①
基本的配慮事項 3 身近な生活環境の保全						
個別 事項	① 騒音・振動対策を適切に実施する。		○	✓	✓	1-1①
	② 工事中の資材搬出入車両の走行速度の設定を図る。		○	✓	✓	1-1①
	③ 環境対策型建設機械の採用を図る。		○	✓	✓	1-1②
基本的配慮事項 4 環境分野の災害への備えの推進						
個別 事項	① 防災機能の強化と災害時に活用可能な再生可能エネルギー等によるインフラの整備を図る。	○	○			

基本方向 5		配慮時期		チェック		備考 従前の配慮事項 (個別事項)と の対応状況
環境の保全・創造に向けて各主体が取り組む協働社会づくり		調査・ 計画 段階	設計・ 施工 段階	該当	実施	
基本的配慮事項 1 環境と共生する地域づくりの推進						
個別 事項	① 文化財指定区域については保存に努めるとともに、埋蔵文化財包蔵地においては保存の検討や記録の保存に努める。	○	○			
	② 貴重な歴史的環境については、公園に取り込むなどして保全に努める。	○	○			2-2②
	③ 周辺の景観に調和する施設整備に努める。	○	○			1-2③, 2-2④
	④ 木材や石材など地場産の自然素材の利用に努める。		○	✓	✓	2-2③
	⑤ 都市と農村の交流やうるおいの場を創出する。	○	○			2-3①
基本的配慮事項 2 環境を守り育てる人材育成						
個別 事項	① 児童や県民等への学習の場を創出する。	○	○			2-3②
	② 環境保全及び管理に取り組む県民等のボランティア活動等を支援する。		○			
		実施率		合計		
		b / a (%)		(a)	(b)	
		100		11	11	
		総合評価		5		

【実施率の算出方法】

- 1) 該当欄は、該当する項目に✓印をつけ、✓の合計数を記入(a)する。
- 2) 実施欄は、実施した(実施を決定した)事項に✓印をつけ、✓の合計数を記入(b)する。
- 3) 実施率は、次の式で算出する。 実施率 (%) = $b \div a \times 100$

【総合評価の評価基準】

- 5 : 実施率が90%以上で、かつ、技術・社会動向からみて最大限の措置を講じている。
- 4 : 実施率が80%以上で、かつ、基準5には及ばないが一定レベルの措置を講じている。
- 3 : 実施率が、70%以上である。
- 2 : 実施率が、50%以上70%未満である。
- 1 : 実施率が、50%未満である。

※ 総合評価が4以上の事業にあっては、様式第1号の「特に配慮した事項」欄に、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。

なお、総合評価が2以下の事業にあっては、様式第1号の「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項」欄に、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。総合評価が3以上の事業についても、同欄に、今後の事業にあたっての配慮すべき事項について、記入する。

環境配慮推進状況評価表（事業別）

部局名 農林部 課・所・室名 春日部農林振興センター

事業の種類	8 農業農村の整備 ①用排水施設整備事業	事業名	川の国埼玉はつらつプロジェクト (出羽堀地区)
事業の規模	水路工L=358m	実施場所	越谷市谷中町地内ほか
計画期間	平成29年度～令和2年度	段階	施工段階
事業の概要： 環境に配慮した水路を整備することにより、魅力ある水辺空間を創出し、周辺の親水拠点を結ぶ親水ネットワークを形成する。			

※別表1を添付する。

総合評価	5
------	---

【記入方法】

評価基準に基づき評価を行った総合評価を記入する。

特に配慮した事項

景観に配慮した自然石護岸を採用した。

配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項

【記入方法】

- 1 「特に配慮した事項」欄は、事業実施に当たって、特に配慮した事項とその内容について記入する。
 なお、総合評価が4以上の事業にあっては、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。
- 2 「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項」欄は、事業実施に当たって、特に配慮できなかった事項及びその理由や配慮すべき事項について記入する。
 なお、総合評価が2以下の事業にあっては、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。
 総合評価が3以上の事業についても、今後の事業にあたっての配慮すべき事項について、記入する。

別表 1 8 農業農村の整備に関する環境配慮方針

事業名		川の国埼玉はつらつプロジェクト 出羽堀地区				
各種計画との整合等		配慮時期		チェック		備考 従前の配慮事項 (個別事項)と の対応状況
		調査・計画段階	設計・施工段階	該当	実施	
個別事項	① 国土利用計画や都市計画などの土地利用関連諸計画との整合を図るなどにより、周辺地域の自然や景観さらには安全性を損なうことのないよう配慮する。	○				
	② 周辺地域の他の計画や事業の情報を収集する。	○				
	③ 地域住民や県民に対し、環境に配慮した整備・維持管理の重要性についての情報提供を図る。	○	○	✓	✓	3-1①②
基本方向 1		配慮時期		チェック		備考 従前の配慮事項 (個別事項)と の対応状況
新たなエネルギーが普及した自立分散型の低炭素社会づくり		調査・計画段階	設計・施工段階	該当	実施	
基本的配慮事項 1 新たなエネルギー社会の構築						
個別事項	① 再生可能エネルギーの活用を図る。	○	○			
	② 蓄電池等の導入を図る。	○	○			
	③ コージェネレーションの導入を図る。	○	○			
基本的配慮事項 2 地球温暖化対策の総合的推進						
個別事項	① エネルギーの効率的利用を図る。	○	○			
	② 工事用車両の運行時間、台数等を工夫するとともに、工事の計画的な執行に努める。	○	○	✓	✓	
	③ 交通流の整序化を図る。	○	○			
	④ TDM（交通需要マネジメント）を促進する。	○	○			
	後掲（森林の整備と保全）					

基本的配慮事項 3 ヒートアイランド対策の推進					
個別事項	① 駐車場、壁面や屋上の緑化を図る。	○	○		
	② 照明・電気設備の高効率化や太陽光の調節による熱負荷の低減に配慮する。	○	○		
	③ 空調設備の高効率化や通風による熱負荷の低減に配慮する。	○	○		

基本方向 2		配慮時期		チェック		備考 従前の配慮事項 (個別事項)との 対応状況
限りある資源を大切に する循環型社会づくり		調査・ 計画 段階	設計・ 施工 段階	該当	実施	

基本的配慮事項 1 廃棄物の減量化・循環利用の推進						
個別事項	① 建設廃棄物の発生の抑制、再資源化を推進する。		○	✓	✓	1-3②③
	② 建設発生土の発生を抑えるとともに、発生した建設発生土は地区内利用及び公共工事間での流用を検討する。	○	○	✓	✓	1-2①②
	③ 資材等の選定に当たっては、耐久性が高く、再資源化しやすいもの、環境負荷の少ないもの、再生品を優先的に使用するよう努める。		○	✓	✓	1-3①
	④ 建築物や工作物の解体が伴う場合、PCB含有機器の有無について事前調査し、適正に処理する。		○			
	⑤ 建築物や工作物の解体が伴う場合、石綿含有建材の有無について事前調査し、適正に処理する。		○			

基本的配慮事項 2 水循環の健全化と地盤環境の保全						
個別事項	① 雨水の流出抑制・貯留・浸透・循環利用を促進する。	○	○			
	② 排水再利用（中水利用）システムの導入を図る。	○	○			
	③ 透水性舗装、浸透柵・浸透トレンチの採用に努める。	○	○			
	④ 芝生化などにより、舗装部分を最小限に抑えるよう努める。		○			
	⑤ 地盤沈下対策を適切に実施する。		○			1-1①
	⑥ 周辺の地下水に影響を与えないようにする。		○	✓	✓	1-1①

基本方向 3		配慮時期		チェック		備考 従前の配慮事項 (個別事項)と の対応状況
恵み豊かなみどりや川に彩られ、生物の多様性に富んだ自然共生社会づくり		調査・計画段階	設計・施工段階	該当	実施	
基本的配慮事項 1 川の保全と再生						
個別事項	① 周辺の公共水域の水質の維持など良好な環境の維持に努める。	○	○			1-2③
	② 農業集落排水等の導入を図る。		○			
	③ 親水護岸や多自然型護岸を採用するなど、多様な水際線の維持、形成に努める。		○			
	④ ため池等の保全を図り、多面的な有効利用を推進する。	○	○			2-1⑤
基本的配慮事項 2 みどりの保全と再生						
個別事項	① 良好な樹林地、緑地、水辺等については、あらかじめ公園に取り込むなど保全について検討する。	○	○			2-2①
	② 地域の環境改善のための多様な緑の創造に努める。	○	○			2-2②④
基本的配慮事項 3 森林の整備と保全						
個別事項	① 良好な樹林地、緑地の保全と創造を推進する。	○	○			2-2①
	② 県産木材の積極的活用を図る。		○			2-2③
基本的配慮事項 4 生物多様性の保全						
個別事項	① 在来植生に配慮し、敷地の緑化を推進する。	○	○			2-1②④
	② 表土の保全に努める。	○	○			1-2①
	③ 野生生物の生息空間に配慮した施設整備に努める。	○	○	✓	✓	2-1②③④
	④ さいたまレッドデータブック等に基づき希少野生生物の生息・生育状況を把握する。	○	○			2-1①
	⑤ 希少野生生物の生息・生育空間の確保に努める。	○	○			2-1①

基本方向 4		配慮時期		チェック		備考 従前の配慮事項 (個別事項)と の対応状況
		調査・ 計画 段階	設計・ 施工 段階	該 当	実 施	
安心・安全な環境保全型社会づくり						
基本的配慮事項 1 大気環境の保全						
個別 事項	① 工事施工中の粉じん対策を図る。		○	✓	✓	1-1①
	再掲（環境に配慮した交通の実現）					
基本的配慮事項 2 公共用水域・地下水及び土壌の汚染防止						
個別 事項	① 水質等の保全を図る。		○			1-1①
	② 地下水汚染防止対策に努める。		○			1-1①
基本的配慮事項 3 身近な生活環境の保全						
個別 事項	① 騒音・振動対策を適切に実施する。		○	✓	✓	1-1①
	② 工事中の資材搬出入車両の走行速度の設定を図る。		○	✓	✓	1-1①
	③ 環境対策型建設機械の採用を図る。		○	✓	✓	1-1②
基本的配慮事項 4 環境分野の災害への備えの推進						
個別 事項	① 防災機能の強化と災害時に活用可能な再生可能エネルギー等によるインフラの整備を図る。	○	○			

基本方向 5		配慮時期		チェック		備考 従前の配慮事項 (個別事項)と の対応状況
環境の保全・創造に向けて各主体が取り組む協働社会づくり		調査・ 計画 段階	設計・ 施工 段階	該当	実施	
基本的配慮事項 1 環境と共生する地域づくりの推進						
個別 事項	① 文化財指定区域については保存に努めるとともに、埋蔵文化財包蔵地においては保存の検討や記録の保存に努める。	○	○			
	② 貴重な歴史的環境については、公園に取り込むなどして保全に努める。	○	○			2-2②
	③ 周辺の景観に調和する施設整備に努める。	○	○	✓	✓	1-2③, 2-2④
	④ 木材や石材など地場産の自然素材の利用に努める。		○	✓	✓	2-2③
	⑤ 都市と農村の交流やうるおいの場を創出する。	○	○			2-3①
基本的配慮事項 2 環境を守り育てる人材育成						
個別 事項	① 児童や県民等への学習の場を創出する。	○	○			2-3②
	② 環境保全及び管理に取り組む県民等のボランティア活動等を支援する。		○			
		実施率		合計		
		b / a (%)		(a)	(b)	
		100 %		13	13	
		総合評価		5		

【実施率の算出方法】

- 1) 該当欄は、該当する項目に✓印をつけ、✓の合計数を記入(a)する。
- 2) 実施欄は、実施した(実施を決定した)事項に✓印をつけ、✓の合計数を記入(b)する。
- 3) 実施率は、次の式で算出する。 実施率 (%) = $b \div a \times 100$

【総合評価の評価基準】

- 5 : 実施率が90%以上で、かつ、技術・社会動向からみて最大限の措置を講じている。
- 4 : 実施率が80%以上で、かつ、基準5には及ばないが一定レベルの措置を講じている。
- 3 : 実施率が、70%以上である。
- 2 : 実施率が、50%以上70%未満である。
- 1 : 実施率が、50%未満である。

※ 総合評価が4以上の事業にあっては、様式第1号の「特に配慮した事項」欄に、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。

なお、総合評価が2以下の事業にあっては、様式第1号の「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項」欄に、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。総合評価が3以上の事業についても、同欄に、今後の事業にあたっての配慮すべき事項について、記入する。

環境配慮推進状況評価表（事業別）

部局名 農林部 課・所・室名 農村整備計画センター

事業の種類	8 農業農村の整備 ①用排水施設整備事業	事業名	用排水施設整備事業（かんがい排水） 埼玉4期地区
事業の規模	基幹的水利施設5施設	実施場所	行田市ほか
計画期間	平成27～令和元年度	段階	調査・計画段階
事業の概要： 本地区は県営事業で造成した主要な農業水利施設（新郷交換用水路、糠田排水機場、九尺排水機場、南吉見排水機場、中条星宮用水施設）について、基幹水利施設の機能の診断・評価を実施して、結果に応じた予防保全対策を実施することにより、施設の維持修繕により、長寿命化を図る計画を樹立するものである。			

※別表1を添付する。

総合評価	3
------	---

【記入方法】

評価基準に基づき評価を行った総合評価を記入する。

特に配慮した事項

配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項

事業実施段階において整備する、用排水施設の制御機器については、省電力対応品を選定し、環境負荷の軽減を図るよう配慮する。

【記入方法】

- 1 「特に配慮した事項」欄は、事業実施に当たって、特に配慮した事項とその内容について記入する。
なお、総合評価が4以上の事業にあっては、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。
- 2 「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項」欄は、事業実施に当たって、特に配慮できなかった事項及びその理由や配慮すべき事項について記入する。
なお、総合評価が2以下の事業にあっては、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。
総合評価が3以上の事業についても、今後の事業にあたっての配慮すべき事項について、記入する。

別表 1 8 農業農村の整備に関する環境配慮方針

事業名		用排水施設整備事業（かんがい排水） 埼玉4期地区				
各種計画との整合等		配慮時期		チェック		備考 従前の配慮事項 （個別事項）と の対応状況
		調査・ 計画 段階	設計・ 施工 段階	該 当	実 施	
個別 事項	① 国土利用計画や都市計画などの土地利用関連諸計画との整合を図るなどにより、周辺地域の自然や景観さらには安全性を損なうことのないよう配慮する。	○		✓	✓	
	② 周辺地域の他の計画や事業の情報を収集する。	○		✓	✓	
	③ 地域住民や県民に対し、環境に配慮した整備・維持管理の重要性についての情報提供を図る。	○	○	✓		3-1①②
基本方向 1		配慮時期		チェック		備考 従前の配慮事項 （個別事項）と の対応状況
新たなエネルギーが普及した自立分散型の低炭素社会づくり		調査・ 計画 段階	設計・ 施工 段階	該 当	実 施	
基本的配慮事項 1 新たなエネルギー社会の構築						
個別 事項	① 再生可能エネルギーの活用を図る。	○	○			
	② 蓄電池等の導入を図る。	○	○			
	③ コージェネレーションの導入を図る。	○	○			
基本的配慮事項 2 地球温暖化対策の総合的推進						
個別 事項	① エネルギーの効率的利用を図る。	○	○			
	② 工事用車両の運行時間、台数等を工夫するとともに、工事の計画的な執行に努める。	○	○			
	③ 交通流の整序化を図る。	○	○			
	④ TDM（交通需要マネジメント）を促進する。	○	○			
	後掲（森林の整備と保全）					

基本的配慮事項 3 ヒートアイランド対策の推進					
個別事項	① 駐車場、壁面や屋上の緑化を図る。	○	○		
	② 照明・電気設備の高効率化や太陽光の調節による熱負荷の低減に配慮する。	○	○		
	③ 空調設備の高効率化や通風による熱負荷の低減に配慮する。	○	○		

基本方向 2		配慮時期		チェック		備考 従前の配慮事項 (個別事項)との 対応状況
限りある資源を大切に する循環型社会づくり		調査・ 計画 段階	設計・ 施工 段階	該当	実施	

基本的配慮事項 1 廃棄物の減量化・循環利用の推進						
個別事項	① 建設廃棄物の発生の抑制、再資源化を推進する。		○			1-3②③
	② 建設発生土の発生を抑えるとともに、発生した建設発生土は地区内利用及び公共工事間での流用を検討する。	○	○			1-2①②
	③ 資材等の選定に当たっては、耐久性が高く、再資源化しやすいもの、環境負荷の少ないもの、再生品を優先的に使用するよう努める。		○			1-3①
	④ 建築物や工作物の解体が伴う場合、PCB含有機器の有無について事前調査し、適正に処理する。		○			
	⑤ 建築物や工作物の解体が伴う場合、石綿含有建材の有無について事前調査し、適正に処理する。		○			

基本的配慮事項 2 水循環の健全化と地盤環境の保全						
個別事項	① 雨水の流出抑制・貯留・浸透・循環利用を促進する。	○	○			
	② 排水再利用（中水利用）システムの導入を図る。	○	○			
	③ 透水性舗装、浸透柵・浸透トレンチの採用に努める。	○	○			
	④ 芝生化などにより、舗装部分を最小限に抑えるよう努める。		○			
	⑤ 地盤沈下対策を適切に実施する。		○			1-1①
	⑥ 周辺の地下水に影響を与えないようにする。		○			1-1①

基本方向 3		配慮時期		チェック		備考 従前の配慮事項 (個別事項)と の対応状況
恵み豊かなみどりや川に彩られ、生物の多様性に富んだ自然 共生社会づくり		調査・ 計画 段階	設計・ 施工 段階	該当	実施	
基本的配慮事項 1 川の保全と再生						
個別 事項	① 周辺の公共水域の水質の維持など良好な環境の維持に努める。	○	○			1-2③
	② 農業集落排水等の導入を図る。		○			
	③ 親水護岸や多自然型護岸を採用するなど、多様な水際線の維持、 形成に努める。		○			
	④ ため池等の保全を図り、多面的な有効利用を推進する。	○	○			2-1⑤
基本的配慮事項 2 みどりの保全と再生						
個別 事項	① 良好な樹林地、緑地、水辺等については、あらかじめ公園に取り 込むなど保全について検討する。	○	○			2-2①
	② 地域の環境改善のための多様な緑の創造に努める。	○	○			2-2②④
基本的配慮事項 3 森林の整備と保全						
個別 事項	① 良好な樹林地、緑地の保全と創造を推進する。	○	○			2-2①
	② 県産木材の積極的活用を図る。		○			2-2③
基本的配慮事項 4 生物多様性の保全						
個別 事項	① 在来植生に配慮し、敷地の緑化を推進する。	○	○			2-1②④
	② 表土の保全に努める。	○	○			1-2①
	③ 野生生物の生息空間に配慮した施設整備に努める。	○	○			2-1②③④
	④ さいたまレッドデータブック等に基づき希少野生生物の生息・生 育状況を把握する。	○	○			2-1①
	⑤ 希少野生生物の生息・生育空間の確保に努める。	○	○			2-1①

基本方向 4		配慮時期		チェック		備考 従前の配慮事項 (個別事項)と の対応状況
		調査・ 計画 段階	設計・ 施工 段階	該当	実施	
安心・安全な環境保全型社会づくり						
基本的配慮事項 1 大気環境の保全						
個別 事項	① 工事施工中の粉じん対策を図る。		○			1-1①
	再掲（環境に配慮した交通の実現）					
基本的配慮事項 2 公共用水域・地下水及び土壌の汚染防止						
個別 事項	① 水質等の保全を図る。		○			1-1①
	② 地下水汚染防止対策に努める。		○			1-1①
基本的配慮事項 3 身近な生活環境の保全						
個別 事項	① 騒音・振動対策を適切に実施する。		○			1-1①
	② 工事中の資材搬出入車両の走行速度の設定を図る。		○			1-1①
	③ 環境対策型建設機械の採用を図る。		○			1-1②
基本的配慮事項 4 環境分野の災害への備えの推進						
個別 事項	① 防災機能の強化と災害時に活用可能な再生可能エネルギー等によるインフラの整備を図る。	○	○			

基本方向 5		配慮時期		チェック		備考 従前の配慮事項 (個別事項)と の対応状況
環境の保全・創造に向けて各主体が取り組む協働社会づくり		調査・ 計画 段階	設計・ 施工 段階	該当	実施	
基本的配慮事項 1 環境と共生する地域づくりの推進						
個別 事項	① 文化財指定区域については保存に努めるとともに、埋蔵文化財包蔵地においては保存の検討や記録の保存に努める。	○	○			
	② 貴重な歴史的環境については、公園に取り込むなどして保全に努める。	○	○			2-2②
	③ 周辺の景観に調和する施設整備に努める。	○	○	✓	✓	1-2③, 2-2④
	④ 木材や石材など地場産の自然素材の利用に努める。		○			2-2③
	⑤ 都市と農村の交流やうるおいの場を創出する。	○	○			2-3①
基本的配慮事項 2 環境を守り育てる人材育成						
個別 事項	① 児童や県民等への学習の場を創出する。	○	○			2-3②
	② 環境保全及び管理に取り組む県民等のボランティア活動等を支援する。		○			
		実施率		合計		
		b / a (%)		(a)	(b)	
		75%		4	3	
		総合評価		3		

【実施率の算出方法】

- 1) 該当欄は、該当する項目に✓印をつけ、✓の合計数を記入(a)する。
- 2) 実施欄は、実施した(実施を決定した)事項に✓印をつけ、✓の合計数を記入(b)する。
- 3) 実施率は、次の式で算出する。 実施率 (%) = $b \div a \times 100$

【総合評価の評価基準】

- 5 : 実施率が90%以上で、かつ、技術・社会動向からみて最大限の措置を講じている。
- 4 : 実施率が80%以上で、かつ、基準5には及ばないが一定レベルの措置を講じている。
- 3 : 実施率が、70%以上である。
- 2 : 実施率が、50%以上70%未満である。
- 1 : 実施率が、50%未満である。

※ 総合評価が4以上の事業にあっては、様式第1号の「特に配慮した事項」欄に、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。

なお、総合評価が2以下の事業にあっては、様式第1号の「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項」欄に、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。総合評価が3以上の事業についても、同欄に、今後の事業にあたっての配慮すべき事項について、記入する。